

令和6年9月第141回内子町議会定例会会議録（第1日）

○招集年月日 令和6年9月2日（月）
 ○開会年月日 令和6年9月2日（月）
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（14名）

1番	城戸	司君	2番	塩川	まゆみ君
3番	関根	律之君	4番	向井	一富君
5番	久保	美博君	6番	森永	和夫君
7番	菊地	幸雄君	8番	泉	浩壽君
9番	大木	雄君	10番	山本	徹君
12番	下野	安彦君	13番	林	博君
14番	山崎	正史君	15番	寺岡	保君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	小野植正久君	副町長	山岡敦君
総務課長	黒澤賢治君	住民課長	上山淳一君
税務課長	久保宮賢次君	保健福祉課長	上野昌宏君
こども支援課長	山本勝利君	内子町保健センター所長	上石由起恵君
建設デザイン課長	亀内重範君	会計課長	田中哲君
町並・地域振興課長	大竹浩一君	小田支所長	中嶋優治君
農林振興課長	大久保裕記君	環境政策室長	高嶋由久子君
政策調整班長	二宮大昌君	危機管理班長	宮田哲郎君
上下水道対策班長	稲田彰二君	商工観光班長	大田陽市君
教育長	林純司君	学校教育課長	亀岡秀俊君
自治・学習課長	福見光生君		
代表監査委員	赤穂英一君	農業委員会会長	北岡清君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局 局長 前野良二君 書記 本田紳太郎君

○議事日程（第8号）

日程第1 会議録署名議員の指名
 日程第2 会期決定の件及び議事日程通告

令和6年9月第141回内子町議会定例会

自 令和6年9月2日

会期

25日間

至 令和6年9月26日

- 日程第 3 議長諸般の報告
- 日程第 4 招集あいさつ及び行政報告
- 日程第 5 令和6年請願 伊方原発を即刻止めることを県知事に求める請願
受理第 1号 (総務文教常任委員会付託のもの)
- 日程第 6 発議第 3号 内子町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 報告第 4号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第 8 報告第 5号 小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第 9 報告第 6号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第10 報告第 7号 健全化判断比率の報告について
- 日程第11 報告第 8号 資金不足比率の報告について
- 日程第12 報告第 9号 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について
- 日程第13 議認第 7号 令和5年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議認第 8号 令和5年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議認第 9号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議認第10号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議認第11号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議認第12号 令和5年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第55号 令和5年度内子町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第20 議認第13号 令和5年度内子町水道事業会計決算の認定について
- 日程第21 議案第56号 令和5年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第22 議認第14号 令和5年度内子町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第23 議案第57号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 日程第24 議案第58号 内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第59号 内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第60号 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第61号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第62号 内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第63号 内子町成留屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定について
- 日程第30 議案第64号 五十崎特産センターの指定管理者の指定について
- 日程第31 議案第65号 第39号 令和6年度無線LAN環境整備機器等購入に係る物品購入契約について
- 日程第32 議案第66号 第56号 令和6年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について
- 日程第33 議案第67号 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について
- 日程第34 議案第68号 愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
- 日程第35 議案第69号 第3期内子町総合計画基本構想の策定について
- 日程第36 議案第70号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第37 議案第71号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第38 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第38まで

午前 10時00分 開会

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（久保美博君） ただ今から、令和6年第141回内子町議会定例会を開会いたします。本定例会では、地方自治法第119条第1項の規定により、町長、教育長、代表監査委員及び農業委員会会長の出席を求めています。また、説明員として出席通知のありましたものは、副町長及び総務課長及び各課長、班長等の19名であります。これより、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（久保美博君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、9番、大木雄議員、10番、山本徹議員を指名します。

日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（久保美博君） 「日程第2 会期決定の件及び議事日程通告」のうち会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は去る8月26日開催の議会運営委員会において協議され、本日から26日までの25日間としております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。従って、会期は9月26日までの25日間に決定しました。

なお、本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程（第8号）」のとおりであります。

日程第 3 議長諸般の報告

○議長（久保美博君） 「日程第3 議長諸般の報告」をします。議長としての報告事項は、お手元に配布しているとおりであります。ご覧いただいたことと思いますから、ご了承ください。これをもって諸般の報告を終わります。

日程第 4 招集あいさつ及び行政報告

○議長（久保美博君） 「日程第4 招集あいさつ及び行政報告」を町長より受けることとします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 本日ここに、令和6年9月内子町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にあり

がとうございます。

本定例会に、町長として提出いたします案件は、報告6件、決算認定8件、剰余金の処分2件、条例の一部改正6件、指定管理者の指定2件、物品購入契約1件、工事請負契約1件、規約の一部改正2件、総合計画基本構想の策定1件、補正予算2件、人事案件1件の合計32件でございます。

それぞれの案件につきましては、その都度、ご説明申し上げますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

里山では稲がすくすくと成長し、黄金色に輝き始めました。また、ブドウや栗など旬の果物も収穫時期を迎えています。今月中旬には、八日市護国の町並み保存地区において観月会が予定されるなど、いよいよ秋本番を迎えるという感がございます。

今年の夏を振り返りますと、国内では40度を超す気温を観測した地域があり、町内でも30度を超す真夏日が続くなど、例年以上に暑い夏となったなか、7月には活発な梅雨前線の影響を受け、山形県や秋田県など東北地方の日本海側を中心に大雨となり、堤防決壊や越水による氾濫が発生し、死者や行方不明者が出るなど、甚大な被害を受けた地域がありました。松山市でも、大雨により松山城の城山で土砂崩れが発生し、犠牲者が出たことは記憶に新しいところであります。

続く8月には台風5号が東北地方に上陸した影響で、岩手県では48時間で400mmを越す記録的な雨量を観測し、床上や床下浸水の被害が発生しています。また、台風7号が接近した関東甲信地方では、新幹線や在来線の運転見合わせ、飛行機の欠航、高速バスや路線バスの運休が相次ぎ、お盆をふるさとで過ごした方々の交通に大きな影響が出ております。

さらに先週、非常に強い台風10号が史上最強クラスの勢力で九州地方に上陸し、その後、ゆっくりとしたスピードで四国地方を通過しました。本町では、警報発令前の8月28日に8カ所の避難所を開設し、早めの避難を呼びかけるとともに、その対応に当たりました。この台風の影響により、町内では、町道の法面崩壊による通行止めが1件発生したものの、人的な被害等はありませんでした。しかし、全国的には大雨や暴風の影響により死者や負傷者が出るなどの人的被害が発生したほか、家屋損壊や停電、河川の氾濫や越水等による浸水、土砂崩れ等も広範囲において発生しております。お亡くなりになられました方々に対し、心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。

災害関連で申しますと、先月8日には宮崎県南部で震度6弱の地震が発生し、宇和海など広い範囲で津波注意報が発表されました。気象庁から南海トラフ巨大地震の発生が平常時に比べて相対的に高まったとして、「南海トラフ地震臨時情報・巨大地震注意」が運用後初めて発表されたことを受け、本町におきましては災害警戒本部を設置し、職員を交替で待機させるとともに、町民の皆さまに対して家具の点検や備蓄品の準備、避難経路の確認など事前の備えを行うよう、防災無線やメールを通して周知を図りました。8月15日に「南海トラフ地震臨時情報・巨大地震注意」は解除とはなりましたが、突発的な災害が起こった際、

しっかりとした防災対策がとれるような体制を構築しておく重要性を再認識したところで
す。

一方、今夏は明るい話題もありました。世界的なスポーツの祭典であるパリオリンピック
が開催され、多くの日本人選手が活躍されるなど、たくさんの感動をいただきました。そし
て、先週からパリパラリンピックが始まっています。パラリンピックでもたくさんの感動が
生まれるものと思っており、選手の皆さんの活躍に期待をしているところであります。

そのほか、町内に目を向けますと、内子夏祭り、小田燈籠まつり、内子笹まつり、いかざ
き花火大会、寺村山の神火祭りや盆踊りなど、町内各地で多くのお祭りやイベントが開催さ
れ、たくさんの来場者で賑わっておりました。担い手不足が叫ばれる中、地域の皆さまが知
恵を出し合い、形を変えながらも伝統的なお祭りや文化などを継続されていることに敬意
を表する次第です。このような地域の人の頑張りが町をかたちづくっていることを忘れて
はならないと思っています。

それでは、さっそく当面いたしております事務事業等についてご報告申し上げます。
ご報告いたします内容は、1つ目として、9月補正予算の概要について。2つ目が、外国語
指導助手（ALT）及び国際交流員（CIR）について。3つ目が、内子座文楽第25回公
演について。4つ目が、内子座の長期休館の概要についてでございます。

それでは最初に、令和6年度9月補正予算の概要についてご報告いたします。

9月補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ4億9,134万1,000円を追加し、
歳入歳出予算の総額を117億9,027万5,000円といたしております。これは、前
年度同期の予算額と比較し、3億4,370万1,000円、率にして3.0%の増となっ
ております。詳細につきましては後ほどご説明いたしますが、主だったものとしまして、
生活の基盤整備の分野では、児童手当の制度改正に伴い、支給対象の拡充や所得制限の撤廃、
第3子以降の児童手当額の増額などが行われたことにより、児童手当の額を2,284万円
増額する予算を追加で計上しております。また、新型コロナウイルスワクチン接種が、特例
臨時接種から予防接種法上の定期予防接種に位置づけられたことに伴い、対象者に対する
新型コロナウイルス定期接種委託料3,813万円を新たに計上しております。加えて、東
沖自治会館の新築に伴う建設用地の購入及びその用地造成に伴う設計委託業務に係る経費
558万5,000円を計上しております。

農林業の活性化の分野では、国の林業・木材産業循環成長対策事業の採択を受け、経年劣
化した内子町森林組合の木材選別機の更新に係る支援経費6,816万5,000円を計上
しております。

そのほか、町有施設の緊急修繕に係る経費、国の新たな経済に向けた給付金・定額減税一
体措置として実施する低所得者支援に関する追加経費、町道、農林道の整備に要する経費や
木造住宅耐震化支援に係る追加経費、農林業施設や公共土木施設の災害復旧事業に係る経
費などを予算計上し、その財源は、分担金、国県支出金、地方債などに加え、基金を取り崩
して充当する予定にしております。

次に、外国語指導助手（ＡＬＴ）及び国際交流員（ＣＩＲ）についてご報告いたします。

内子町では、総務省、外務省、文部科学省の協力のもと、外国青年を招致する事業「ＪＥＴプログラム」を活用し、ＡＬＴ４名、ＣＩＲ１名の体制で外国語教育及び国際理解教育を推進しております。

本年度は、ＡＬＴのディロンとＣＩＲのジェニファーが７月末で任用期間が満了となり帰国されました。お二人には、学校教育や社会教育など様々な面で活躍をしていただき、大変優秀で先生や生徒たちからの信頼も厚かったと伺っています。優秀な人材が退任したことは内子町にとって痛手ではありますが、今後、お二人のご健康とご活躍を願うばかりでございます。

今回、退任されたお二人の後任として、７月２９日付でＡＬＴにガブリエルが、８月５日付でＣＩＲにシュテファンが着任いたしました。それぞれの個性や強みを存分に発揮してご活躍いただき、内子町の外国語教育や国際理解教育がさらに充実していくことに期待をしているところでございます。

次に、内子座文楽第２５回公演についてご報告いたします。

８月２４日と２５日の２日間、内子座を会場に内子座文楽第２５回公演が開催されました。当日は天候にも恵まれ、多くのお客様をお迎えすることができました。西予市出身で人形遣いの人間国宝、吉田和生さんや、同じく人形遣いの人間国宝、吉田玉男さんらのご出演され、２日間で１，３５０人に来場していただき、全国各地から訪れていただいた文楽ファンにも十分満足していただける公演になったと思っています。

また、公演前日に開催した裏ツアーは４９名にご参加いただき、内子座ならではの企画としたことで、参加者からは「感謝の気持ちでいっぱいです。内子座改修後も楽しみにしています。」など好評の声をいただいております。加えて、夜の交流会につきましては、出演者を含め、約１２０人で交流することができました。

さらに、公演初日の夜には新たな企画として、「夜まち歩き事業」を開催いたしました。内子本町商店街では「まちかど文楽展」や「でこまわしの実演」を、上芳我邸では「文楽ミニ公演」を実施し、町内外の皆さまに、終日、「内子座文楽」を愉しんでいただきました。併せて、商店街の皆さまには営業時間の延長を、八日市護国地区町並保存会の皆さまには「行燈による沿道ライトアップ」にご協力いただくなど、町民の皆さまが力を合わせ「内子のおもてなし」にご協力いただき、素晴らしい夜となりました。運営に当たられた実行委員会をはじめ、ボランティアスタッフを含む関係者の皆さまに深く感謝を申し上げます。

最後に、内子座の長期休館の概要についてご報告いたします。

内子座は耐震補強を含む保存修理工事のため、本日９月２日から約４年間休館することになりました。内子座は今まで、文楽、落語、歌舞伎、狂言といった伝統芸能のほか、コンサートや講演会など、各方面で活躍されている著名な方から地元の方に至るまで幅広い方々に利用され、みんなに愛されてきた劇場でございます。先日、８月２８日には、休館前最後の公演として、「立川志の輔独演会」を開催し、志の輔師匠に有終の美を飾っていただ

く予定でしたが、台風10号の影響を考慮し、やむなく中止とさせていただきました。観客の皆さまだけでなく、出演者や運営スタッフを含め、内子座の長期休館前最後の公演にそれぞれの思いを持って準備されてきたと思います。悔しい結果となりましたが、本公演の準備に関わっていただいた全ての皆さまに感謝申し上げます。

内子座の保存修理につきましては、準備が整い次第、工事に着手する予定でございます。工事に入りましたら内子座東側の町道が車両通行止めとなり、近隣をはじめ、町民の皆さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、内子座を次の世代へと引き継いでいくための重要な工事ですので、ご理解ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、内子座では、休館中でも町民の皆さまをはじめ、観光客の方々に少しでも楽しんでもらえるよう楽屋を公開し、内子座に関する情報を発信するとともに、発表や体験の機会を創出することで文化芸術の推進を図ってまいります。その主な内容ですが、内子座のこれまでの歩みや工事の状況などをお伝えできるような企画展をはじめ、ミニコンサートの実施や、楽屋内の搬入口に描かれた普段見ることができない、これまでに公演をいただいた出演者のサインを公開していく予定でございます。加えて、内子座外観にはラッピングアートとして、ジブリ元美術部の方々が描いた内子の風景画を工事幕に転写し観光客の皆さまにも楽しんでいただくことを考えております。

なお、楽屋公開の時期ですが、10月5日を予定しており、混雑を避けるため入館は原則、予約制とさせていただきます。

長期間の休館とはなりますが、町民の皆さま、全国の内子座ファンの皆さまと共に、4年後に新しく生まれ変わる内子座を楽しみに待ちたいと思います。引き続き内子座をご愛顧いただきますようどうぞよろしくお願いいたします。

以上、4件の事柄についてご報告申し上げます。今後も活力ある内子町を創造するために、町民の皆さまと共に協働してまいりますので、引き続き議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げ、招集のご挨拶といたします。

○議長（久保美博君） 以上で、招集あいさつ及び行政報告を終わります。

これから、議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

日程第 5 令和6年請願受理第1号 伊方原発を即刻止めることを県知事に求める請願

○議長（久保美博君） 「日程第5 令和6年請願受理第1号 伊方原発を即刻止めることを県知事に求める請願」を議題とします。この請願は、6月定例会において総務文教委員会に付託し、引き続き閉会中の継続審査となっていたものであります。総務文教常任委員長から、審査結果の報告をお願いします。塩川総務文教常任委員長、ご登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） ご報告申し上げます。

令和6年6月14日、閉会中の当委員会に付託されました「令和6年請願受理第1号 伊方原発を即刻止めることを県知事に求める請願」について、7月12日に当委員会を開催し、8名全員の委員の参加を得て審査を行いましたので、審査の結果についてご報告申し上げます。

審査経過、並びに審査結果につきましては、請願審査報告書のとおりであります。

本請願事項は、原発は地震に非常に脆弱であり、過酷事故を起こせば非難は困難を極めるため、一刻も早い原発全廃が求められている。稼働中であった福島原発事故は過酷事故に至ったが、今年1月1日に発生した能登半島大地震では、震源近くの珠洲市でかつて計画されていた原発の建設が住民の反対運動に阻止され、事故を回避することができた。この愛媛県でも、2月26日と4月17日に大きな地震があり、特に4月17日はマグニチュード6.4、南予でも震度6弱の地震があった。地震があるたびに県民は不安に襲われている。

県知事は「原発はない方がよいが代替エネルギーは不十分である」と言うが、太陽光発電の出力抑制の恒常化、また電力需要ピーク時の真夏に原発の定期点検で休止を予定するなど、そのエネルギーが不十分という論拠は崩れている。住民の命と生活を守るという自治体本来の役割を果たすため、伊方原発を即刻止めることを県知事に求める決議をすることを求めるものであります。

委員から、請願への反対意見として「原発に頼らないでエネルギー不足にならないことが証明できないなか、原発の即時停止を県知事に求めても、電力不足になった場合にあまりにも無責任である。」との意見や、「できるだけ原発に頼らない発電を目指すことは間違いないが、将来的に化石燃料に頼らない発電能力が確保できたときに原発を廃止の方向で考えていく。現段階では原発を止めるには時期尚早だと考える。」との意見がありました。

一方、請願へ賛成意見としては、「原発に頼らなくてもエネルギー不足にならないことは請願にもあるとおり、すでに明らかとなっている。」との意見や、「実際に事故が起きたときには誰が責任をとるのか。誰もとることはできない。住民の生命、財産を守るのが議会の大きな使命であると考え。また、原発を止めてほしいという住民の願いを県や国に伝えることで再生可能エネルギーへの転換を後押しし、原発を廃止する流れに大きく寄与するものであると考え。」との意見がありました。

採決の結果、「令和6年請願受理第1号」は、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） ただ今の委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。塩川委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。この請願に対する委員長報告は不採択です。請願に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 私は本請願の紹介議員であり、賛成の立場から討論を行います。

今年1月1日に能登半島地震と2011年福島原発事故は、「地震はいつ、どこで、どの規模で発生するか予知できない」ということを改めて認識させられました。

今回起きた能登半島地震でも、かつて原発の建設計画があった珠洲市で震度7の揺れが原発を襲ったらどうなっていたでしょうか。また、今回の地震で震度4を計測して配管から油漏れを起こした志賀原発が13年間停止していなくて運転していたら、どうだったか。過酷事故になっていたかもしれません。

近い将来必ずくると言われている南海トラフ地震が発生した時、伊方原発が運転を続けていたら、過酷事故にならない保障はありません。原発は運転を停止していれば、事故のリスクを大きく下げることができます。

総務文教委員会での審査の反対意見では、原発が動かなければ電気が不足することを心配する内容のものが多かったですが、これまで、福島原発事故後、東京電力管内では原発は一基も動いていませんし、震災後1年11か月間は全国で原発は1基も動いていませんでした。伊方原発が4年7か月ぶりに再稼働したのは2016年8月で運転を停止していましたが、その間も四国で電力不足による大規模停電は起きていません。この夏の猛暑でも電気が不足するような事態にならなかったことから、電力不足が起きないことは明らかです。地震に脆弱な原発を動かす理由として、電力不足を持ち出すのは言い訳にしかありません。

四国電力が策定した伊方原発の耐震基準である基準地震動は、650ガルとされていますが、愛媛県の地震被害想定調査では南海トラフ地震で伊方町の最大地表加速度は1,500ガルを超え、原発敷地内でも1,000ガルを超えるという試算があります。また、過去30年、日本で700ガル以上を観測した地震は30回を超えるという調査もあります。伊方原発を大きな地震が襲ったとき、配管や電気系統などが揺れの大きさに耐えられず損傷し、冷却が続けられなくなり過酷事故につながる可能性は否定できません。

私たち内子町議会は、住民の命と暮らしを守る観点から、地震に脆弱で危険な伊方原発を運転しないよう愛媛県知事に求める意見書を提出することは、きわめて妥当な判断だということを表明し、賛成討論を終わります。

○議長（久保美博君） 次に、請願に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野議員。

○12番（下野安彦君） 私はこの請願に反対の立場で討論したいと思います。

今から3年前の2021年の11月に伊方原発の3号機は中村時広知事が条件付きで伊方原発の再稼働を了承すると表明されました。そして、また約2年ぐらい前の2022年11月の前回の知事選挙ですけれども、伊方原発に対しても、「将来的には脱原発を目指すべきであるが、発電コストや出力、安全、安定供給の3条件を満たす代替エネルギーが確保さ

れるまでは、現実的な対応として、当面は安全対策を徹底しながらその利用を継続せざるを得ないを考える。しかし、伊方原発、伊方発電所での連続トラブルや保安規定違反に対して不安の声は当然です。四国の電力は最新の知見を絶えず収集し、安全対策の不断の向上を図れるよう機会あるごとに要請し、説明を求める。」といった答弁をされて知事選に臨まれております。伊方原発反対の討論を表明されている共産党の林候補との選挙戦でそのことを論じておられます。また、知事選に当選されてから伊方原発の稼働について問われた知事は、「安全対策を徹底的に追及しながら向き合っていく考えには変わりはない。」と話されています。知事は県民の安全を第一番に考え、電力会社には常に厳しい姿勢で安全対策を求められており、その安全対策が講されているなかで再稼働を認められています。

私も脱原発を目指すべきと思いますが、CO₂に影響の出ないような代替エネルギーの数字が確保されるまでは稼働せざるを得ない考えるものであります。前回の愛媛県知事の結果は有効投票数の90.3%が中村知事を支持されており、伊方原発の稼働についてもひとつの選挙の争点になっており、県民が伊方原発の稼働を認めた知事を適任と判断したことになります。内子町においても投票者数は6,205票と少ないのでありますけれども、その投票数のうちの中村候補が5,680票で、共産党の林候補が525票でありました。投票した内子町民の91.5%が伊方原発の運転再稼働を了承された中村知事に投票しているということになります。その知事に即刻、伊方原発を止めろという決議は、私は民意に対して反することではないかと思えます。よって、この請願は不適切と考え、反対いたします。

○議長（久保美博君） 他に討論はありませんか。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川議員。

○2番（塩川まゆみ君） 私はこの請願に賛成の立場で討論いたします。

ただ今、下野議員から反対の根拠として知事選挙の投票率、その他知事の公約などについて言及がありましたけれども、ちなみに愛媛県知事選挙の投票率33.95%、大変低い投票率でありますけど、実に10人に7人が投票していない状況のなかで、有効投票者数の割合を云々することは、この請願の否決の何の根拠にもならないと考えます。

また、その知事選挙や公約というものはこの請願の趣旨自体から外れるものであり、これはあくまで住民の命と財産を守るという政治本来の役割について、そして原発の過酷事故が起きた時点で誰がいったい責任をとれるのか。これは委員会の中の討論でもありましたが、福島を見ても明らかなように、誰も責任はとれないんです。再三、新たに四国電力も安全対策を徹底すると言いますが、それは南海トラフ地震を止められるのかという話であります。荒唐無稽なことです。どんなに人間が地震対策をやっても、そして南海トラフ、こうやって注意喚起しておりますけれども、地震がきたら無になってしまうのは、福島の現在進行中の非常事態宣言、そして帰還できない強制避難地域になった自治体の皆さん。住民帰還率が18%を切っている地域もあります。このような現実を見た場合に、この請願、止め

てほしいという県民の想いというのは、まさに正しいものでありまして、例えば県内の新聞やテレビなどのインタビューや調査でも、原発を止めてほしいという意見は6割を超えていたと記憶しております。この委員会の中でもありましたように、私たち町議会が原発稼働の可否を言うわけではなく、これはあくまでこのように止めてほしいという意見を国や県に伝えるというものでありますから、この請願に賛成して内子町議会として意見を提出することは、何ら問題はないと考えます。よって私はこの請願に賛成します。

○議長（久保美博君） 反対者の発言はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

これより、委員長報告のあった「令和6年請願受理第1号 伊方原発を即刻止めることを県知事に求める請願」の採決に入ります。この請願に対する委員長報告は不採択です。「請願受理第1号」を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 賛成少数であります。

よって、「請願受理第1号」は不採択とすることに決定しました。

日程第6 発議第3号 内子町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第6 発議第3号 内子町議会委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提出者である議会運営委員長に趣旨説明を求めます。山本委員長、登壇願います。

○議会運営委員長（山本徹君） 議長。

○議長（久保美博君） 山本委員長。

〔山本徹議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（山本徹君） それでは、「内子町議会委員会条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

議案書1の4ページをお開きください。

「発議第3号 内子町議会委員会条例の一部を改正する条例について」。

内子町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めることにつき、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに内子町議会規則第14条第3項の規定により、提出する。

令和6年9月2日提出。

提出者 内子町議会 議会運営委員会 委員長 山本徹。

条例改正の理由は、次回の内子町議会議員選挙により議員定数が13人となるため、委員会条例の一部を改正するものです。

改正条例案は4ページのとおりであります。

次に、改正する内容については、議案説明資料の1ページをご覧ください。

第2条中の「総務文教常任委員会」の委員定数を「8人」から「7人」に。

同じく、第2条中の「予算決算常任委員会」の委員定数を「15人」から「13人」に。

次に、第7条中の「資格審査特別委員会」、「懲罰特別委員会」の委員定数を「8人」から「7人」とするものです。

以上、「内子町議会議員委員会条例の一部を改正する条例について」、ご説明をさせていただきました。

よろしくご審議いただき、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。山本委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。ありませんので、これにて討論を終結します。

これより「発議第3号」の採決を行います。本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 報告第4号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について

○議長（久保美博君） 「日程第7 報告第4号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「報告第4号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出」につきましては、その内容を農林振興課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

〔大久保裕記農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（大久保裕記君） それでは、「報告第4号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況について」説明いたします。

2の経営状況を説明する書類の1ページをお開きください。

第27期（令和5年度）の事業報告です。

3ページをお願いいたします。

「会社全体」の項目から説明いたします。

第27期の総売上目標としましては、7億9,000万円を掲げ営業展開してまいりましたが、今期の売上総額は、表1、販売実績にありますように、7億1,139万8,000円となり、対前年比0.3%の増、目標額に対しては90%となっております。

各部門におきましては、表1、販売実績に示していますように、前年度と比較して、ほぼ全ての部門で昨年度を上回った実績となっておりますが、「あぐり亭」につきましては、2022年10月に閉店し、2023年度はカフェオープンまでの準備期間となっております。「あぐり亭」を「アグリ café 川楽里」と変更し、オープンカフェで周囲の景観を眺めながら、内子町産の材料をふんだんに使用した軽食・スイーツ・ドリンクを楽しんでいただける空間として2024年4月、リニューアルオープンしております。

シャーベット部門につきましては、前年度から価格改定をする一方で、通常のアイスの組み合わせや新しい材料を使用して他にないフレーバーを提供するなど、新商品販売に取り組み、売上を伸ばすことができ、前年度比6.3%増の3,774万6,000円となっております。

特産事業部では、稲作面積も3.4haに増え、「ヒノヒカリ」「にこまる」の栽培を行い、13.6tの収量となっております。また、パンの製造に向いている小麦「せときらら」の栽培をおこない、1.2tを収穫し、自社栽培の米や小麦を使ったパンの製造にもつなげています。その結果、前年度比12.4%増の3,608万4,000円となっております。

そのほか、各部門の詳細につきましては、4ページから9ページにかけて記載をしておりますので、お目通しください。

続きまして、14ページからの決算報告書にて、「第27期貸借対照表、損益計算書」について説明いたします。

16ページをお願いいたします。

はじめに、損益計算書をご覧ください。

売上高3億6,429万5,109円から、売上原価の期首棚卸高3,717万4,037円と仕入れ及び原材料費の1億3,318万4,653円の合計額1億7,035万8,690円から期末棚卸高4,133万5,989円を差し引きました売上原価は、1億2,902万2,701円となり、売上高から売上原価を差し引きました売上総利益は2億3,527万2,408円です。

ここから、販売費及び一般管理費2億4,526万201円。この内訳は17ページにございます。を差し引きました営業損失は998万7,793円です。

この営業損失に、営業外収益の受取利息から雑収入までの合計額427万2,015円を加え、営業外費用の7万9,607円を差し引いた経常損失は579万5,385円です。

この額に、特別利益の補助金666万6,000円を加え、特別損失、固定資産除却損の

1円を差し引いた税引前当期純利益が87万614円となり、法人税等20万3,500円を差し引いた当期純利益は66万7,114円でございます。

なお、次のページの「販売費・一般管理費内訳書」につきましては、お目通しいたきますようお願いいたします。

説明が前後して申し訳ありませんが、15ページをお願いいたします。

「貸借対照表」について説明いたします。

資産の部の流動資産が1億2,217万5,128円、現金及び預金、売掛金等になります。

資産の部中段です。固定資産が2,333万7,072円、建物、建物附属設備等になります。

資産の部下段になります。繰延資産が194万2,303円で資産の部合計は1億4,745万4,503円です。

続きまして、表の右側、負債の部の流動負債が7,078万156円で、買掛金、未払金などになります。負債の部の合計は7,078万156円です。

続きまして、下段の純資産の部のうち、資本金7,000万円。18ページの「株主資本等変動計算書」で説明いたしますが、資本金に利益剰余金667万4,347円を加えた純資産の部の合計は7,667万4,347円で、負債の部と純資産の部の合計1億4,745万4,503円です。

次に、18ページをお願いいたします。

「株主資本等変動計算書」です。資本金が期首・期末残高ともに7,000万円。利益剰余金として、利益準備金期首・期末残高ともに215万円。別途積立金も期首・期末残高ともに800万円で、繰越利益剰余金として、当期首残高△414万2,767円に、先程、「損益計算書」で説明いたしました当期純利益の66万7,114円を加えた当期末残高は△347万5,653円となっております。

従いまして、利益剰余金の合計、当期末残高は667万4,347円で、株主資本合計の当期末残高は、7,667万4,347円でございます。

以上が、第27期の決算報告です。

続きまして、ページが前後して申し訳ありませんが、事業報告書の10ページをお願いいたします。

第28期の事業計画について簡単に説明いたします。

第28期は、からり全体の総売り上げ目標を8億円としております。気候変動による世界的な不作や経済の不安定感、円安の影響があり、地方経済の回復にはほど遠く思われ、からりにとっても厳しい状況が続くと予想されます。そのような中においても、多くの人に愛される魅力的な道の駅を目指し、新しい取り組みを実践していきます。からりの魅力の一つである季節感を味わってもらえるような店舗装飾、レイアウト、商品ラインナップを実行し、集客力を高めていきます。

また、内子産にあふれた直売所を目指し、賑わいのある道の駅からりを継続していくために出荷者、社員一丸で販売、営業努力を行うとともに、生産者、各関連団体、内子町と連携しながら、地域を活性化するからりを目指します。

なお、この第27期事業報告、決算報告並びに第28期事業計画につきましては、令和6年6月25日開催の定時株主総会に提出され、すべて承認されておりますことをご報告し、「報告第4号 株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況について」の報告を終わります。

○議長（久保美博君） ただ今の報告に関する質疑があれば許します。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。よって、報告のとおり受理することといたします。

日程第 8 報告第5号 小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（久保美博君） 「日程第8 報告第5号 小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「報告第5号 小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出」につきましては、その内容を小田支所長に説明いたさせますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（久保美博君） 中嶋支所長。

〔中嶋優治小田支所長登壇〕

○小田支所長（中嶋優治君） それでは、「報告第5号 小田まちづくり株式会社の経営状況について」ご報告いたします。

今、送信をさせていただきました。2の経営状況を説明する資料の黄色い表紙からになります。

第23期の事業報告書でございますが、事業期間は令和5年7月1日から令和6年6月30日となっております。

本事業報告書及び決算報告書につきましては、令和6年8月22日に開催された「小田まちづくり株式会社 第23期定時株主総会」において承認されているものでございます。

1ページをご覧ください。

第23期の1. 営業報告の（1）総括的事項についてですが、今期も緊迫した世界情勢の影響で燃料や食料品など様々なものの価格が上昇し、消費者動向が不透明ななか、道の駅に

においては「せせらぎデー」やビアガーデンなどのイベントを再開し、賑わいが戻ってきました。令和5年8月より、加工施設「そよかぜ」を活用してパンの製造販売をスタートさせ、大変、好評を得ております。

売上状況といたしましては、中段の(2)管理運営業務の①特産品販売施設「せせらぎ」及びかじか亭の売上状況の中ほどに記載をしておりますとおり、特産品販売施設「せせらぎ」の利用者は7万5,357人。対前期比115.3%。売上は、7,410万6,036円で、対前期比119.8%となっております。

また、食堂「かじか亭」の利用者は、2万2,700人。対前期比100.5%と微増し、売上についても、1,965万8,560円。対前期比104.2%と伸ばしてしております。

これら2つの施設を合わせました道の駅全体での利用者ですが、9万8,057人。対前期比111.5%。売上においては9,376万4,596円。対前期比116.2%と、今季の売上目標3%増を達成するとともに、オープン以来の目標としている年間販売額1億円に迫ることができました。

2ページをご覧ください。

上段の、②売上別出荷者数でございますが、売上50万円未満の出荷者が全体の約8割近くを占めており、近年の高齢化等に伴い、出荷者数が減少傾向となっておりますが、今季は125人と前期から7名、出荷者を増やすことができました。生産出荷体制の強化につきましては、今後とも継続して新たな出荷者の確保に努めていきたいと考えております。

次に、3ページをご覧ください。

事業報告でございますが、今期の集客イベントについては、「せせらぎデー」を中心に、ビアガーデンも4年ぶりに開催することができ、秋の紅葉シーズンでは、コロナ前の賑わいを取り戻しております。

下段の3.決算報告についてですが、総事業収入は2,627万6,347円。10.2%増となり、それに対しての売上原価は、9,001万85円、11.5%増で、一般管理費は1,630万8,269円、7.9%増となっております。

売上は増加いたしました、人件費等の経費も増加しており、減価償却費152万8,477円を確保した結果、営業利益は95万7,993円となり、税引前純利益は36万4,179円となりました。

最終的に、税引き後は当期純利益10万2,279円で、前期より8万8,968円の増となっております。詳細は決算報告書の方でご説明をいたします。

8ページの貸借対照表の左側の資産の部でございますが、最上段ローマ数字Ⅰの流動資産が、現金及び預金、売掛金、棚卸資産等合わせて2,839万651円でございます。

下にまいりまして、Ⅱの固定資産の合計が706万1,912円。内訳は、有形固定資産697万3,050円。下にまいりまして、無形固定資産が8万8,662円でございます。投資、その他の資産200円となっております。

Ⅲの繰延資産はございません。

最下段です。これらを合わせた資産の部合計は、3,545万2,563円となります。

次に、8ページの中の右側の上段より負債の部でございますが、Ⅰ．流動負債は買掛金、未払金など合わせて672万1,399円となっております。

次に、下にまいりまして、純資産の部につきましては、Ⅰの資本金3,535万円に、Ⅲの利益剰余金△661万8,836円を加えた純資産の部の合計は、2,873万1,164円です。

負債・純資産の部合計は、3,545万2,563円となり、左側の最下段にあります資産の部合計と一致するものでございます。

続きまして、9ページをご覧ください。損益計算書でございます。

ローマ数字のⅠ、売上高の内訳は、町指定管理料、かじか亭の施設使用料収入などの業務委託・受託収入として319万9,017円。Ⅱ商品、ソフトクリームなどの仕入販売の商品売上高が、1,327万9,042円。出荷者からいただく販売手数料収入。これは販売額の17%になりますが、979万8,288円となっており、Ⅰの売上高の合計は2,627万6,347円になります。これからⅡの売上原価の合計981万4,012円を差し引き、期末棚卸高80万3,927円を加えました売上総利益は、1,726万6,262円になります。

Ⅲの「販売費及び一般管理費」が1,630万8,269円となっており、売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引いた95万7,993円が今期の営業利益でございます。

この営業利益に、受取利息・雑収入等の営業外収益1万7,277円を加えて、営業外費用の61万1,091円を差し引きしました経常利益は、36万4,179円でございます。

下段にまいりまして、税引前当期純利益の36万4,179円に、法人税等の税額26万1,900円を差し引きしました10万2,279円が当期純利益となっております。

なお、次のページに進んでいただきまして、10ページ上段には、先程申し上げました販売費及び一般管理費の内訳を掲載しております。下段は、期末棚卸資産の内訳となっておりますのでお目通し下さい。

次に、11ページをご覧ください。

こちら株主資本等変動計算書でございますが、中段にございます利益剰余金について、当期末残高は、△661万8,836円となっております。

1ページ進んでいただきまして、12ページでございますが、こちらは個別注記表となっております。内容につきましては、お目通しをいただけたらと思います。

最後に、第24期の事業計画、収支予算についてですが、ちょっと4ページの方にお戻りいただけたらと思います。

(2) 道の駅せせらぎの健全経営のところでございますが、第24期につきましては、引き続き、「せせらぎデー」、イベントの開催により、せせらぎ施設全体の売上について、今期の売上実績から3%増を目指します。

特産品販売施設においては、高齢化に伴う生産出荷者の減少傾向に歯止めをかけ、品揃えについても生産出荷組合と連携して、意欲的な生産出荷者の開拓・確保や、出荷が困難な生産者に対しては、集配サポート支援なども検討してまいります。

また、パンの製造・販売を中心に、道の駅として魅力的な商品の充実を図ると共に、オンラインショップや電話注文でのニーズにも対応するため、商品ラインナップを充実させ売上増を目指してまいります。

以上、「第23期における小田まちづくり株式会社の経営状況の報告」とさせていただきます。

○議長（久保美博君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。よって、報告のとおり受理することといたします。

ここで暫時休憩します。午前11時15分から再開します。

午前 11時 5分 休憩

午前 11時15分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 9 報告第6号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（久保美博君） 「日程第9 報告第6号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「報告第6号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出」につきましては、その内容を自治・学習課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） 「報告第6号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について」 ご報告いたします。

議案書2の「経営状況を説明する書類」の公益財団法人内子町国際交流協会令和5年度事業報告及び収支決算書をお開き願います。

1ページをお開きください。

事業報告についてですが、国際交流協会は、令和5年度におきましても国際的な視野と実践力を備えた人材を育成し、もって活力ある地域社会の形成に寄与することを使命として各種事業を行いました。

主なものをご報告いたします。

ローマ数字Ⅰ「交流促進事業」の1、「意識啓発・情報発信事業」につきましては、毎月1回、機関紙「ゆうていあ」を「広報うちこ」へ掲載したほか、ホームページやフェイスブックにより協会の活動を広く国内外に発信しております。

2の「各種講座運営事業」につきましては、(1)国際理解講座は6月16日にALTのアレクサンダー・ダイヤモンドさんにキプロスの家庭料理を紹介していただき、実際に料理を作りながらキプロス料理の特徴などを学びました。

そのほか、同様に10月6日、12月16日、1月26日に、ALT、CIRのみなさんを講師に事業を行い、町民の皆さまどうしの交流、国際理解を深めることができました。

2ページの下段になります。

3の「交流イベント・体験事業」では、(1)国際交流ボランティア活動の推進事業といたしまして、3ページの上段になります。ウの在住外国人支援のための「日本語広場」では、運営をサポートする形で参画し、23回開講しております。

次に、4ページの下段になります。

ローマ数字のⅡ助成事業についてでございますけれども、1の青少年海外派遣事業をはじめ、各種助成事業のすべてが国際情勢等の影響により、いずれも申請がございませんでした。

次に、6ページの上段になります。

ローマ数字のⅢ「法人管理」の(2)になりますが、平成28年度に創設した賛助会員制度に基づき、会員拡大に努めることができました。

2の「理事会・評議員会」、3の「特定資産運用管理委員会」、次に7ページになります。4の「研修会・会議への出席」、5の「職員の状況について」につきましては、ご覧のとおりとなっております。

また、7ページから8ページに、6の「役員の状況」につきましても、お目通しいたきますようお願いいたします。

続きまして、9ページ。

収支決算書類についてご報告いたします。貸借対照表です。

表の当年度(A)の欄をご覧ください。科目のローマ数字Ⅰ、資産の部で流動資産の合計額が497万1,247円で、2の固定資産のうち、(1)特定資産の合計が2億4,017万1,729円。(2)その他固定資産の合計が17万280円。1の流動資産と2の固

定資産を合わせた資産合計が2億4,531万3,256円です。

次に、科目のローマ数字のⅡ負債の部では、1の流動負債は未払金、前受け金、預り金を合わせた流動負債の合計19万589円です。

次に、科目のローマ数字Ⅲの正味財産の部で1の指定正味財産の合計が2億4,779万6,361円です。

正味財産の合計は、2億4,512万2,667円で、一番下の負債及び正味財産合計が、2億4,531万3,256円となっております。

10ページになります。

次に、正味財産増減計算書。会社でいう損益計算書になりますが、表の当年度（A）の欄をご覧ください。

まず、ローマ数字のⅠ、一般正味財産増減の部、1の経常増減の部（1）経常収益の中の特定資産運用益は596万5,327円で、受取会費が26万6,000円。事業収益が106万9,600円。受取補助金等が21万7,343円。一般寄付金や指定寄付金、指定正味財産からの振替額など、受取寄付金等が152万7,226円となっており、雑収益の9万1,760円を合わせた経常収益の合計は913万7,256円です。

次に、（2）の経常費用の主なものとして、人件費に484万7,192円。経費中の報償費に27万1,000円。これの主なものとして外国語講座の日本語講師への講師料、公益法人会計処理に関する訪問指導等の顧問料でございます。食糧費に78万6,747円。これの主なものとしては、ALTのウェルカムパーティやローテンブルク市訪問団歓迎交流会時の飲食代でございます。次に、通信運搬費に16万1,421円。これはインターネット通信や郵送に係る費用でございます。次に、支払手数料として119万420円で、これら経常費用の合計が781万7,064円となっております。

経常収益計から経常費用計を差し引いた当期経常増減額が132万192円となっております。

その結果、一般正味財産期末残高が△267万3,694円となります。

次に、11ページのローマ数字のⅡ、「指定正味財産増減の部」の「特定資産評価損益」が、2,145万9,252円となっており、指定正味財産期末残高が、2億4,779万6,361円となっております。

以上のことにより、一番下のローマ数字Ⅲの正味財産期末残高は2億4,512万2,667円となっております。

12ページには、財産目録を掲載しております。こちらは、貸借対照表にあります「資産並びに負債」の内容について掲載したものですので、お目通しください。

最後に、13ページから16ページにかけて令和6年度事業計画を、また17ページに令和6年度の収支予算書を掲載しておりますので、ご参照ください。

以上、「報告第6号 公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について」の報告とさせていただきます。

○議長（久保美博君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。よって、報告のとおり受理することとします。

日程第 10 報告第7号 健全化判断比率の報告について

日程第 11 報告第8号 資金不足比率の報告について

○議長（久保美博君） 「報告第7号 健全化判断比率の報告について」及び「報告第8号 資金不足比率の報告について」、以上2件を一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「報告第7号 健全化判断比率の報告について」、「報告第8号 資金不足比率の報告について」、この2件の報告案件につきましては、その内容を総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、議案書1の9ページをお開きください。

「報告第7号 健全化判断比率の報告について」及び10ページ「報告第8号 資金不足比率の報告」についてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、財政の健全化判断、財政の早期健全化判断、財政の再生判断を示す指標につき、監査委員の審査に付し、その意見をつけて議会への報告及び公表が義務付けられているものでございます。

健全化判断比率、つまり実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標を、9ページ「報告第7号」の一覧表で示しています。

また企業会計においては、10ページの「報告第8号」の一覧表に示しておりますように、資金不足の比率を示す指標ということになっております。

これらの5つの指標によって、財政運営の健全化等を示すことになっております。

まず、議案書1の9ページ、「報告第7号 健全化判断比率の報告について」ご説明いたします。

令和5年度における「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」は黒字となっているため該当ございません。「実質公債費比率」は2.5%でございました。この実質公債費比率が18%を超えますと、新たな財政計画や起債発行に当たって国・県の許可が必要となり、更に25%を超えると地方債の発行が制限されます。

次に、「将来負担比率」も該当なしで、前年度と同様に基準値の中でございます。

それぞれの項目にある括弧の数字「早期健全化基準」をいずれかの項目で超えますと、健全化判断比率を公表した年度の末日までに「財政健全化計画」を策定しなければならないことになっております。

続いて、10ページ、「報告第8号 資金不足比率」でございます。

令和5年度における「資金不足比率」については、2つの事業会計において資金不足は発生してございません。

以上、「報告第7号」及び「報告第8号」は、7月17日から23日にかけて、赤穂代表監査委員、菊地監査委員の審査を終えましたので、別冊資料8の8月20日付審査意見を付して、本日、内子町議会9月定例会に報告させていただくものでございます。

よろしくご審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（久保美博君） ただ今の報告に対して質疑があれば許します。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。よって、報告のとおり受理することといたします。

日程第 12 報告第9号 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について

○議長（久保美博君） 「日程第12 報告第9号 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について」を議題とします。

提出者の報告を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「報告第9号 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出」につきましては、その内容を学校教育課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） それでは、「報告第9号 内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について」ご説明を申し上げます。

議案書1の11ページとなります。

報告書は、資料No.3となります。それでは、資料No.3でご説明させていただきます。

内子町教育委員会では、毎年、教育行政の管理、執行状況につきまして自己点検及び外部評価委員による評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しているところでございます。

報告書をめくっていただき、1ページをお願いします。

1 ページには、点検・評価報告について、その趣旨、点検評価の対象・その方法などを示しております。

1 ページの後半から2 ページにかけまして、個別事業の実施状況及び効果、自己評価と課題、評価基準、A～Dの4 区分、内子町外部評価委員会・委員名簿などを記載しております。

外部評価委員会のメンバーは、2 ページの下段に記載しておる5 名でございます。

外部評価委員会は、7 月と8 月にそれぞれ1 回、合計2 回開催し、その都度協議いただき、意見・評価をいただいております。

また、3 ページから4 ページには、教育委員会活動報告を記載しております。

次に、点検・評価でございますが、対象となります事業は令和5 年度中に実施いたしました事業となります。

学校教育課関連の20 の個別事業につきましては、めくっていただきまして、5 ページから24 ページに記載しております。外部評価の内訳は、A 評価「順調である」が1 事業、B 評価「概ね順調である」が19 事業、C 評価「やや順調である」とD 評価「順調でない」事業はございませんでした。

次に、自治・学習課関連の「15 の個別事業」につきましては、25 ページから39 ページに記載しております。

外部評価の内訳は、A 評価「順調である」が1 事業、B 評価「概ね順調である」が14 事業、C 評価「やや順調である」とD 評価「順調でない」事業はございませんでした。

本報告書に記載しております、それぞれの事業内容、実施状況、評価等につきましては、お目通しいただき、ご確認いただいておりますので、省略をさせていただきます。

なお、全体をとおしてになりますが、令和4 年度まではコロナ禍で事業規模の縮小、中止などしておりました事業についても、令和5 年度につきましては、おおむね再開・実施しております。

今後におきましても、「内子町学校教育の方針と施策」、「内子町社会教育の方針と目標」、「内子町人権・同和教育基本方針」を基に、教育や文化、スポーツの推進に努めてまいりたいと思います。

以上、「内子町教育委員会の点検・評価の報告」とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（久保美博君） ただ今の報告に対する質疑があれば許します。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は報告事項であります。よって、報告のとおり受理することといたします。

日程第 13 議認第7号 令和5年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 議認第8号 令和5年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 議認第9号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 16 議認第10号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 17 議認第11号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 18 議認第12号 令和5年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（久保美博君） 「日程第13 議認第7号 令和5年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について」、「日程第14 議認第8号 令和5年度内子町高等学校小田分校寄宿舍特別会計歳入歳出決算の認定について」、「日程第15 議認第9号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、「日程第16 議認第10号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、「日程第17 議認第11号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、「日程第18 議認第12号 令和5年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、以上6件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議認第7号 令和5年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について」、「議認第8号 令和5年度内子町高等学校小田分校寄宿舍特別会計歳入歳出決算の認定について」、「議認第9号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、「議認第10号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、「議認第11号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、「議認第12号 令和5年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定」につきましては、その内容を会計管理者に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご認定を賜りますようお願い申し上げます。

○会計管理者（田中哲君） 議長。

○議長（久保美博君） 田中会計管理者。

○会計管理者（田中哲君） それでは、「議認第7号」から「議認第12号」までの令和5年度一般会計及び特別会計の決算についてご説明いたします。

各会計の決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算及び意見を議会に提出し、議会の認定をいただくものでございます。

では、「議認第7号 令和5年度内子町一般会計歳入歳出決算について」ご説明いたします。

まず概要を申し上げますと、全体的な決算額は、前年度と比べ、歳入歳出ともに約3%、額にして3億円強の増となり、歳入で116億1,000万円あまり、歳出で110億6,000万円あまりとなっています。

これは長引く物価高騰などにより経済的に影響を受けた生活者や事業者への支援として特別給付金事業などを実施したほか、小中学校のエアコン整備をはじめ、自治会館、都市公園などの整備を実施したこと。また、人件費の上昇などにより、令和5年度決算額は、前年度比3億円強の増加となったものでございます。

それでは、資料No.4、一般会計決算書、2ページ、3ページをお開きください。

まず歳入です。歳入につきましては、1款町税から20款町債までありますが、そのうち主なものを説明いたします。

1款町税の収入済額は、14億5,243万5,729円。前年度より144万円あまりの増です。

9款地方交付税の収入済額は50億9,791万2,000円。前年度より3,748万円あまりの増となっています。歳入全体に占める割合は43.9%になります。

次に、4ページ、5ページをお開きください。

13款国庫支出金の収入済額は、13億6,737万354円。前年度より9,161万円あまりの減となっています。

14款県支出金の収入済額は、7億7,527万3,650円で、前年度より7,270万円あまりの減です。

17款繰入金の収入済額は、4億8,951万3,013円で、前年度より2億3,983万円あまりの増となり、これは一般会計において各種事業に充当する財源として各基金から繰入をしたものでございます。

20款町債の収入済額は、8億9,822万7,000円で、前年度より2億210万円あまりの増となっています。

次に、6ページ、7ページです。

歳入合計は、一番下の収入済額合計116億1,724万9,218円で、前年度より3億8,897万円あまり、率にして3.5%の増となっています。

次に、8ページ、9ページをご覧ください。

支出です。

1款議会費から14款予備費まであり、その主なものを説明いたします。

2款総務費の支出済額は、13億4,306万5,962円で、前年度より9,399万円あまりの減です。

3款民生費の支出済額は、31億722万8,997円で、前年度より2億4,022万円あまりの増となっています。これは物価高騰に対する生活支援対策としての特別給付金事業などが拡充されたものでございます。

4款衛生費の支出済額は、9億4,270万9,655円で、前年度より5,965万円

あまりの減となっています。これは新型コロナウイルス感染症が5類位置づけとなったことにより、コロナ対策需要が縮小したものでございます。

6款農林水産業費など、支出済額は7億1,705万9,511円で、前年度より1,382万円あまりの増となっています。

8款土木費の支出済額は、10億7,744万1,343円で、前年度より1億949万円あまりの増です。これは都市計画費で、空き家等実態調査などの各種委託事業を実施したこと、さらには龍王公園、上町児童公園などの公園整備に取り掛かったことにより増加したものです。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

10款教育費の支出済額は、15億3,487万4,513円で、前年度より4億3,431万円あまりの増となっています。小中学校の特別教室のエアコン設置、五十崎小プール改修といった学校施設の整備を実施しており、そのほかでも自治センター、自治会館の改修・改築、さらには小田分校寮のリース代、修学旅行補助金や学校給食費補助といった支出により前年度より大幅な増となっています。

13款諸支出金の支出済額は、4億3,969万6,487円で、前年度より2億214万円あまりの減となりました。これは、基金積立金の減少によるものです。

そうしまして、歳出合計は、一番下の支出済額合計110億6,353万8,114円で、前年度より3億744万円あまり、率にして2.9%の増となっています。

次に、ページ数を大きく飛びまして、176ページをご覧ください。

実質収支に関する調書です。

1番の歳入総額は116億1,724万9,218円。

2番の歳入総額は110億6,353万8,114円。

3番の歳入歳出差引額は、5億5,371万1,104円。

4番の翌年度へ繰り越すべき財源の合計は、2億988万7,000円。

5番の実質収支額は、3億4,382万4,104円となります。

次に、184ページをご覧ください。

財産に関する調書の中の基金の決算です。

ご覧のとおり、1番の一般会計財政調整基金から、29番の学校教育施設整備基金まで29の基金があり、令和5年度中の動きを表しています。

そうしまして、基金の年度末現在高合計額は、185ページの一番下の欄の右、82億191万2,370円となり、前年度より4,969万円あまりの減となっています。

以上で、「議認第7号 令和5年度一般会計歳入歳出決算」の説明とさせていただきます。

続きまして、「議認第8号」から「議認第12号」までの5つの「特別会計歳入歳出決算」についてご説明いたします。

資料No.5、特別会計決算書の2ページ、3ページをお開きください。

「内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計」です。

まず、歳入です。

1 款寄宿舎事業収入は、寄宿舎の部屋使用料で1, 233万円あまり。

2 款繰入金は、一般会計からの繰入で1, 216万円あまり。

3 款諸収入は、部屋の光熱水費などの使用料で378万円あまりです。

歳入合計は、2, 828万3, 188円となり、寮生の増加などにより、前年度より621万円あまりの増となりました。

次に、4 ページ、5 ページをお開きください。

歳出です。

1 款の寄宿舎事業費のみで、これは一般管理費、施設管理費、給食費の合計からなるもので、歳出合計は、歳入合計と同額の2, 828万3, 188円です。

次に、16 ページ、17 ページをお開きください。

国民健康保険事業特別会計です。

まず、歳入です。

1 款国民健康保険税の収入済額は、3億3, 706万円あまりで、前年度より925万円あまりの減となります。

4 款県支出金の収入済額は、13億9, 153万円あまり。

6 款繰入金は、一般会計からの繰入で、1億9, 898万円あまりです。

そうしまして、歳入合計は、19億5, 167万732円で、前年度より4, 529万円あまりの増となっています。

次に、18 ページ、19 ページをお開き下さい。

歳出です。

歳出は、2 款の保険給付費が主なもので13億6, 798万円あまりとなり、歳出合計は、19億3, 961万3, 089円で、前年度より4, 818万円あまりの増となっています。

次に、40 ページ、41 ページをお開きください。

介護保険事業特別会計です。

まず、歳入です。

1 款保険料の収入済額は、4億3, 445万円あまり。

4 款国庫支出金の収入済額は、7億6, 381万円あまり。

10 款繰入金は、4億4, 745万円あまりとなり、歳入合計は、28億2, 197万2, 082円で、前年度より2, 967万円あまりの増となります。

次に42 ページ、43 ページをお開きください。

歳出です。

その主なものは、2 款の保険給付費で25億6, 852万円あまりで、歳出合計は、27億3, 961万3, 441円となり、前年度より356万円あまりの増となっております。

次に、78 ページ、79 ページをお開きください。

介護保険サービス事業特別会計です。

まず歳入です。

1 款サービス収入は、ケアプラン作成にかかる収入で、9 5 1 万円あまり。

2 款繰入金は、3 7 7 万円あまりとなり、歳入合計は1, 3 2 9 万 3, 1 6 3 円で、前年度より1 3 4 万円あまりの増となります。

次に、8 0 ページ、8 1 ページをお開きください。

歳出です。

1 款総務費の支出済額は7 7 7 万円あまりで、そのほとんどが人件費です。

2 款事業費は、ケアプランの外部委託費などの経費で、5 5 1 万円あまりです。

そうしまして、歳出合計は、歳入合計と同額の1, 3 2 9 万 3, 1 6 3 円です。

次に、9 0 ページ、9 1 ページをお開きください。

最後に、後期高齢者医療保険事業特別会計です。

まず歳入です。

1 款後期高齢者医療保険料の収入済額は、1 億 6, 6 9 3 万円あまりで、前年度より1 4 4 万円あまりの増となります。

3 款繰入金は8, 9 4 4 万円あまりとなり、歳入合計は2 億 6, 1 9 0 万 7 7 7 円で、前年度より8 5 万円あまりの減となります。

9 2 ページ、9 3 ページをお開きください。

歳出です。

その主なものは、2 款後期高齢者医療広域連合納付金で、2 億 5, 4 6 9 万円あまりで、歳出合計は、2 億 5, 6 7 4 万 3, 3 2 7 円となり、前年度より5 7 万円あまりの減となります。

以上で、「議認第7号」から「議認第12号」、「令和5年度一般会計歳入歳出決算」及び「特別会計歳入歳出決算」の説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、認定いただきますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） 監査委員から審査意見書が提出されておりますので、報告を求めます。

○代表監査委員（赤穂英一君） 議長。

○議長（久保美博君） 赤穂代表監査委員。

〔赤穂英一代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（赤穂英一君） ご報告申し上げます。

議案書番号8番、「令和5年度 内子町一般会計・特別会計決算審査意見書」の28ページをご覧ください。総括意見としてまとめさせていただいております。

地方自治法第233条第2項に基づく、令和5年度一般会計・特別会計の歳入歳出決算審査は、代表監査委員の私、赤穂、菊地監査委員及び監査委員事務局により、内子町監査基準に基づき各課等から提出された決算資料を中心に、関係書類の審査、関係職員からの聴取、

さらに前年度の決算審査、財務監査や例月現金出納検査における指導事項等への対応状況の確認も含めて実施しました。また、決算業務は多岐にわたることから、それぞれの事業から抽出等により決算審査を行いました。

その結果、各会計の決算書及び関係調書等は、予算並びに関係法令に準拠して作成されており、誤りのないものと認めました。

評価できる事項も沢山ございましたが、一方で、引き続き留意願いたい事項もありましたので、主な意見を説明申し上げます。

予算額に対する不用額等についてであります。不用額は歳出予算現額から支出済額及び翌年度繰越額を控除し残ったお金であり、大切なことは不用額発生の原因です。

良い不用額の発生事例としては①、②、③ございますが、今回の決算審査では、いずれの事例も見受けられました。

また、補助金及び助成金については、活動実態等を的確に反映して必要な見直しや要綱に基づく精算を行っており、評価できます。

一方、良くない事例としては、予算編成時の調査・検証不足による過大見積もり、予算執行上の管理不足など、多様な理由が挙げられます。今回の決算審査では、一部ではございますが、過去の実績や改修による効果の反映が不十分で予算の過大見積もりとなっていた事例が確認されました。前例踏襲ではなく、実態を反映した予算編成に努めていただきたいと思います。

引き続き、予算執行事務管理の徹底や、早めの決算見込みと不用額の把握に努め、補正予算での対応、あるいは将来のための基金として活用するなど、限られた財源の最大限の活用にも努められるよう願います。

次に、委託料及び工事請負費についてです。多くの業務が外注で執行されており、これは民間の活性化や事務の効率化につながり、評価できることです。大切なことは、この財源が税金であることに鑑み、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という、地方自治法の本質と趣旨がいかにかき立てられているかです。

今回の決算審査では、競争性・透明性・経済性を踏まえ、さらには地元業者の受注機会の確保を図る地域要件を考慮した競争入札、比較見積もりが行われており、適正な予算執行が行われていました。

28ページから29ページですが、多様化している入札・契約制度それぞれのメリット・デメリットを念頭に、引き続き事業に見合った最良の方法を検討され、適正な契約執行に努めていただきたいと思います。

留意事項でございますが、不正につながりやすい随意契約については、こちらに記載しているとおりでございます。

2番、中ほどでございますが、システム関連の業務委託契約については、ほとんどの場合、当初入札で落札した業者との随意契約を行っています。ここで重要なのは、業務委託の必要性和金額の妥当性の検討です。業務委託契約の決裁文書に必要性和金額の妥当性をしっかり

りと記述願います。さらに、指名競争入札事案も多く確認され、適正に指名決定されていましたが、決裁文書に指名決定理由をしっかりと記述願います。

工事の現地監査であります。多くの工事から抽出した工事について、「内子町監査基準」による工事監査の着眼点を参考に書類監査と現地監査を実施しました。

書類監査と現地監査の結果、それぞれの工事ともに適正に執行されていました。

変更契約については、事前に目視でき予測できるもの、関連する施設の経過年数の確認、求められている環境対策など、十分な準備・調査を行い、当初設計に確実に盛り込むなど、適正な執行に努めていただきたいと思います。今回の監査においては、準備・調査不足による変更契約となった事例が確認されました。

また、大久喜用水施設貯水槽構築物の外壁に垂直ハシゴを地上から設置し、周りに囲いもなく、子どもも容易にハシゴを登れる状態の事例が確認されました。安全確保の観点から、必要な措置を講じられるよう願います。

加えて、工事の各段階や竣工時の検査においては、発注仕様書のと通りの成果・効果が出ているかという観点からも厳正な検査を行うよう留意願います。

30ページ、滞納について。

町税をはじめ、国民健康保険税、貸付金、負担金、使用料等の全体の滞納は、「滞納額の推移」とおり、平成22年度以降は減少傾向が継続していましたが、令和4年度以降は増加に転じ、令和5年度は対前年度比で1,086万1,000円の増加となっています。

これまで、厳しい経済と高齢化の状況下で、職員一丸となって長期にわたり、日々滞納整理等に取り組んできています。また、税務課主導の「内子町債権管理対策会議」等による緊密な連携も行っています。引き続き、厳正に取り組まれるようお願いいたします。

一方で、町税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の過年分滞納においては、不納欠損処理が確認されました。いずれも法令に基づく、執行停止、即時消滅、消滅時効を理由とした適正な処理でした。引き続き、職員の不作為による安易な不納欠損処理とならないよう、公平確保の観点からも厳正に対処願います。

3行飛ばしまして、減免や納税猶予措置は、法令に基づき適正に対処されていました。

町税の徴収率については、記載のとおりであります。

引き続き、納税者利便の向上と行政の効率化のため、振替納税の更なる向上策に取り組んでいただきたいと思います。

一方で、全体的に滞納が微増している中、徴収率の低い町営住宅、駐車場使用料、住宅新築資金等貸付金については、引き続き、「内子町債権管理対策会議」に諮り、令和5年3月に制定した「内子町債権管理条例・規則」を活用し、事案によっては専門家とも相談し、滞納者はもとより連帯保証人にも接触し、厳正な対応を願います。

加えて、担当者が一人で悩むことがないように、担当部署一丸となって取り組んでいただきたいと思います。

次に、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金活用事業等についてであります。

新型コロナウイルス感染症対策関連事業、物価高騰支援、低所得世帯支援などの経済対策は、広報・周知、各種手続きのサポート、補助、助成、減免、納税猶予等、多岐にわたり各種事務が集中する中において、これらの事務も含めて、おおむね適正・迅速な対応がされていきました。なお、これらについては、「令和5年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業及び効果検証シート」として令和6年3月31日現在のデータが内子町ホームページで公表されております。

資金運用については記載のとおりであります。

32ページ。

情報化、ICT化対応についてであります。社会保障・税番号制度の導入や、さらなる情報化、ICT化が進展し、デジタルトランスフォーメーション時代の到来と言われているなか、重要なのは、個人情報及びデータの保護は適正に行われているか、職員への情報管理やシステムの周知・研修・監査・点検が十分に行われているかです。

令和5年度は、個人情報保護管理者等の選任、特定個人情報自己点検、特定個人情報監査、抜き打ちのメールを使った情報セキュリティ対応訓練を実施するなど、工夫を加えた各種の効果的な取り組みがされており、高く評価できます。しかし、一部には訓練用メールに反応した職員もあり、厳正に指導お願いします。

引き続き、研修、内部監査、点検が形骸化しないよう取り組んでいただきたいと思います。続いて、基金については記載のとおりであります。

8番、時間外勤務手当、有給休暇、公用車管理、事務処理については、記載のとおりであります。最後の事務処理について。

(3) 各種事務の処理に当たっては、事務処理手順の遵守と管理者の事務管理を徹底願います。不適切事例が発生すると、その処理に多大な事務量が必要となり、結果として事務量増加や行政への信頼を損なうことにもつながります。引き続き、基本に忠実な事務処理に取り組んでいただきたいと思います。

令和5年4月から適正な事務処理確保のため「内部統制」の運用を開始されており、これは、これまで監査・検査・審査において指導してきたことに対する対応であり、高く評価できます。今後も必要に応じて評価リスクの見直しを行うなど、効果的なものとなるよう取り組んでいただきたいと思います。

むすびとして、内子町の財政は、令和5年度健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書のとおり健全財政ですが、過疎化と人口減少、少子・高齢化の進行など、厳しい地域環境のなかで、自主財源である町税等の増加は見通しにくく、従来どおりの予算規模の維持は年々難しくなっています。加えて、地球温暖化に伴い多発する自然災害、予想される地震への対策など、厳しい地域の現状が続くと思われます。

今後も引き続き、これまで同様に補助金制度の積極的な活用、基金の適正な積立と活用、

必要不可欠な事業の選択、適時適切な予算配分と実施に努めていただきたいと思います。

以上、決算審査報告といたします。

○議長（久保美博君） 「議認第7号」から「議認第12号」までの、「令和5年度各会計歳入歳出決算認定について」の説明と報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議認第7号」から「議認第12号」までの決算認定6件は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議認第7号」から「議認第12号」の決算認定6件は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

午前はここまでとし、休憩します。午後1時10分から再開します。

午後 12時10分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 19 議案第55号 令和5年度内子町水道事業会計剰余金の処分について

日程第 20 議認第13号 令和5年度内子町水道事業会計決算の認定について

○議長（久保美博君） 「日程第19 議案第55号 令和5年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」及び「日程第20 議認第13号 令和5年度内子町水道事業会計決算の認定について」、以上2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第55号 令和5年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」、「議認第13号 令和5年度内子町水道事業会計決算の認定」につきましては、その内容を建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） 「議案第55号 令和5年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」、「議認第13号 令和5年度内子町水道事業会計決算の認定」につきましては、関連がございますので一括して説明をさせていただきます。

それでは、資料1、議案書の18ページをお開きください。

令和5年度内子町水道事業会計で利益剰余金が生じたので、その処分につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次の19ページに処分計算書を記載しております。未処分利益剰余金5,170万6,453円を処分額といたしまして、その処分先でございますが、企業債の償還にあてる目的の減債積立金に4,170万6,453円、建設改良積立金1,000万円をそれぞれ積み立てまして、処分するものでございます。

次に、20ページをお開きください。

「議認第13号 令和5年度内子町水道事業会計決算の認定について」 ご説明いたします。

資料6の令和5年度内子町水道事業会計決算書の2ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございます。

まず収入でございますが、1款の事業収益決算額が4億5,468万651円となっております。内訳といたしまして、1項の営業収益は2億7,304万3,886円で、給水収益等でございます。2項の営業外収益は、一般会計補助金、雑収益等で1億8,163万6,765円となっております。

次に、3ページをお開きください。

支出でございますが、2款の水道事業費用決算額が、3億5,678万7,531円となっております。内訳といたしまして、1項の営業費用は、3億2,392万5,122円で、2項の営業外費用は3,281万9,409円でございます。

続きまして、4ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、3款資本的収入決算額は、総額で5億8,923万5,384円でございます。内訳につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、5ページをお開きください。

支出でございます。4款資本的支出決算額は、総額で8億1,605万291円となっております。内訳といたしましては、1項の建設改良費は、6億5,379万9,190円で、2項の企業債償還金は1億6,225万1,101円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億2,681万4,907円につきましては、過年度分損益勘定留保資金、減債積立金等で補填しております。詳細につきましては、次の6ページに記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。

続きまして、7ページをお開きください。

損益計算書です。

まず、営業収益でございますが、給水収益から加入金まで合わせまして2億4,825万987円でございます。

次に、営業費用でございますが、原水及び浄水費からその他の営業費用まで合計で3億1,494万4,887円でございます。

営業収益から営業費用を差し引きました営業損失は、6,669万3,900円となっております。

続きまして、営業外収益は、受取利息及び配当金から雑収益までの合計で1億5,129万8,675円でございます。営業外費用が3,285万5,322円となっており、このことによります経常利益は、5,174万9,453円となっております。これに特別損失を考慮しまして、令和5年度末処分利益剰余金は、5,170万6,453円となります。この剰余金処分につきましては、「議案第55号」でご説明いたしましたように、内子町水道事業の利益及び資本剰余金の処分に関する条例第2条第1項のとおり、処分するものでございます。

資料8ページから9ページには剰余金計算書を、10ページには、剰余金処分計算書の案を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

11ページから13ページには、内子町水道事業貸借対照表を記載しており、16ページにはキャッシュ・フロー計算書を、17ページ以降には事業報告などの関連資料を記載しておりますので、ご参照ください。

以上、簡単ではございますが、「議案第55号 令和5年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」及び「議認第13号 令和5年度内子町水道事業会計決算の認定について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定、ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） 監査委員から審査意見書が提出されておりますので、報告を求めます。

○代表監査委員（赤穂英一君） 議長。

○議長（久保美博君） 赤穂代表監査委員。

〔赤穂代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（赤穂英一君） ご報告申し上げます。

議案書番号8番、「令和5年度内子町公営企業会計決算審査意見書」の3ページをご覧ください。

地方公営企業法第30条第2項に基づく、令和5年度内子町公営企業会計決算審査は、内子町監査基準に基づき、担当部署から提出された決算報告書等の審査、関係職員からの聴取、さらに前年度の決算審査、財務監査や例月現金出納検査における指導事項等への対応状況の確認も含めて実施いたしました。

その結果、「4. 審査の結果」のとおり、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報

告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿等と符合し正確であり、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。

また、運営状況についても、地方公営企業法の趣旨にそって経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するよう効率的な運営がなされているものと認めました。

一方で、多くの課題も考えられるなか、解決に向けて引き続き取り組んでいただきたいと思います。

14ページをご覧ください。水道事業について意見を申し上げます。

まず経営状況についてですが、平成28年4月1日付で全ての簡易水道事業が上水道事業に統合され、地方公営企業法の基本原則である経営状況の明確化、適切な施設管理など効率的な事業運営を目指し、8年目の経営状況であり、「損益計算書」では、水道事業の正常な収益力を示す経常利益は5,174万9,453円、当年度未処分利益剰余金は5,170万6,453円となっております。また、経営の健全性を示す経常収支比率は、114.88%であり、健全経営の水準とされる100%を上回っています。

一方、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、92.10%であり、必要とされる100%を下回っています。

財政状態についてであります。財政の状態を示す「貸借対照表」による財政比率は記載のとおりで良好です。

続いて、工事請負契約及び業務委託契約について。工事請負、委託業務の契約にあたっては、競争原理を生かした経済性のある適正な入札契約等が行われていました。一部において変更契約が確認されましたが、適正に行われていました。引き続き、事前に目視でき予測できる場合や関連する設備の経過年数の確認、関連する事業との必要な事前調整、各種配管ルート of 事前確認など、十分な調査と準備により、安易な変更契約とならないよう適正な執行に努めていただきたいと思います。

15ページの資金運用についてでございますが、こちらについては記載のとおりです。

最後、今後の経営についてです。人口減少に伴い、料金収入の伸び悩みが予想されるなか、簡易水道事業との統合で施設の老朽化等による修繕及び更新、耐震化、水道料金の適正化等、多くの課題が考えられます。特に、近年、有収率の低下が懸念されるなか、令和5年度は有収率が81.43%と前年度に比べ0.93%下回る結果となったものの、類似団体全国平均を上回る状況となっています。

送水・配水管の老朽化による漏水が一つの原因と考えられ、計画的に漏水調査を実施し早期対応を行い、安定した給水のため、漏水件数を減らす努力を行ってきた効果が表れてきています。今後も継続して、計画的な漏水調査、送水・配水管の更新に取り組んでいただきたいと思います。

また、施設及び配管等の更新にあたっては、令和2年3月末に完了した耐震化計画等策定業務委託及び内子町水道事業経営戦略策定支援業務委託の結果を踏まえた内子町水道施設耐震化計画及び内子町水道ビジョン・経営戦略に基づいて、計画的に実施していただきたいと思います。

と思います。

引き続き、長期的な展望に立って各種の課題解決に取り組み、統合の目的である広域的受益の均衡化、経営の効率化と基盤の強化を図り、安心して安全な水道水の安定供給に一層努められることを願い、決算審査報告といたします。

○議長（久保美博君） 「議案第55号」及び「議認第13号」の説明と報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第55号」及び「議認第13号」の意見は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第55号」及び「議認第13号」の2件は予算決算常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 21 議案第56号 令和5年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について

日程第 22 議認第14号 令和5年度内子町下水道事業会計決算の認定について

○議長（久保美博君） 「日程第21 議案第56号 令和5年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」及び「日程第22 議認第14号 令和5年度内子町下水道事業会計決算の認定について」以上2件を一括議題とします。

本案について説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久町長登壇） 「議案第56号 令和5年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」、「議認第14号 令和5年度内子町下水道事業会計決算の認定」につきましては、その内容を建設デザイン課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○建設デザイン課長（亀内重範君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀内建設デザイン課長。

〔亀内重範建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（亀内重範君） 「議案56号 令和5年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」、「議認第14号 令和5年度内子町下水道事業会計決算の認定」につきましては、関連がございますので一括して説明をさせていただきます。

それでは、資料1、議案書の21ページをお開きください。

令和5年度内子町下水道事業会計で利益剰余金が生じたので、その処分につきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定より議会の議決を求めるものでございます。

次の22ページに処分計算書を記載しております。

未処分利益剰余金55万6,526円を処分額といたしまして、その処分先でございますが、企業債の償還にあてる目的の減債積立金に55万6,526円を積み立てまして、処分するものでございます。

次に、23ページをお開きください。

「議認第14号 令和5年度内子町下水道事業会計決算の認定について」ご説明いたします。

資料6の令和5年度内子町下水道事業会計決算書の2ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございます。

まず収入でございますが、1款の下水道事業収益決算額が2億5,412万975円となっております。内訳といたしまして、1項の営業収益は7,966万1,225円で、下水道使用料でございます。2項の営業外収益は、一般会計補助金、雑収益等で1億7,445万9,750円となっております。

次に、3ページをお開きください。

支出でございますが、2款の下水道事業費用決算額が2億4,646万8,542円となっております。内訳といたしまして、1項の営業費用は2億2,996万660円で、主なものといたしましては、処理場費、減価償却費でございます。2項の営業外費用は1,650万7,882円となっており、主に企業債利息でございます。

続きまして、4ページをお開きください。

資本的収入及び支出でございます。

まず、収入でございますが、3款資本的収入決算額は、総額で2億3,221万8,300円でございます。内訳につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、5ページをお開きください。

支出でございます。

4款資本的支出決算額は、総額で2億8,312万6,367円となっており、主なものといたしましては、第1項の建設改良費でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,090万8,067円につきまして、過年度分損益勘定留保資金等で補填しております。詳細につきましては、次の6ページに記載しておりますのでお目通しをお願いいたします。

続きまして7ページをお開きください。

損益計算書です。

まず、営業収益でございますが、下水道使用料、その他営業収益を合わせまして7,246万1,139円でございます。

次に、営業費用でございますが、管渠費からその他の営業費用まで合計で2億2,184

万5,640円でございます。

営業収益から営業費用を差し引きました営業損失は、1億4,938万4,501円となっております。

続きまして、営業外収益は、他会計補助金から雑収益までの合計で1億6,738万398円でございます。営業外費用が1,743万9,371円となっており、このことによります経常利益は、55万6,526円となっております。今年度は特別損失の計上はありませんので、同金額が令和5年度末処分利益剰余金であり55万6,526円となります。この剰余金の処分につきましては、「議案第56号」でご説明いたしましたように、内子町下水道事業の利益及び資本剰余金の処分等に関する条例第2条第1項のとおり処分するものでございます。

資料の8ページ、9ページには剰余金計算書を、10ページには剰余金処分計算書の案を記載しておりますので、お目通しをお願いいたします。

11ページから13ページには内子町下水道事業貸借対照表、16ページにはキャッシュ・フロー計算書、17ページ以降には事業報告などの関連資料を記載しておりますので、ご参照ください。

以上、簡単ではございますが、「議案第56号、令和5年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」及び「議認第14号 令和5年度内子町下水道事業会計決算の認定について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定、ご認定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） 監査委員から審査意見書が提出されておりますので、報告を求めます。

○代表監査委員（赤穂英一君） 議長。

○議長（久保美博君） 赤穂代表監査委員。

〔赤穂英一代表監査委員登壇〕

○代表監査委員（赤穂英一君） ご報告申し上げます。

議案書番号8番、「令和5年度公営企業会計決算審査意見書の3ページをご覧ください。

「4. 審査の結果」のとおり、審査に付された決算報告書、財務諸表、事業報告書及び附属明細書は、関係法令に準拠して作成され、計数は関係諸帳簿等と符合し正確であり、当事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。

以下、水道事業と同様ですので、説明は省略します。

下水道事業についての意見は28ページをご覧ください。

経営状況について。平成29年4月1日から地方公営企業法を適用して、地方公営企業に移行し、経営状況の明確化、適切な施設管理など効率的な事業運営を目指すとともに、使用料金の改定を行っています。移行7年目の経営状況は、「損益計算書」で見ると、下水道事業の経常利益は55万6,526円、当年度末処分利益剰余金は55万6,526円となっております。

また、経営の健全性を示す経常収支比率は100.23%であり、健全経営の水準とされる100%を上回っており、一般的に安定していると言えますが、経費の大半を料金収入以外の収入、一般会計補助金ですが、で賄っている状況です。特に、令和5年度においては、9,880万1,000円の繰入金のうち、3,898万4,000円が基準外繰入金となっております。基準外の繰入を可能な限り抑制していく必要があります。

加えて、料金水準の妥当性を示す経費回収率は66.72%と、前年度に比べ17.88%増加しているものの、必要とされる100%に比べ、大幅に低調な状況です。

財政状態については、記載のとおりでございます。説明の方は省略いたします。

次に、資本金収入及び支出における不足額の取扱いについて。

資本金収入額が資本金支出額に対して5,090万8,067円の不足額が生じています。この不足額は、過年度分損益勘定留保資金5,087万6,916円、前年度からの繰越工事資金1万5,000円、当年度消費税等資本金の収支調整額1万6,151円で適正に補てん処理が行われています。

29ページですが、工事請負契約及び業務委託契約について。競争原理を生かした経済性のある適正な入札契約等が行われています。下水道台帳管理システム等保守管理業務委託について、システム導入時の落札業者との随意契約を行っています。決裁文書に随意契約の必要性は明記されていますが、金額の妥当性の検討についてもしっかりと記録願います。

今後の経営について。人口減少に伴い下水道使用料収入の伸び悩みが予想されるなか、89.51%に止まっている接続率のアップ、施設利用率を参考とした施設の適正規模の在り方の検討、施設の老朽化を見据えた長寿命化対策、耐震化対策、汚水処理費の低減化、使用料金の適正化等、多くの課題が考えられます。

特に、経費回収率は、近年、極めて低調な状況に転じており、これは全国における類似団体や愛媛県内の団体と比較しても非常に低調な状況です。下水道への接続や使用料金の適正化を含め、安定した下水道事業経営のため改善に取り組む必要があります。令和6年度から使用料金を改定しており、これにより改善に向かうと思われれます。

今後も物価高騰などによる施設の維持管理費の増加で厳しい経営状況が見込まれますが、下水道への接続の推進や使用料金の適正化に努め、安定した下水道経営を目指していただきたいと思います。

加えて、施設利用率については、例年30%前半と類似団体の平均値約50%を下回っており、処理能力に余裕がある現状であり、今後、大きな水量増加は見込めないため、施設の更新等計画では過大施設とならないよう慎重に検討していく必要があります。運用経費についても更なる効率化を検討していく必要があります。

令和2年3月末に完了した内子町下水道事業経営戦略策定支援業務委託の結果、令和3年3月末に完了した内子町公共下水道内子町浄化センター他再構築基本計画及び令和5年3月末に完了した内子町公共下水道使用料算定支援業務委託の結果を踏まえ、引き続き、長期的な展望に立って各種の課題解決に取り組み、安定的なサービスの提供、持続可能な下水

道事業の経営の効率化を図るため、一層努められることを願い、決算審査報告といたします。
○議長（久保美博君） 「議案第56号」及び「議認第14号」の説明と報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第56号」及び「議認第14号」の2件は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第56号」及び「議認第14号」の2件は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 23 議案第57号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 24 議案第58号 内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 25 議案第59号 内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 26 議案第60号 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第23 議案第57号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「日程第24 議案第58号 内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「日程第25 議案第59号 内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「日程第26 議案第60号

内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、以上4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第57号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「議案第58号 内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「議案第59号 内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「議案第60号 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、以上4件につきましては、いずれも指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するもので関連がございますので、一括提案させていただくものでございます。

その内容につきましては、保健福祉課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 議長。

○議長（久保美博君） 上野保健福祉課長。

○保健福祉課長（上野昌宏君） それでは、「議案第57号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「議案第58号 内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「議案第59号 内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「議案第60号 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」の4議案について、一括してご説明申し上げます。

各条例名が長いので、ここでは一括して「介護事業関係基準条例」、略して「基準条例」

と呼ばせていただきます。

各基準条例の一部を改正する条例につきましては、議案書1の24ページから48ページをご覧ください。

提案の理由でございますが、いずれも指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、関連する各基準条例の一部を改正するものでございます。

なお、省令の改正箇所において、町独自の基準に関する部分はなく、また、改正により新設される規定についても本町の実情と異なる部分はないことから、省令の改正内容と同様の基準を定めるものでございます。

なお、これらの事業の人員等に関する基準は、省令の基準を基に、市町村の条例において定めるものとされています。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明させていただきます。

議案説明資料11の2ページをご覧ください。

「議案第57号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例について」ご説明いたします。

地域密着型サービスは、要介護認定を受けた方を対象に提供されるサービスでございます。住み慣れた自宅や地域で生活を継続できるように支援するものでございます。

町内の施設やサービス等に関係いたします主な改正内容について、ご説明させていただきます。

全サービス共通の改正内容になりますが、第6条ほかの条で、経過措置期限の到来により、完全廃止される指定介護療養型医療施設について言及している部分を削るものでございます。

3ページをご覧ください。

第7条ほかの条では、管理者の兼務範囲について、同一敷地内にある他の事業所や施設等ではなくても差し支えないこととするものでございます。

第24条ほかの条では、訪問・通所系サービスについて、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないとし、また、身体的拘束等を行う場合には、理由の記録を義務付けるものでございます。

第34条ほかの条では、運営規程の概要などの重要事項について、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付けるものでございます。

12ページをご覧ください。

第92条ほかの条では、多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置として、「委員会の設置」、「指針の整備」、「研修の実施」を義務付けるものでございます。

第106条の2ほかの条では、多機能系・居住系・施設系サービスについて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付けるものでございます。

13ページから14ページをご覧ください。

第125条ほかの条では、居住系サービスについて、高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、協力医療機関との連携体制を構築するための見直しを行うものでございます。

また、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携について、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応を取り決めておくことについて努力義務を課すとともに、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けるものでございます。

26ページをご覧ください。

「議案第58号 内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について」でございますが、先程ご説明いたしました地域密着型サービスの基準と同様の改正でございますので、お目通しください。

33ページをご覧ください。

「議案第59号 内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について」ご説明いたします。

介護予防支援は、要支援認定を受けた人を対象に提供されるサービスで、適切なサービスが利用できるよう、地域包括支援センターや介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業者のケアマネジャー等がケアプランを作成し、関係各所と連携、調整をするものでございます。

主な改正内容について、ご説明させていただきます。

第4条では、地域包括支援センターの設置者が指定介護予防支援を行う場合の基準に限定するとともに、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の従業者の基準を新たに定めるものでございます。

第5条では、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合の管理者に関する基準を新たに定めるものでございます。

34ページをご覧ください。

第12条では、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて指定介護予防支援を行う場合についても、交通費の支払を受けることを認めるものでございます。

35ページをご覧ください。

第23条では、重要事項の掲示について、地域密着型サービス基準の改正と同様の改正を行うものでございます。

35から36ページの第30条、第32条では、身体的拘束等の原則禁止や身体的拘束等を行う場合の記録に関する規定を新たに設けるとともに、地域密着型サービス基準と同様、身体的拘束等を行ってはならないことや、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けるも

のでございまして、また、要件を満たした上で、利用者の居宅を訪問しない期間のテレビ電話装置等を活用したモニタリングを可能とするものでございます。

37ページをご覧ください。

第32条第31号では、指定を受けて指定介護予防支援を行う指定居宅介護支援事業者に対し、市町村から情報提供の求めがあった場合、介護予防サービス計画の実施状況等を情報提供することを運営基準上義務付けるものでございます。

38ページをご覧ください。

「議案第60号 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例について」ご説明いたします。

居宅介護支援は、適切に介護サービスを利用できるようにするため、ケアマネジャーがケアプランを立てて、その計画に従い、サービスが提供されるようにサービス提供事業者と連絡・調整するものでございます。

主な改正内容について、ご説明させていただきます。

第4条では、ケアマネジャー1人当たりの取扱件数について見直しを行うものでございます。

第5条では、管理者の兼務範囲について、地域密着型サービス基準の改正と同様の改正を行うものでございます。

39ページをご覧ください。

第6条では、前6か月間に作成した居宅サービス計画における訪問介護等各サービスの利用割合及び同一事業者によって提供されたものの割合を利用者に説明し、理解を得ることの義務付けを努力義務とするものでございます。

40ページをご覧ください。

第15条ほかの条では、身体的拘束等の原則禁止や身体的拘束等を行う場合の記録に関する規定を新たに設けるとともに、地域密着型サービス基準と同様、身体的拘束等を行ってはならないことや、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付けるものでございます。また、要件を満たした上で、利用者の居宅を訪問しない月のテレビ電話装置等を活用したモニタリングを可能とするものでございます。

41ページをご覧ください。

第24条では、重要事項の掲示について、地域密着型サービス基準の改正と同様の改正を行うものでございます。

なお、以上4件の各基準条例につきましては、附則において、公布の日から施行するものとしておりますが、重要事項のウェブ掲載の実施につきましては、令和7年4月1日から施行するものとしております。

以上、「議案第57号」から「議案第60号」までの介護事業関係基準条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう

お願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第57号」から「議案第60号」までの4議案は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第57号」から「議案第60号」までの4議案は産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 27 議案第61号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君）「日程第27 議案第61号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第61号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、議長、副議長及び議員の報酬を改定することから条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「議案第61号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書の49ページをお願いいたします。

本案は、令和4年10月3日「議員報酬についての要望書」が提出されたことを受け、町長が内子町特別職報酬等審議会長へ諮問を行い、その答申を踏まえ、内子町議会議員の議員報酬を改定するため、条例の一部を改正するものでございます。

改正条例案は50ページに、また議案説明資料11の43ページに新旧対照表を掲載してございます。

説明は、議案説明資料にて行います。

43ページをお願いいたします。

第1条にて規定をしております月額報酬を、議長については26万3,900円から30万8,000円に、4万4,100円。副議長については21万3,400円から25万7,

000円に、4万3,600円。議員については20万800円から24万5,000円に、4万4,200円。それぞれ増額するものでございます。

なお、附則において、施行期日を「公布の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議員の任期の始まる日」といたしております。

以上で、「議案第61号 内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので。

○3番（関根律之君） はい。議長。

○議長（久保美博君） 関根議員。

○3番（関根律之君） これは、予算決算とかではなくて、この場で即決ということなんですよね。なので、一応、町民に関心のある方もおられると思いますので、質問をさせていただきます。

これ一度、議会の方から発議という形で町長に議員報酬を上げてほしいということで、ちょっと正確には覚えていないですけど、2年ぐらい前に町長に議会の方から検討してほしいということを投げかけて、そのときに審議会の方からいろいろ意見を出されて、まだその時期ではないという結果だったと思うんですけども、それがなぜこのタイミングで、この時期に報酬の値上げが必要というふうに至ったのか。まあ、審議会の方で話をされたということだと思うんですけど、今、その内容について説明が全くなかったの。どうしてこのタイミングで値上げが必要ということになったのか説明をいただけますか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 議会の方での発議については存じておりません。議会の方から町の方に、先程申し上げましたとおりですね、要望がございまして、それに対してですね、審議会において検討したということでございます。なぜこの時期かということでございますけれども、その辺についてはですね、一応、審議会の方でそれぞれ方針が出ました。それで議会に上げる時期でございますけれども、これにつきましては、議会の方からこれについてですね、できるだけ早く。もう次の選挙が決まっていますから、できるだけ早く、今度、議員になりたいという方の掘り起こしと言いますかね。そういうことも含めて早くしてほしいというご要望がございまして、この時期ということでございます。ご理解をお願いします。

○議長（久保美博君） 他に質疑はありますか。

○13番（林博君） 議長。

○議長（久保美博君） 林議員。

○13番（林博君） こういう改正、我々も申し入れをしておったので、嬉しく思う一人でございます。

この改正によって、議会の議員報酬、またその他の手当等の総額で、どの程度の増額にな

るか教えてほしいと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 改正前後の経費の総額ということだろうと思いますけれども、これ議員報酬、それから期末手当、これらが報酬の総額になってこようと思います。今、現在が、改正前ですけれども、3,705万円あまりということでございます。これが定数13名で改正した場合は3,912万円と試算をしております。おおよそ206万7,000円あまりの増額となります。以上でございます。

○議長（久保美博君） 他に質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第61号」の採決に入ります。本案を原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。申し訳ない。起立多数です。

従って、「議案第61号」は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第 28 議案第62号 内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第28 議案第62号 内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第62号 内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきましても、国民健康保険法の一部改正により、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証が廃止されるため、条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、住民課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○住民課長（上山淳一君） 議長。

○議長（久保美博君） 上山住民課長。

〔上山淳一住民課長登壇〕

○住民課長（上山淳一君） それでは、「議案第62号 内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

議案書1の51ページをお開きください。

本案は、国民健康保険法の一部改正により、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、内子町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

改正条文は52ページのとおりでございます。

次に、改正の概要を新旧対照表でご説明させていただきますので、議案説明資料11の44ページをお開きください。

改正内容ですが、第12条中「第9項」を「第5項」に改めます。

また、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合」を「又は虚偽の届出をした場合」に改めます。

次に、附則第1項において、この条例の施行期日を、令和6年12月2日からとします。

また、附則第2項で、この条例の施行の日、前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合における、この条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとします。

以上、「議案第62号 内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第62号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第62号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩します。午後2時25分から再開いたします。

午後 2時13分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

先程の「議案第61号」の林議員の議員報酬の件について質問があり、その点で間違った答弁を行っており訂正したい旨の申し出がありました。これを許可し、理事者の再答弁を許

します。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 訂正をさせていただきます。

先程、「議案第61号」のなかで、林議員さんから報酬がどのくらい総額で上がるのかというご質問をいただきました。そのときに私、報酬額と期末手当を合わせて206万7,000円あまりという答弁をさせていただきましたけれども、この206万7,000円あまりといいますのは、報酬だけの増加額でございました。申し訳ございません。

報酬に期末手当を合わせますと、合計274万円あまりの増額となります。これが報酬総額の増加でございます。

実際には報酬額に合わせまして、議員経費全体で言いますと、これに合わせまして共済会の負担金、こういったものも増加していくものというように思っております。

以上でございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長（久保美博君） ただ今の答弁に対し、林議員の再質問を許します。

○13番（林博君） 議長。

○議長（久保美博君） 林議員。

○13番（林博君） ただ今、訂正の答弁をいただいたわけですが、議員報酬と期末手当を合計したものが274万円の増額になるという修正の答弁だったと思うんですが、報酬と期末手当の合計額というのは、すぐには出ませんか。出るようだったら教えてほしいのと、あとの手当辺りがどの程度増額になるのか。そこらは押さえてないでしょうか。その2点、再度、質問をさせていただきます。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） 議員定数が13名ということで、報酬が改定された後の報酬総額につきましては、現在のところ、5,186万6,600円を見込んでございます。

それから手当でございますけれども、期末手当の金額が1,274万6,600円を見込んでございます。以上でございます。

日程第 29 議案第63号 内子町成留屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定について

○議長（久保美博君） それでは、続きまして「日程第29 議案第63号 内子町成留屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第63号 内子町成留屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定」につきましては、去る8月16日に開催しました内子町公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定より、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、自治・学習課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○自治・学習課長（福見光生君） 議長。

○議長（久保美博君） 福見自治・学習課長。

〔福見光生自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（福見光生君） 「議案第63号 内子町成留屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定について」ご説明をいたします。

議案書1、53ページをお開けください。

指定管理者の指定につきましては、指定期間満了により改めて指定管理者を選任することにつき、議会の議決を求めるものでございます。

この施設につきましては、広報等による公募の結果、他に応募がありませんでしたので、8月16日開催の指定管理者選定委員会の審査結果の答申を受け、指定管理者として指定するものでございます。

内容につきましては、1. 指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地でございますが、名称「大瀬の館」。所在地、内子町大瀬中央4610番地1です。

次に、2. 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地でございますが、名称「村役場を活かす会」。所在地、内子町大瀬中央4610番地1です。

次に、3. 指定の期間ですが、令和6年10月1日から令和11年9月30日までの5カ年間でございます。

位置図につきましては、議案説明資料11の45ページに示しておりますので、お目通しいただければと思います。

以上、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第63号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第63号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 30 議案第64号 五十崎特産センターの指定管理者の指定について

○議長（久保美博君） 「日程第30 議案第64号 五十崎特産センターの指定管理者の

指定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第64号 五十崎特産センターの指定管理者の指定」につきましては、去る8月16日に開催しました内子町公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定より、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、農林振興課長に説明いたさせていただきますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

〔大久保裕記農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（大久保裕記君） それでは、「議案第64号 五十崎特産センターの指定管理者の指定について」ご説明いたします。

議案書の54ページをお願いいたします。

提案理由といたしまして、五十崎特産センターの指定管理者の指定について議会の議決を求めるものでございます。

令和元年10月1日から五十崎特産センターの指定管理者として、「有限会社しあわせの黄色いハンカチ」を指定しておりましたが、指定期間が本年9月30日までとなっております。そのため、公の施設指定管理者選定委員会に諮り、7月1日から31日までの間、公募いたしましたところ、1団体から応募があり8月16日開催の指定管理者選定委員会におきまして、慎重に審議され、適当と認める旨の答申が町長にございました。

指定の内容ですが、「1. 指定管理者に管理を委任する施設の名称及び所在地」について、名称は「五十崎特産センター」、所在地は、内子町五十崎甲1760番地1です。

次に、「2. 指定管理者に指定する団体の名称及び所在地」ですが、名称が「有限会社しあわせの黄色いハンカチ」で、所在地は、内子町五十崎甲1760番地1です。

指定の期間は、3に記載のとおり、令和6年10月1日から令和11年9月30日までの5年間とするものでございます。

施設の位置及び写真は、議案説明資料11の45ページに位置図及び写真を掲載しております。

以上、「議案第64号 五十崎特産品センターの指定管理者の指定について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、

これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第64号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第64号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 31 議案第65号 第39号 令和6年度無線LAN環境整備機器等購入に係る物品購入契約について

○議長（久保美博君） 「日程第31 議案第65号 第39号 令和6年度無線LAN環境整備機器等購入に係る物品購入契約について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第65号 第39号 令和6年度 無線LAN環境整備機器等購入に係る物品購入契約」につきましては、8月8日に入札を執行し、仮契約を締結した物品購入契約について、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明いたしますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「議案第65号 第39号 令和6年度 無線LAN環境整備機器等購入に係る物品購入契約について」ご説明申し上げます。

議案書の55ページをお開きください。

本案は、庁舎内の通信環境を現在の有線から無線方式に変更するため、無線LAN環境構築のための機器購入にあたり、8月8日に入札を執行し、決定した落札業者と仮契約を締結した物品購入契約について、地方自治法第96条第1項第8号及び内子町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

本案の概要を、議案説明資料11の46ページに掲載してございます。

説明資料46ページをお開きください。

1番の契約の方法につきましては、5社による指名競争入札でございます。

契約品目及び数量は、一覧表にあるとおり、L3スイッチほか、庁舎内における無線LAN環境構築に必要な物品、数量、仕様のとおりでございます。詳細はお目通しをいただけれ

ばと思います。

契約金額でございますけれども、1,311万2,000円。落札率は90.2%でございます。

4番の納期につきましては、令和6年12月31日といたしてございます。

議案書の55ページにお戻りいただき、4番の契約の相手方につきましては、松山市六軒家町1番13号、株式会社四電工愛媛支店、上席執行役員支店長、仲口義洋でございます。

以上、「議案第65号 第39号 令和6年度 無線LAN環境整備機器等購入に係る物品購入契約について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根議員。

○3番（関根律之君） 総務文教の方になるようなので、一応、私は反対の方の、産建の方なので質問しておきます。

今まで庁舎内で無線LANの環境整備が整っていなかったという理由が、情報漏洩ということが、やはり無線LANでは担保できない可能性があるということが大きかったんじゃないかなと推測をしていたんですが、今回こういった形で無線LANを導入することで、その辺は技術的に解決できるという見通しが立ったんでしょうか。その辺りの説明をお願いしますか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） これまで無線LANに切り替えていなかった理由、いろいろございますけれども、セキュリティの面だけということではございません。いろんな面がございました。今回、物品購入に1,000万円以上の経費がかかるということもございまして、ただ、これにつきましてはこれまで有線で行ってまいりましたので、ケーブル代でありますとか、各1人1人のケーブルを敷設する金額、そういったものもかかってまいりましたので、その辺のところも総合的に勘案いたしまして。

また、それに今、現在ですね、職員のパソコンをデスクトップからノートパソコンに順次、切り替えております。このノートパソコンに切り替えている趣旨といいますのは、ノートパソコンを持ち運びまして、会議室でありますとか、フリースペース、そういったところでいろんな仕事ができるといったことも踏まえて、そういったことに切り替えておりますが、そうするためにはですね、やはり線がきてなかったらダメですので、無線の切り替える必要もあったということで。そういった様々な要因がありまして、今回、無線LANに切り替えたということでございます。以上でございます。

○議長（久保美博君） 他に質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第65号」は総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第65号」は総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

**日程第 32 議案第66号 第56号 令和6年度内子町クリーンセンター補修工事に
係る工事請負契約について**

○議長（久保美博君） 「日程第32 議案第66号 第56号 令和6年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第66号 第56号 令和6年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約」につきましては、見積を徴収し、8月7日に仮契約を締結した工事請負契約について議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、環境政策室長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（久保美博君） 高嶋環境政策室長。

〔高嶋由久子環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（高嶋由久子君） それでは、「議案第66号 第56号 令和6年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約」につきまして説明させていただきます。

議案書は1の56ページ。説明資料につきましては、資料11の47、48ページになります。

それでは、まず議案書にて説明させていただきます。

契約の目的でございますが「第56号 令和6年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負」であり、契約の方法につきましては、随意契約でございます。

当該補修工事に関しましては、施設の設計・施工業者であります荏原環境プラント株式会社の専門知識と技術力を必要とすることから「地方自治法施行令第167条の2第1項第2号」の規定を適用し、随意契約とするものであります。

契約金額は、9,537万円で、設計金額に対する見積額は、率にいたしまして95.35%でございます。

契約の相手方は、大阪府大阪市北区堂島1丁目6番20号、荏原環境プラント株式会社

西日本支店支店長、山内秀洋でございます。

工期につきましては、議会の議決のあった日の翌日から、令和7年3月25日までの予定です。

続いて、工事カ所および概要について説明させていただきます。

説明資料11の47ページをご覧ください。

この図は、施設全体のフローシート上に、工事カ所を色付けしたものでございます。今回の工事カ所につきましては、左下に記載のございます4件となっております。

工事の概要につきまして、上から順にご説明させていただきます。

まず、①図の中央左寄りに朱色で示しております「1号焼却炉耐火物補修工事」でございます。焼却炉の内部を覆っております耐火物につきまして、前回の補修から7年が経過しており、点検の結果、経年劣化による崩落を防ぐため打ち替えを行うものでございます。

続いて、②1号・2号排ガスダクト取替工事は、図中央、右寄りに水色で示しております部分となります。ごみの焼却時に発生した排ガスは各設備で適正に処理をされ、この排ガスダクトを通して煙突から大気中に放出されております。今回、ダクト内の腐食劣化が進行しているため、1号・2号ともに取り替え、更新を行うものでございます。

次に、図中央下のピンク色で示しております③No.1灰コンベヤとその右、少し上に黄色で示しております④ダスト処理装置になります。

③No.1灰コンベヤは、焼却炉から排出された灰を安全に処理するため冷却と吸湿処理を行い、灰貯留コンテナに運ぶものになります。こちらも腐食劣化が進行しておりまして、気密性を確保するため取替更新を行うものでございます。

最後に、④ダスト処理装置では、焼却残さや飛灰などを適正に排出するために、水やキレート等を混ぜ合わせて処理を行っており、処理のときに使用する水を送るための給水ポンプの方が腐食が著しいため、ポンプ一式を取り替えるものでございます。

なお、次のページ、48ページには、断面配置図を記載しております。先程のフロー図とは左右ちょっと逆になっておりますが、実際の修繕個所をフローシート上と同じ配色で示しておりますので、お目通しいただければと存じます。

以上、工事の概要の説明とさせていただきます。

焼却炉につきましては、定期的な修繕が必要となっておりますけれども、安全で円滑な運転を行うため、補修工事につきまして請負契約を行うものであります。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第66号」は産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第66号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

**日程第 33 議案第67号 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約
について**

○議長（久保美博君） 「日程第33 議案第67号 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第67号 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約」につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、規約の一部を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、住民課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○住民課長（上山淳一君） 議長。

○議長（久保美博君） 上山住民課長。

〔上山淳一住民課長登壇〕

○住民課長（上山淳一君） それでは、「議案第67号 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について」ご説明申し上げます。

議案書1の57ページをお開きください。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、令和6年12月2日以降、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する必要があるため、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

改正する規約は58ページのとおりでございます。

次に、改正の概要を新旧対照表でご説明させていただきますので、議案説明資料11の49ページをお開きください。

改正内容ですが、新旧対照表の第4条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削ります。

その下、第17条第2項中「別表第2」を「別表」に改めます。

その下、別表第1を削り、別表第2を別表に改めます。

次に、附則において、この規約は令和6年12月2日から施行することといたしております。

以上、「議案第67号 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第67号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって「議案第67号」は産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 34 議案第68号 愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

○議長（久保美博君） 「日程第34 議案第68号 愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第68号 愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更」につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務に森林環境税の滞納処分等を加え、同機構規約を変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、税務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○税務課長（久保宮賢次君） 議長。

○議長（久保美博君） 久保宮税務課長。

〔久保宮賢次税務課長登壇〕

○税務課長（久保宮賢次君） それでは、「議案第68号 愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」、ご説明申し上げます。

議案書1の59ページをご覧ください。

愛媛地方税滞納整理機構は、平成18年4月に設立し、各市町から引き受けた徴収困難事案の滞納整理や市町職員に対する徴収業務に関する研修等を実施し成果を挙げてきました。今般、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行により、令和6年度から森林環境税を個人住民税の均等割と併せて賦課徴収することに伴い、愛媛滞納整理機構の共同処理する事務に森林環境税の滞納処分等を加える必要が生じたため、同機構の規約を変更する

ものでございます。

改正内容は60ページのとおりでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表でご説明をさせていただきます。

議案説明資料11の50ページをご覧ください。

愛媛地方税滞納整理機構規約第3条中、「されている地方税」の次に「並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第7条の規定により、個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税」を加えるものでございます。

また、附則として、「この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。」ものとします。

愛媛地方税滞納整理機構は、地方自治法第284条第2項の規定に基づく一部事務組合であり、共同処理する事務を変更し、または一部事務組合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第286条及び290条の規定により、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県知事に提出をしなければならないこととされており、協議については議会の議決を得なければならないとされています。

滞納整理機構の規約では、共同処理する事務として、地方税法の規定に基づく地方税に係る滞納事案で機構が引き受けた事案に係る滞納処分の事務の規定はありますが、森林環境税は地方税法に基づく地方税ではなく国税であることから、今回、滞納整理機構の規約を改正し、滞納整理機構の共同処理する事務に森林環境税の滞納処分等を加えるものでございます。

以上、「議案第68号 愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第68号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第68号」は総務文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 35 議案第69号 第3期内子町総合計画基本構想の策定について

○議長（久保美博君） 「日程第35 議案第69号 第3期内子町総合計画基本構想の策定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第69号 第3期内子町総合計画基本構想の策定」につきましては、現行の第2期総合計画が本年度満了となるため、令和7年度から10年間の、目指す将来像や総合的な方向性を定め、当町における総合的かつ計画的な行政運営を図るため、内子町総合計画策定条例第4条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、「議案第69号 第3期内子町総合計画基本構想の策定について」ご説明申し上げます。

議案書1の61ページをお願いいたします。

本案は、当町における総合的かつ計画的な行政運営を図るため、第3期内子町総合計画基本構想を策定するものでございます。

資料9に基本構想を掲載しております。こちらで説明をさせていただきます。

資料9の1ページをお開きください。

第3期内子町総合計画につきましては、現在の第2期計画が本年度、期間満了を迎えることから、昨年度及び今年度2か年をかけ、現在策定作業中でございます。

本計画は、基本構想、基本計画、実施計画から構成され、このうち基本構想につきましては「目指す将来像」「行動理念」「基本視点」「人口ビジョン」「基本目標」「体系図」の6つで編成しております。

総合計画策定にあたっては、これまで、町民のみなさんや中学生、20歳を迎えた方などにアンケートを行い、様々な立場からご意見をいただいたほか、中学生、高校生、子育て世代や農業・林業・商工業・観光業に携わっている方などを対象にワークショップを行いました。

また、行政内部では、9つの分野別ワーキングチームを編成し、SDGs等への理解を深めながらワークショップやキーパーソンヒアリング、視察などを行いながら議論を進めてまいりました。

この様ななか、内子町総合計画策定条例第3条の規定に基づき、内子町総合計画審議会を昨年8月と本年5月の2回開催し、5月には基本構想案について委員の皆さんにお諮りをし、ご承認をいただきましたので、同条例、第4条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

基本構想の内容につきましては、1ページにおいて「内子町を目指す将来像」を、これま

での計画を継承し「町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するまち」とし、2の「行動理念」は、今まで目指してきたまちづくりの根幹を継承し、未来を創っていくという点から「歴史にのぞみ、未来をひらく」としております。

2ページでございますけれども、3の「基本視点」としましては、住民の皆様や中学生のアンケートなどを踏まえ、目指すべき方向性として「内子らしさを次世代へつなぐ」「人々が健やかに育ち幸せに暮らす」。そして、3ページの「ひとを結び産業の賑わいを生む」の3つを掲げております。

次に、4ページから6ページが人口ビジョンでございます。

6ページ上段にお示しいたしておりますとおり、2045年の人口を国立社会保障・人口問題研究所の推計値を1,000人上回る10,000人を目指すことといたします。

7ページをお願いいたします。

基本目標といたしましては「この先のまちを創るひとづくり」「賑わい、担い手、経済の好循環を生む、生業づくり」「内子に住む人も訪れる人も実感できる魅力づくり」「誰もが豊かに住み続けられる暮らしづくり」「子どもから高齢者まで健やかに暮らせる安心づくり」この5つを掲げております。

最後に、9ページは、これらを体系的に表現してございます。

以上で、「議案第69号 第3期内子町総合計画基本構想の策定について」のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第69号」については、14人の委員で構成する第3期内子町総合計画基本構想審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第69号」は、14人の委員で構成する第3期内子町総合計画基本構想審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ここで、しばらく休憩いたします。

これより、委員会室で第3期内子町総合計画基本構想審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行います。

午後 3時10分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

第3期内子町総合計画基本構想審査特別委員会の正副委員長の互選結果について報告いたします。

第3期内子町総合計画基本構想審査特別委員会の委員長に山崎正史議員、副委員長に下野安彦議員が互選されました。よろしくお願いいたします。

日程第 36 議案第70号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第3号）について

日程第 37 議案第71号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（久保美博君） 「日程第36 議案第70号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第3号）について」、「日程第37 議案第71号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」以上2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） それでは、「議案第70号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第3号）について」、「議案第71号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、以上2件について一括してご説明申し上げます。

その概要を議案説明資料11で説明いたしますので、お手元にご用意ください。

78ページをお開きください。

「令和6年度内子町一般会計補正予算（第3号）」は、歳入歳出それぞれ4億9,134万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を117億9,027万5,000円と定めるものでございます。前年度の9月補正後予算と比較して、3億4,370万1,000円、率にして、3.0%の増となっております。

表中右側に「一般会計補正予算（第3号）」の財源を示しておりますが、国県支出金2億635万6,000円、地方債1億2,940万円、その他特定財源5,701万1,000円、一般財源9,857万4,000円の増額となっております。

今回の補正は、まちづくりの柱である魅力ある風景や生活の基盤整備、農林業の活性化、災害対策、これらを主要施策として予算化をしております。

79ページをお開きください。

魅力ある風景や生活の基盤整備としまして、新型コロナワクチンの定期接種に対して支援をする新型コロナ定期接種委託3,813万円を計上しております。

令和6年3月31日をもって、特例臨時接種としての新型コロナワクチン接種は終了となり、4月1日から、予防接種法の改正により、定期予防接種（B類疾病）に位置付けられました。接種補助の対象者は、季節性インフルエンザ予防接種と同じ取り扱いで、65歳以上または60～64歳の内部障がいの方で、予防接種費用1万5,300円のうち、ワクチ

ン生産体制等緊急整備基金の基金管理団体が8,300円、内子町が4,000円を支援し、個人負担金3,000円となります。接種期間は、令和6年10月1日から令和7年3月31日までとなります。

財源は、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金2,573万円、一般財源1,240万円としております。

次に、東沖自治会館の整備として、用地造成設計委託249万円、建設用地購入費309万5,000円を計上しております。

現在の東沖自治会館は昭和49年に建築され、49年が経過し老朽化が激しい状況でありますので、同地区内の土地を購入し、整備いたします。

財源は、一般財源558万5,000円としております。

同ページ、下段です。農林業の活性化としまして、森林資源の循環利用確立に向けた取り組みの支援として、内子町森林組合への木材自動選別機の整備補助6,816万5,000円を計上しております。

新たに整備する木材自動選別機により、1日1,600本から2,500本へ選別処理能力が向上し、木材需要に的確に対応できる安定的・持続可能な供給体制の構築が図れます。

財源は、林業・木材産業循環成長対策事業費補助金5,925万5,000円、一般財源891万円としております。

同ページ、右側です。

災害対策としまして、令和6年6月末から7月上旬にかけて発生しました梅雨前線豪雨に伴う農地・農業用施設、林道、町道の地すべり・土砂崩落などにより甚大な被害が多数発生しております。地元のみなさまの生命と財産を守るため、復旧に全力で取り組んでまいります。その災害復旧にかかる費用2億5,308万5,000円を計上しております。

財源は、記載のとおりですが、災害復旧費国庫補助金及び災害復旧費県補助金を優先的に活用しながら、災害復旧事業債及び災害対策基金で財源確保に努めてまいります。

特別会計も議案説明資料11で説明いたします。

80ページをお開きください。

それでは、「議案第71号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきましてご説明いたします。

「議案第71号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、歳入歳出それぞれ8,002万1,000円を追加し、29億4,289万1,000円と定めるものでございます。前年度の9月補正後予算と比較して3,090万7,000円、率にして1.1%の増となっております。

今回の歳入補正の主なものは、令和5年度実質収支額の確定による繰越金8,235万8,000円、歳出補正の主なものは、令和5年度介護給付費国庫負金確定による返還金3,866万8,000円、歳入歳出の調整として、予備費4,366万6,000円を計上しております。

以上、「議案第70号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第3号）」及び「議案第71号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」の2件についてご説明いたしました。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。「議案第70号」と「議案第71号」の補正予算2議案は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第70号」と「議案第71号」の補正予算2議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 38 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（久保美博君） 「日程第38 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 議案書1の62ページをお開きください。

「諮問第1号」につきましては、人権擁護委員候補者の推薦につき、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員である大程幸子氏が、令和6年12月31日で任期満了を迎えるため、引き続き人権擁護委員候補者に推薦するものでございます。

大程氏は、昭和30年2月3日のお生まれで、内子町大瀬北95番地にお住まいでございます。

農業を通じ、地域のリーダー、女性のリーダーとして、地域活動・農業振興など、長年にわたり尽力されています。また、現在も人権擁護委員として人権問題の解決や男女共同参画の推進にも積極的に取り組まれており、人格識見とも申し分なく、人権擁護委員候補者として推薦するに適任であると存じます。

なお、任期は令和7年1月1日から令和9年12月31日までの3カ年でございます。

よろしくご審議のうえ、ご同意賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。

本案は人事案件でありますので、討論を省略し、ただちに採決に入りたいと思います。こ

れにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

従って、討論を省略し、ただちに採決に入ります。

「諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、これを適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、本案はこれを適任とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

本日、常任委員会及び予算決算常任委員会、特別委員会に付託しました議案審査報告については、9月26日の本会議でお願いします。

明日は午前10時から本会議を開きます。一般質問を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。

午後 3時44分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和6年9月第141回内子町議会定例会会議録（第2日）

○招集年月日 令和6年9月3日（火）
○開会年月日 令和6年9月2日（月）
○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出 席 議 員（14名）

1 番	城 戸 司 君	2 番	塩 川 まゆみ 君
3 番	関 根 律 之 君	4 番	向 井 一 富 君
5 番	久 保 美 博 君	6 番	森 永 和 夫 君
7 番	菊 地 幸 雄 君	8 番	泉 浩 壽 君
9 番	大 木 雄 君	10 番	山 本 徹 君
12 番	下 野 安 彦 君	13 番	林 博 君
14 番	山 崎 正 史 君	15 番	寺 岡 保 君

○欠 席 議 員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正 久 君	副 町 長	山 岡 敦 君
総 務 課 長	黒 澤 賢 治 君	住 民 課 長	上 山 淳 一 君
税 務 課 長	久保宮 賢 次 君	保健福祉課長	上 野 昌 宏 君
こども支援課長	山 本 勝 利 君	内子町保健センター所長	上 石 由起恵 君
建設デザイン課長	亀 内 重 範 君	会 計 課 長	田 中 哲 君
町並・地域振興課長	大 竹 浩 一 君	小田支所長	中 嶋 優 治 君
農林振興課長	大久保 裕 記 君	環境政策室長	高 嶋 由久子 君
政策調整班長	二 宮 大 昌 君	危機管理班長	宮 田 哲 郎 君
上下水道対策班長	稲 田 彰 二 君	商工観光班長	大 田 陽 市 君
教 育 長	林 純 司 君	学校教育課長	亀 岡 秀 俊 君
自治・学習課長	福 見 光 生 君		
代表監査委員	赤 穂 英 一 君	農業委員会会長	北 岡 清 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 前 野 良 二 君 書 記 本 田 紳太郎 君

○議事日程（第9号）

日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 議事日程通告

日程第 3 一般質問

○本日の会議に付した事件
日程第1から日程第3まで

午前 10時00分 開会

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。ご着席ください。
○議長（久保美博君） ただ今から、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（久保美博君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、12番、下野安彦議員、13番、林博議員を指名します。

日程第 2 議事日程通告

○議長（久保美博君） 「日程第2 議事日程通告」をします。本日の議事日程は、お手元に配布しております「議事日程（第9号）」のとおりであります。

日程第3 一般質問

○議長（久保美博君） 「日程第3 一般質問」に入ります。

質問は一問一答といたします。

委員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により30分以内とします。発言残時間は、右側の壁に設置しております残時間表示板でご確認ください。

要点を簡潔に、要領よくまとめて質問されますよう議員各位のご協力をお願いいたします。

理事者におかれましては、議員の質問の趣旨に対する確認等がございましたら、先にその旨を伝えてから発言してください。

質問通告者は6名であります。

それでは、受付順に質問を許します。

最初に、森永和夫議員の発言を許します。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

〔森永和夫議員登壇〕

○6番（森永和夫君） それでは、質問の前に、全国に大きな被害をもたらした非常に強い台風10号ですが、幸い内子町では、当初に心配していたような被害もなく過ぎ去り、安堵しているところであります。今回の台風を通じて、今後必ず起こると言われる南海トラフ大地震、巨大化する台風など、いざというときの備えの大切さを改めて感じています。

それでは、通告に従い質問をいたします。

今回は、まずカスタマーハラスメント、いわゆるカスハラ対策について。2問目は小田深山施設のパブリックコメントについて。3問目にEBPMについて質問をいたします。

まず1点目のカスハラ対策についてですが、まず、ハラスメントとは、相手の嫌がることをして不快感を覚えさせる行為全般を意味します。よく耳にするのが、パワハラ、セクハラ、モラハラなどがありますが、それ以外にも50以上あるそうです。先日のラジオで、辛い物が苦手な人にトウガラシなど辛い物を食べさせるのをカラハラと言うそうです。

さて、顧客や消費者からの度を越えた、または悪質なクレーム・要求のことを指すカスハラですが、複数のパターンがあるようです。顧客や消費者として優遇を求める言動、優位的地位の乱用、不当・過剰・法外な要求・社会通念上相当の範囲を超える対応の強要、コンプライアンス違反の強要、職務妨害行為、担当者の尊厳を傷つける行為などがあり、いずれかの特徴に当てはまった場合はカスハラと判断できるようです。

日経新聞に「カスハラ対策、企業に義務付け。厚労省、法改正調整。」の記事が掲載されていました。そこには、「自民党でも、カスタマーハラスメントに関する自民党のプロジェクトチームは対策強化の提言案をまとめた。従業員保護策を企業に義務づける法整備に言及した。厚生労働省はこれを踏まえ法改正を調整する。」と書かれています。また、カスハラを予防するための顧客対応に関する従業員研修の強化や、消費者の権利と責任について理解を促す教育の必要性にも触れられています。

厚労省では、その防止策の一環として「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」を作成しています。

厚労省の示す対策マニュアルでは、「顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業関係が害されるもの」とされています。

このカスハラは、民間企業だけの問題ではなく、全国の自治体などでも大きな問題としてその対策に取り組む自治体が増えています。

最近、庁舎入り口に「防犯カメラ作動中」という看板が設置されています。不審者対策で玄関や裏口に設置されたものと思いましたが、役場窓口の天井に設置されています。これは、防犯カメラというよりも監視カメラです。

令和6年7月1日に、「内子町防犯カメラ装置の設置及び運用に関する要綱」が告示されています。第一条、目的として、「この要綱は、内子町役場における業務の公正かつ適正な執行を確保し、犯罪の予防、犯罪発生時の検証及び職員への不当な圧力を排除することを目

的として設置した防犯カメラ装置及びこれにより記録された記録データの取り扱いについて必要な事項を定めるものとする。」と書かれています。

そこで伺います。防犯カメラいわゆる監視カメラは犯罪抑止に有効である反面、不特定多数の町民の方が撮影対象となり、プライバシー保護に配慮する必要がある慎重に行うべきと考えますが、十分な協議はされたのか伺います。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それでは、森永議員の質問にお答えをさせていただきます。

カスタマーハラスメントにつきましては、本年6月に県内自治体で発生いたしました事案が大きく報道され、また7月には愛知県の自治体で納税を巡るトラブルからの放火事件についての報道がなされたことは記憶に新しいところでございます。

内子町におきましては、これらの対応は内子町不当要求等防止対策要綱に基づいて行っているところでございます。

防犯カメラの設置につきましては、近年、当町においても不当要求事案等が発生していることなどから、県内自治体の設置状況等も参考にいたしまして、各部署と必要性について協議のうえ、今年度設置したものでございます。

防犯カメラは、議員ご指摘のとおり、犯罪抑止、不当要求行為等の抑止に有効である反面、不特定多数の町民の方が撮影対象となります。このため、撮影の範囲やモニターの閲覧の制限、設置場所の配慮など、プライバシー保護や来庁者、また町民の皆様への周知、セキュリティ対策などについて十分協議の上、運用しているところでございます。

また、役場での窓口相談業務などにつきましては、これまでも各課において相談の案件に応じまして別室などで相談を受けるなど、防犯カメラの設置の有無に関わらず、プライバシーの保護に留意をして対応をまいりましたけれども、今後におきましても、さらに厳格に対応することが必要と考えております。防犯カメラの記録データなどは、今回の防犯カメラの設置あたりまして整備をいたしました運用に関する要綱に基づき、厳重に管理してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） 今の「県内自治体等の設置状況等も参考にして」と言われましたが、県内20市町のうち、監視カメラ、防犯カメラでもいいですけれども、それを設置している自治体は何件くらいあるのか、分かれば教えてください。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。先日、調査をいたしましたところ、現在のところ、県内6市6町、合計12市町で設置をしてございます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。私はカメラ設置についてですね、全て否定するわけではないんです。ただ、先程言いましたように、プライバシー保護に配慮する必要があるということで、大多数の町民の皆様が対象となるということに対してですね、私はこれまでも、そのことを何人かの町民の皆さん方にお聞きしました。そうすると、ほとんどの人がですね、「そんなことしよるんか。」と。「役場行きにくいな。」ということと言われる方も多数いらっしゃいました。

そういったことで今回この質問を取り上げたんですけども、慎重に行うべきということを手前申しましたけども、これ残念なことが1つありまして、3月議会です、当初予算の債務負担行為の中に防犯カメラ設置事業として235万9,000円計上されていますけども、これに対しても十分な説明がなかったし、予算審議の中でも説明はなかったと記憶しています。そのことを大変残念に思うんですけども、やはり金額の過多に関わらず、こういった大事なことは議会にも説明を十分にしてください、議員の意見も聞いてほしかったなと思いますが、町長、その点についていかがでしょう。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。十分ですね、その辺り説明ができていなかったということでございますので、それについては申し訳なかったとは思いますが、ただですね、いろんな予算の中身がございます。これ全てをですね、皆さんにお示しをすることは時間的にもですね、非常に困難ではないかというふうに思っております。そういう意味です、ただ今回の件についてですね、議員さん、そういうことでございますので、それについてはですね、十分な説明ができていなかったということでございますので、申し訳なかったなというふうには思っております。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。議会に対してもそうなんですけども、一番はやっぱ、このことをですね、町民の皆さん方に告知することも大事だと思うんですよ。告知することによって抑止力につながると思います。ちなみにホームページにはですね、防犯カメラ設置のお知らせとして掲載されています。今後ですね、これを広報うちこ等で掲載するような予定はあるのか、ないのか。また、もしされたとしたら、いつされたのか教えていただきたいと思っています。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。当初につきましては、先程、議員さんご指摘のとおり、庁舎の出入口へのステッカーの掲示で告知をしておりました。その後、内部で協議いたしまして、これだけでは十分ではないだろうということでホームページへ掲載をいたしました。その上ですね、広報、9月の今月号ですね、お知らせをさせていただいているところでございます。以上です。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（森永和夫君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） それでは、次の質問です。

このカスハラですが、2023年3月、伊方町の役場の職員が50代の男からカスハラを受け、ストレスによる鬱病と診断され、退職した事件がありました。夜間に職員を自宅に呼びつけ、翌日未明まで約8時間、脅したり、謝罪を迫ったりしたというものです。その職員はストレスによる抗うつ状態と診断され休職、そして退職したそうです。警察は、男を脅迫などの疑いで書類送検しました。伊方町では、この事件を契機にカスハラ対策の条例「伊方町不当要求行為等対策条例」を制定しています。厚労省の有識者検討会は、カスハラの定義として、①顧客や取引先、公共施設の利用者が行う。②言動が社会通念上相当な内容を超える。③就業環境が害される。この3要素を挙げています。

そこで伺います。内子町においてカスハラに該当する具体的な事例と、年間何件ぐらいあるのか伺います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。それではお答えいたします。

カスタマーハラスメントに該当する具体的な事例でございますけれども、今年度はこれまでに7件、令和5年度においては13件、令和4年度が5件となっております。

その内容につきまして詳細は申し上げられませんが、例えば、町として対応ができない事案に対しての無理な要求であったり、執拗な面会の要求であったりなど、乱暴な言動で強要や罵声を浴びせられたり、叱責を受けたりすることなどが発生しております。

また、町の説明が納得いくものでないため対応に不備があると決めつけられ、謝罪文を書くように強要されたり、「電話対応が悪い。」と窓口まで押しかけ叱責をするなど、そういった事例もございます。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。7件、13件、5件ということで、結構あると言えはありますが、伊方町の方ではですね、こういった、先程申し上げた事例を契機に「伊方町不当要求行為等対策条例」というのを制定しています。その中にはですね、第5条で「何人も職員に対して不当要求行為等を行ってはならない。」といったことにも言及しています。私

は大事なのは、町民の皆様方に対して、カスハラ対策をするという町の意味と、そのことによって、町に対し、職員に対し甚大な損害を被るんだということをですね、やはり啓発をもっとしていく必要があるかと思います。啓発をすることによって、町民の皆様方に対しても、カスハラに対する抑止力につながるものと私は思いますが、例えば伊方町のようにカスハラ対策の必要性を考えるとですね、実効性のある条例を制定すべきと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。確かにですね、条例を制定すれば、かなりの抑止力でありますとか、啓発力も増すのであろうというふうに思っておりますけれども、この後のご質問にもありますように、そういった対応マニュアル、そういったものも町独自のものをまだ制定しておりませんので、まずはそういったところから取り組ませていただきまして、その後のこととして検討させていただければというふうに思っております。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。次の質問です。

今、総務課長言われたようにですね、先程の質問と関連しておる部分がありますので、次の、このカスハラ対策最後の質問になりますけれども、質問をいたします。

内子町にはですね、「内子町不当要求行為等防止対策要綱」、そして「不当要求行為等防止対策連絡協議会設置規定」があります。この要綱、第1条、目的には「内子町の事務事業に対するあらゆる不当要求及び暴力的不当行為に対し、内子町として統一的な対処方針を定めるなど、組織的に適切な対応を行うことにより、町民及び職員の安全と事務事業の円滑かつ適正な執行を確保することを目的とする。」とされ、第3条では「内子町の事務事業に対する不当要求行為等に対し基本的な対策を講じ、的確に対応するため、不当要求行為等防止対策委員会を設置する。」と書かれています。さらに、第4条には、実態把握及び具体的対処方針の協議などが書かれています。しかし、この要綱には、不当要求行為等に対し、窓口での対応等に対する具体的なことが記されていません。不当要求行為、いわゆるカスハラが起きた後の対応が示されているものと理解しています。大切なのは、カスハラに対し、どのような対応をとるのかだと考えます。

そこで伺います。カスハラ対策は職場環境の維持や職員を守るために必要です。そのためには、厚労省が策定したカスタマーハラスメント対策企業マニュアルを参考にして、内子町独自のカスハラ対応マニュアルを作る必要があると考えますが、マニュアルがあるのか。また、今後策定される予定はあるのか伺います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。内子町のカスタマーハラスメント対策のひとつとして、

愛媛県暴力追放運動推進センターが実施する不当要求防止責任者講習を管理職員が受講し、不当要求行為などに対する排除意識を高めて対応に備えているところでございます。

現在におきまして、内子町独自のカスタマーハラスメントの対策マニュアルはございませんので、個々の管理職員において、本講習受講の際に配布されます県暴力追放運動推進センターが発行いたします「暴力団追放マニュアル」の中にあります「暴力団の不当要求手口と対応」及び「悪質クレイマー対策」に記載をされております具体的な対応方法などを参考にいたしまして、事案に対しては複数で対応することはもとより、マニュアルに準じて組織として対応を行うことなどを基本姿勢としているところでございます。

今後におきましては、町の事務事業に係る不当な要求行為や町職員に対する暴力的行為への対策を組織的に行い、理由の如何によらず、不当要求には絶対に応じないということが、内子町行政の健全性、公正性を確保するために必要であることから、議員ご指摘のとおり、町独自のマニュアルの策定を、すでに策定をしている自治体のマニュアルなどを参考にしながら行ってまいりたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。今後、策定、対策マニュアルを作られるということなんで、多分、早く作っていただくことが有効なことにつながるんだろうと思います。こういった事例はですね、これも全国でもたくさんありまして、たまたま今日の愛媛新聞を見ますとですね、カスハラ対策の記事が2つ掲載されていまして。1つは、愛媛銀行といよてつ高島屋が基本方針を定め、公表したということです。該当する行為を明確にして、毅然と対応する姿勢を社内外に示したという記事であります。もう1つは、7割超の企業がカスハラ対策をしていないというような記事も載っていました。これは民間企業においても、自治体においても、カスハラ対策というのは重要な問題だと考えていますので、ぜひですね、前向きに取り組んでいただきたいと思います。

これ1つの例なんですけども、鳥取県の江府町というところがありますが、ここでもですね、やはり伊方町と同じような役場に対してのカスハラは年に数件程度だが、大きな声を上げられた呼び出された職員が職場に半日戻れなかった、公共施設の修繕を執拗に求められたといった事例がありました。対応した職員が体調不良になり、休職したケースもあったということです。そして、そういったことを受けて、カスタマーハラスメントを防ぐため、先程言いました厚労省が策定した企業マニュアルを参考にしてですね、独自の対応要綱を作成している事例もありますので、ぜひ当町としても速やかに対応マニュアルの策定をお願いしたいと思います。

次に、小田深山施設のパブリックコメントについて伺います。

小田深山渓谷施設整備基本計画案に対するパブリックコメントが実施されました。こういった事業策定段階で広く町民の意見を聞き、反映させることは、行政運営の公平性と透明性を高めるために重要と考えます。今回の案件に対し、7名の方から35件の意見が出され

ています。建設的な意見、もっと多くの人が憩える場所にしてほしいといった意見、この計画に対し前向きな意見、本来、民間でやるべき事業を行政が税金を投入するのはいかなものかなど否定的な意見、稼働日数、入り込み客数、経済効果など、具体的に示してほしいといった意見、2億5,000万円の投資に対する批判的な意見、道路の整備が不十分、コンサルなどを公表すべし、アリバイ作りのパブコメとしか思えないといった辛辣な意見など、多くの意見が寄せられています。この意見に対する町の考え方を相対的に見ると、「ご理解いただきたい。」という言葉が多く出ています。要は、パブコメで寄せられた意見は意見として聞かすが、この方針を大きく変えるつもりがないと聞こえます。先程、意見にあったアリバイ作りのようにも感じます。

そこで伺います。今回のパブコメで寄せられた意見に対し、町として検討に値する意見はあったのか。また、それは計画に反映されるのか伺います。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（久保美博君） 中嶋小田支所長。

〔中嶋優治小田支所長登壇〕

○小田支所長（中嶋優治君） 森永議員のご質問にお答えいたします。

小田深山渓谷施設整備基本計画案に関するパブリックコメントにつきましては、本年5月1日から31日の1ヶ月間において、町ホームページ、ならびに役場、小田支所において募集をいたしましたところ、先程、議員からご紹介していただきましたとおり、7名の方から35件にも上るご意見をいただきました。いただいたご意見の内容及びそれに対する町の考え方につきましては、現在、町ホームページならびに役場、小田支所、窓口において公開をさせていただいております。「町として検討に値する意見はあったのか。」とのご質問ですが、基本計画案の骨子について、修正等の検討が必要なものはないと考えております。

しかしながら、利用者の目線のご意見として、多目的広場への手洗い用シンクの設置ですとか、川に下りるアプローチの整備、通信設備の整備などにつきまして、多くの具体的なご提案をいただいております。これにつきましては、実施設計の段階において検討し、反映させていただきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

丸6番（森永和夫君） はい。いろんな、35件の意見が出されて、その中から実施設計に反映できるものは反映するというようなご答弁だったと思いますが、私その中でですね、気になるのが1つありまして、辿り着くまでの道路の整備が不十分という意見がありました。先日、私も久しぶりにですね、深山へ行ってみましたが、やはり道路の整備の必要性を感じて帰りました。この点については今後の課題と考えますが、この道中の道路整備についてはどのようなお考えをお持ちなのかお聞かせください。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（久保美博君） 中嶋小田支所長。

○小田支所長（中嶋優治君） はい。議員ご指摘のとおりですね、せっかく深山に上がっていただくということにしましても、県道の、今、路面状況がですね、非常に悪く幅員も狭い。離合にも苦慮するところがあるということで、県に対してはですね、いろんな機会を通じてですね、要望を申し上げております。今年については獅子越荘までの間はですね、簡易的な穴ぼこ等についての修繕は結構やっていただいております。また、獅子越荘から奥、旧深山荘を抜けて柳谷方面へ行くところにつきましては、まだこれからのございですが、計画をされておられるようでございます。いずれにしましても、修繕についても簡易的なものが多くございますので、引き続き要望はしたいと思ひますし、離合場所についても確保ということも以前よりお願いをしておりますけれども、そういったことで皆さんがスムーズに来ていただけるような道路整備についても、町として、一生懸命、県の方には要望を上げていきたいというふうに考えておるところでございます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森山和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。やはり、これからの小田の振興を考えるとですね、深山というのは大事な拠点になろうかと思ひますので、そのためには道路の整備ということも重要だと思ひますので、県の方に強くですね、要望していただいて、早急に改善できるようなことにしていただきたいと思ひます。

そして、意見の中でですね、私が気になるものがありまして、「民間でやるべき事業を行政が税金を投入するのはいかなものか。」といった意見に対しては、町長、どのように思われますか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。なぜ民間でやるべき事業と言われているのかがちょっと理解できないんですが、それぞれですね、民間でやるべき事業、また行政、まちづくりとしてですね、やる事業、いろいろその施設においてもですね、あるかと思ひます。これについてはですね、採算、もちろんそういう経済面、まあ違うところにも出てまいりますけれどもね、大切だとは思ひますけれども、いろんな利用者の方々の要望、いろんなご意見もございます。それを受けてのですね、整備でございます。そういうことからですね、採算性だけでは決してないということをご理解いただきたいと思ひます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。もちろん採算性だけを私は言っているんじゃないんですけども。町長、ということはですね、経済効果ということはなくてもいいというお考えでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。私はそういうふうには申し上げてはおりません。そういう視点も持つことは大事だろうとは思いますが。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） 全国の事例をいろいろと見てみますとですね、こういうようなことを行政がやる場合に、クラウドファンディングを活用して資金を調達するというようなことをやられているところもたくさんございます。このクラウドファンディングを活用するというようなことについては、どのようなお考えをお持ちなのか伺いたいと思います。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（久保美博君） 中嶋小田支所長。

○小田支所長（中嶋優治君） はい。全国には、そのような資金調達ということの例もあるようでございますが、現時点においては、クラウドファンディング等の活用というのは考えておりません。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） これ町長、今後においてですね、やはり行政がする、こういった事業に対して、クラウドファンディングというのは、私が先程言いました資金調達の面でもですね、それ以外の面でも、いろんなメリットがあるかと思うんですよ。これネットで見ますとですね、自治体がクラウドファンディングを行う3つのメリットというのが出ておまして、クラウドファンディングに関心を持っているユーザーは一般的な人よりも新しい社会的プロジェクトや地域振興活用に投資する意欲が高く、自治体のプロジェクトに対しても共感すれば積極的に資金を提供することが期待できるとかですね、人気のプラットフォームに掲載できると。そのことによって、自治体の課題や、今、行っている活動が国内外の広い範囲の人々に見てもらえるチャンスがあると。それと、支援者の意向が把握できる。クラウドファンディングでは支援者からの直接的なフィードバックやコメントをもらうこともできるため、これらを通じて市民のニーズや期待をより詳細に理解することが可能ですといったことで、当然、将来のプロジェクトや政策立案において市民の声を反映させる貴重な情報源にもなるといったようなメリットもあるようです。ぜひ今後ですね、行政としてもこういったことも考慮に入れて、いろんな事業計画にクラウドファンディングを活用していただきたいなということをお願いをいたします。

最後の質問に入ります。

以前にも、EBPMを聞いてきましたが、内閣府のホームページには、EBPMとは、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で、合理的根拠、エビデンスに基づくものとすることです。政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用したEBPMの推進は、政策の有効性を高め、国民の行政への信頼確保に資するものです。内閣府では、「EVP Mを推進するべく、様々な取り組みを進めてい

ます。」とあります。全国の自治体においても、政策立案の過程でE B P Mの推進が図られています。

私はE B P Mと併せて、大切なのは経営感覚だと思っています。ハードを整備すれば、中身は後からついてくるという考えでは、住民の理解は得られません。例えば、小田深山の施設や森家の活用ですが、単なる施設の建設や改修だけでなく、なぜ必要なのか。地域の発展や住民の生活にどれだけ寄与するのかを考える必要があると考えます。さらに経営感覚を持つことで、最適な計画立案につながると思います。さらに、地方自治法第2条14項には、「地方公共団体は、その事務を処理するにあたっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。」とあり、これは地方公共団体を運営する基本原則を規定したものであります。大切に効果的な税金の使い方にもつながるものと考えます。

私は、この小田深山の施設が、本当に内子のため、小田のためになるのであれば、2億5,000万円が3億円になってもいいと思う。だからこそ、しっかりとした根拠とその効果を示す必要があると考えます。

そこで伺います。

小田深山施設整備、旧森家住宅の活用計画にあたって、E B P Mや経営感覚を持った政策立案がなされたのか。町長に伺います。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（久保美博君） 中嶋小田支所長。

〔中嶋優治小田支所長登壇〕

○小田支所長（中嶋優治君） 森永議員のご質問にお答えいたします。

E B P Mや経営感覚を持った政策立案がなされたのかとのご質問ですが、証拠に基づく政策立案の視点は必要かつ重要なものだと考えております。

小田深山溪谷施設整備基本計画案につきましては、これまで全員協議会等でご説明をさせていただきましたとおり、来訪者の利便性を確保するための必要最小限の施設整備を行う方向での基本方針に沿って、令和5年度においては、小田深山溪谷施設整備部会の中で、指定管理者による運営を前提とした具体的な施設整備について、様々なご意見をいただき検討を進めてまいりました。その中で、整備コストと効果の関係の視点において、当施設の安定的な経営が持続的に可能か否か、小田深山溪谷への入込客数をベースに、宿泊施設の運営、専用の新規キャンプ場等の施設整備を検討した結果、溪谷エリアにおける収益性は低く、採算については大変厳しい見通しであることから、今回の基本計画案においては、来訪者の利便性の向上といったことを第一に考え、簡易な飲食、多目的スペース、駐車場、トイレなど、必要最小限のミニマムな施設整備としたものでございます。

宿泊施設につきましては、当初予定しておりましたが、指定管理者制度での安定的な運営の見通しが不透明であることから、今回の計画案には位置づけておりません。また、キャンプ施設につきましても、多目的広場を利用した運営とし、専用の設備は設け

ないこととしており、来ていただいた方に休憩をしていただくことをもとに絞ったコンパクトな施設整備としております。

「旧森家住宅の活用計画にあたって」は、平成29年度より東京大学都市デザイン研究室等が中心となり、「内子歴史まちづくりプロジェクト」を立ち上げ、内子町による歴史を生かしたまちづくりの具体的な事業提案を行ってまいりました。

令和元年度からは、ワーキンググループのメンバーが中心となり、住民や内子町と協働しながら、自律的な活動として歴史まちづくりの実践に発展的に取り組んでおります。その中でも特に「旧森家住宅」の保存活用に向けた提案をいただき、令和2年9月に「森家再生物語」を発行し、事業計画を進めているところです。

また、令和5年度には、民間事業者との対話形式による「旧森家住宅サウンディング型市場調査」を実施し、施設の整備方法、施設の管理・運営、施設の効果的な使い方など、幅広い意見をいただいております。現在、その意見等をもとに計画を進めているところです。

今後、それぞれの事業におきまして、その都度、議会にご説明させていただきながら進めてまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。今の答弁に聞いておりましてですね、私を感じるの、やはり、先程の質問の中でも町長にお伺いしましたが、経済効果について。なんか今の説明の中でも、パブコメの町の考え方を見てもですね、採算性、採算的にはなかなか難しい施設だろうということで、最小限の施設にするということでありましたが、これ前の全協のときに私申し上げたんですけども、必要最小限のミニマムな施設ということで出てきた数字が2億5,000万円。私は先程も言いましたけれども、2億5,000万円が3億円になってもいいと思うんですよ。ただ、それだけの効果があるのであればということでありまして、この必要最小限の施設の整備ということで2億5,000万円という数字を聞くとですね、一般町民の皆さん方から全然その経済、経営、金銭感覚が乖離しているのかなという気もするわけです。ですから、だからこそ、私は今回の質問で言いたいのは、しっかりとした根拠に基づいて政策立案をすることによって、町民の皆様方の理解を得られるのではないかと趣旨で私は今回の質問をしたんですけども、なかなかその辺の私の考え方とずれがあるようなんです。このパブコメの中にですね、稼働日数や一般客数、経済的効果など具体的に示してほしいといった意見がありました。そして、その意見に対して令和5年が1万7,300人、今回の施設整備で1.5倍の2万6,000人の来訪を目指して、その半分程度の施設の立ち寄りを見込んでいるということですが、これキャンプ場を併設ということですが、この施設以外にも小田深山溪谷を散策する左側の河原にキャンプ場の何かが整理され、整備というか、キャンプ場として使うようになっておりますけれども、年間だいたいキャンプに来られる方っていうのは何人ぐらいいらっしゃるのか。分かれば教えてください。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（久保美博君） 中嶋小田支所長。

○小田支所長（中嶋優治君） これは令和5年度の実績になりますけれども、大人が485名、小学生が83名、合計568名です。売り上げについては83万1,000円程度ということになっております。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森川和夫議員。

○6番（森永和夫君） はい。今回、パブコメをして、一般町民の皆さん方から意見を聴取したということですが、私、もう1つ大事なのはですね、実際に小田深山の新緑や紅葉を楽しみに来られた方、そしてキャンプに来られた方の聞き取り調査というのも私は大切なんだろうと思うんです。せっかく来ていただいた方から見た深山のよさとか、今後どのような施設が必要かを把握できるし、施設整備の参考になると考えますが、そのようなことは、これまでされてきたのか。来訪者に対するアンケート調査とか、ご意見を聴取したかということをお聞きしたいと思います。

○小田支所長（中嶋優治君） 議長。

○議長（久保美博君） 中嶋小田支所長。

○小田支所長（中嶋優治君） はい。これはですね、令和2年度の紅葉シーズンにですね、来訪者の方にですね、アンケートを実施をいたしております。その結果については、また報告書にまとめておりますが、その中ではやはり休憩をする施設が少ないと、どうしてもそういったご意見がございましてですね、そういったところを整備しようというところにつなげたところもございます。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） 先程の答弁の中で森家のことにも触れられましたので森家についてもお聞きしたいと思うんですが、購入された当初はですね、いろんな活用方法というのが、大学生とか、いろんな方からの提言もあったりしてですね。テレワークの拠点にするとか、いろんな、アート・イン・レジデンスの拠点にするとか、いろんなことが言われてきたと思います。ところが、コロナが明けて蓋を開けてみると、最終的にはテナントです。そして、以前、町長にもお聞きしましたが、「これテナントということですが、ショッピングモールにするのか。」という私の質問に対して「そうだ。」と。「いろいろなお店に入ってもらい、賑わいのあるものにしたい。」あまりにも漠然とした具体性のないことを言われましたが、そこには町長としてのビジョンや経営感覚も私は感じられませんでした。EBPM、根拠に基づく政策立案が出されたとは思えませんが、そのいろいろなお店に入ってもらおうというようなことで、町長、この森家の活用というのは今後、大丈夫なんでしょうか。お聞きします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。この森家の活用についてはですね、まず建物が7つ、7棟ございます。今までの内子町のまちづくりというのはですね、もう皆さんご存じのとおり、町並みの保存、また内子座を見ていただければ分かりますけれども、そういう歴史あるものをですね、きちんと残す。残しながらですね、残すだけではいけませんので、それをしっかり活用していこうということで今までまちづくりを行ってきましたし、この森家についてもですね、まさにその考えでございます。江戸期のものが7つのうち4つの建物があるということですね、非常にその他の建物についても、その時代時代ですね、変遷が分かるというようなことで、できるだけですね、そういうものをしっかりと守っていきながら、そして活用していこうということで、特に商店街についてはですね、町並み地区から内子座もほとんど皆さんですね、通過しておられるだけです。ですので、しっかりとですね、その中で時間を使っていただくといいますかね、楽しんでいただく。そして、また地域の方との交流もしていただく。そういうことをその場所ですね、しっかりとやっていただきたいというそういう思いでですね、守りながら、そしてそれを活用していこうということでこの事業に取り組んでいるところであります。そういう意味ではですね、今、言いましたですね、賑わいのある場所、そういうふうにしていくこと。また商店街がですね、活気を持つ。そういう一助になっていくんじゃないかというふうにも思っております。そういう賑わいはですね、また周辺部へも必ず広がっていくと思いますので、そういう意味でですね、この場所についてはそういうものにしていきたい。賑わいのある場所にしていきたいということでございますので、ご理解をいただきたい。

○6番（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永和夫議員。

○6番（森永和夫君） 私は森家の活用を反対しているわけじゃない。せっかく購入したものですから、十分に、今、町長言われたような活用をすべきだと思いますが、ただ、今の答弁を聞いても、わりと具体的な話にはなっていないというのが残念だということを最後に申し上げ、質問を終わります。

○議長（久保美博君） ここで暫時休憩します。

午前11時ちょうど、再開いたします。

午前 10時47分 休憩

午前 11時00分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、林博議員の発言を許します。

○13番（林博君） 議長。

○議長（久保美博君） 林博議員。

〔林博議員登壇〕

○13番（林博君） 13番、林です。

質問を始める前に、先に質問した同僚議員も言われましたが、先般、襲来した台風10号の被害については、私も同様、大変心配をしておりました。発生してから長時間をかけて愛媛県に通過、上陸をして通過いたしました。この時期、内子町の農業を見てみますと、多くの作物で収穫時期を迎え、農家の方々、忙しくその作業に追われておる中での襲来ということで、大変心配したんですが、おかげで、あまり大きな被害もなく終わったようでございます。しかしながら、全国的に見ますと、大変大きな爪痕を残して消えていったように思います。亡くなられた方に対してご冥福をお祈りいたしますし、被害に遭われた方にお見舞いを申し上げさせていただいたと思います。

今回の一般質問ですが、議員の一般質問は町行政についての改善、要望。要望じゃなしに改善や政策提言、また理事者の考え方を問いたすものであると、古い議員としてはそう考えておりました。そういうことで、私も議会にある程度の長い籍を置かせてもらっておる議員の1人として、今回、理事者の考え方を質問してみたいと思います。

それでは、9月議会にあたり、通告に従い、小野植町政について質問をいたします。

約4年前、新型コロナウイルス感染症対策の取り組みと人口減少対策に取り組むことを公約に掲げて、無投票で町長に就任をされました。公約されたとおり、就任時は新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっている中で、新型コロナウイルス感染症の正しい理解と感染防止に取り組み、また感染症により大きなダメージを受けることになった観光業、飲食業を中心とする業界への対策を行い、地域経済への影響を抑える対応をされてまいりました。

このような状況の中、新たにロシアによるウクライナの侵攻が発生し、物品の動きに大きな変化が生じて、物価高、原油高の影響を受けることになりました。町内のすべての事業者や町民の生活に対して給付金の給付など行い、暮らしや事業者の運営への影響を和らげる対策も実施されました。1つ1つの実施された対応については、この場では省略をいたしますが、そういう影響緩和の対応をされてきたように、私は見させていただいております。

町長が日頃言っている人口減少を防ぐためには、今まで以上に子どもたちを取り巻く環境の改善や、農林業、商工業の振興、福祉の充実など、様々な取り組みを総合的に進めていく必要があるということで、稼ぐ力のある町、住み続けられる町に向けて、子育て支援、農林業、商工業が元気になるための事業や、人の動きが変化した中での交流人口や関係人口の増加を図るための対策などなど、多くの対応をされてきたように思います。町民が安心して暮らせる住み続けられるまちづくりに向け、公約の実現に努めてきていただいたと思いますが、町長自身、掲げられた公約の実現度をどう考えているか、お伺いをいたします。

○議長（久保美博君） 林議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（小野植正久君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今、ご質問がありました公約の実現度を伺うということでございます。これについてお答えをさせていただきたいと思います。

私がですね、町長に就任して3年半が過ぎました。

まず、公約であります新型コロナウイルス感染症対策であります。就任時はこの新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっているときでありました。そういう状況の中で、やっと日本もワクチンの確保ができましたので、スムーズな接種と感染予防対策などに取り組みました。

また、この感染症により人の流れが途絶え、特に観光業や飲食業を中心とする産業に大きなダメージを与えることになりましたので、給付金をはじめ各種支援制度を実施し、地域経済の影響を極力抑えるように取り組んでまいりました。

また、その後、ロシアのウクライナ侵攻があり、内子町もすべての事業者や町民が物価高、原油高の影響をまともに受けることになりました。そのため、各種事業者の皆様や子育て世帯、低所得者層等の皆様に給付金等で支援を行い、特に町民全体が影響を受けているため、1人1万円の生活応援商品券を2回にわたり交付するなど、その対策に取り組んだところであります。また、これらの対策は迅速な対応が求められますので、職員は暮らしへの影響を極力緩和しようとの思いで、従来の業務に加え、100を超えるこれら多くの各種事業に一生懸命取り組み、併せて議会のご理解をいただきながら対応をさせていただきました。

この実現度については、アンケートや聞き取り等で効果を検証しホームページで公開しているところでありますが、効果があったとの評価をいただいております。

さて、もう1つの公約、人口減少対策であります。内子町でも、人口減少・少子高齢化が進んでおり、特に子どもたちの出生数が減少しており、本当に危機感を感じております。この対策については様々な取り組みが必要ですが、稼ぐということと、住み続けられるまちを実現すべく取り組んでまいりました。

町の元気は、まず、農林業、商工業、観光が元気になることだと思っております。それには高齢化している各産業の担い手確保が重要であり、国の制度を最大限活用するとともに、新たな制度を作り、町独自の親元就農支援や林業就農支援、商工では、企業継承等を支援する事業を行うなど、移住者も含め、担い手を増やすことに取り組みました。

また、農業では、基盤となる農地への簡水施設や農道等の整備、農業資材や農業機械への補助などの支援を行うとともに、林業では、木材の利用拡大のため、町産材使用住宅への補助の拡充や、森林整備のための自伐林家に対する機械購入に対する補助など、農林業を取り巻く環境を少しでも改善しようと取り組んでまいりました。

農産物を含めた特産品の販路拡大など知名度向上に向けて取り組んでいますが、指定管理者のからりやせせらぎについても、コロナや物価高の影響を大きく受けましたが、このような中、からりは7億円を超え、せせらぎについても1億円に迫るなど、売り上げを伸ばしているところであります。

また、交流人口、関係人口を増やしていくことも重要であり、それが町の魅力になり経済に結びついていくものと考えております。その中でも、観光については特に大きな可能性を秘めており、内子座の耐震化等の事業や内子商店街の中間に位置する旧森家住宅の整備、また小田深山溪谷への休憩スペース等の整備についても取り組んでいるところであります。

内子商店街については、街灯の整備や無電柱化が防災上や景観面で大きな効果がありますので、整備に向け進めております。今年度においては、民間の方々の取り組みにより新たな宿泊施設の整備が進んでおります。観光客も増えてきている状況ですので、観光協会や関係する方々などとも連携しながら、より満足していただくための取り組みを行っております。

また、私たちの町が住み続けられる町でなければなりませんので、子どもたちやお年寄りをはじめ、町民の皆様が安心して暮らせる環境をさらに整えていく必要があります。そのため、子育て支援では、18歳までの医療費無償化や放課後児童クラブの整備、公園の整備、高校生までの修学旅行の補助、給食費の補助などに取り組み、学校では、英語教育の充実であるとか、耐震化やGIGAスクール、教室へのエアコンの設置、電子黒板、トイレ改修など、よりよい環境づくりに取り組み、ふるさと教育を進めるコミュニティスクール体制が全学校において整いましたので、町の歴史、文化、伝統を地域の方々とともに学び、多くの子どもたちのふるさとを思う気持ち醸成に向けて取り組んでおります。

また防災対策については、耐震化がされていない自治会館、消防詰所の改築に順次、取り組んでおり、消防団については、老朽化した消防積載車等の更新、装備品の充実を行っております。また、今年は地震が多発しており、南海トラフ地震の危険度が高まっております。危機管理班に防災の専門員を置きましたので、各地域に出向き、防災意識の向上を図るとともに、家具の転倒防止、住宅の耐震化に積極的に取り組むなど、命を守る取り組みを進めております。

また、生活する上で重要なインフラ整備にも取り組んでおりますが、水道では、老朽化や耐震化等の対策として、寺村地区や鶴川地区をはじめ、水道管の新設や布設替えを計画的に行っております。

その他、高齢者福祉では、带状疱疹ワクチン接種の補助や補聴器の補助などに取り組み、また、移住者対策、企業誘致、景観整備、ICTの活用、そしてゼロカーボンシティの実現など、様々な取り組みを行っているところであります。

人口減少を極力抑えるため、これら様々な取り組みを行っているところでありますが、公約が実現できているものもありますし、引き続き取り組んでいかなければならないものもあります。そういう意味では、実現度は6割程度ではないかと考えておりますが、落ち込んでいた子どもたちの出生数が回復傾向にあり、また生産年齢人口についても回復の兆しが見られますので、一定の効果はあったものというふうに感じているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○13番（林博君） 議長。

○議長（久保美博君） 林博議員。

○13番（林博君） はい。ただ今、町長から、この3年間に対応してきたこと、様々な対応の報告を受けたわけでございます。本当に3年半の間にたくさんの改善ができてきたように私は思っております。この対応も、合併のとき、20数年前の平成17年に新しい内子町が誕生したんですが、その時には大変厳しい財政状況になって、それから、前の合併当初の町長、また2代目の町長さん、財政再建に苦慮され、町民にもかなりの我慢を求めて、今に至って健全財政になったためにできるという対応もあるんじゃないかなというふうに感じておるところでございます。そういうことで、やはり継続ということは大変重要なことで、歴代、過去に功労いただいた皆さんに感謝をいたしますとともに、今後ますます可能な対応をお願いしたいというふうに思います。

そういう気持ちを込めて、2番目の質問に入りたいと思います。

令和7年1月に実施されるであろう任期満了による町長選挙に対する考えは、6月議会において同僚議員の質問に対し、「現時点では町民の方々が安心して暮らせる環境づくりをさらに整えて、住み続けられる町にしていくなめの様々な取り組みを行っているところであり、次期の町長選については考えが及ばない状況である。」という答弁をされております。

あれから3ヶ月が経ちました。同僚議員の質問が、1期目を振り返る機会にもなったと思いますし、先程の公約実現度6割、目指すべきまちづくりに向けての対策や、この任期中に新たに生じたまちづくりに対する課題対応が必要ではないでしょうか。

また、町長選挙は目前になってきておることを考えますと、早急に2期目の町政に臨む決断をすべきときではないでしょうか。町長の考えをお伺いいたします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） はい。ただ今のご質問にお答えをさせていただきます。

人口減少、少子高齢化対策についてはですね、先程申し上げましたように、農林業、商工業、観光、こういったものが元気になることが一番大切であり、また、住み続けられる町、これを町民の皆さんとともに、チーム内子で、みんなですね、作っていく。これが大切なことだろうというふうに思っております。子どもたちはですね、今、様々な理由で、町を離れていますけれども、子どもたちが残りたい、また帰ってきたい、そんな魅力ある町をしつかりとですね、これからもさらに作っていききたいというふうに思っております。

産業の振興はもとより、私たちの町には都会にない歴史的な町並みや内子座があり、周りには美しい景観や美味しい果物などの農産物、そして伝統工芸などが息づいております。また、様々な文化芸術や滞在型の文化芸術にも取り組んでおります。今まで培ってきた歴史や伝統、文化を大切にしながら、都会に負けない、または他の自治体にはない、内子独自の魅力づくりを行ってまちづくりを行うことが、結果的に人口減少対策になるというふうに思っております。

皆様方のご協力をいただきながら、これらの取り組みを一生懸命行ってまいりましたが、先程言いましたようにコロナ等への対応もあり、4年という期間はあまりにも短いものとなりました。そのため、引き続き町を元気に、そして住み続けられる町、わくわくする町になるようにとの思いを胸に新たな挑戦へと踏み出す覚悟でありますので、次期町長選には立候補をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○13番（林博君） 議長。

○議長（久保美博君） 林博議員。

○13番（林博君） はい。再度発言をさせていただきます。

ただ今、今後の町政に臨む考えを、この議場で初めて答弁をいただきました。ありがとうございます。期待をする1人として、ありがたく受けとめをさせていただきます。

また、町民の中には、2期目の小野植町政に期待される方も多くおられるものと想像をしておるところでございます。先程言いましたように、まだ期日までは設定がされていないわけですが、年が明けたら、町長選挙が実施をされることであろうと思います。今後、町民の方に一層、支援を広げていただき、町並み、村並みや山並みが美しい、持続的に発展する町、またエコロジータウン内子づくりを目指していただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○議長（久保美博君） 次に、向井一富議員の発言を許します。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

〔向井一富議員登壇〕

○4番（向井一富君） 4番、向井一富です。9月議会にあたり、一般質問させていただきます。

まず、先般実施されました中学生議会、大変にお世話になりました。町長も真剣に答弁をいただき、また教育長を中心とする各学校の校長先生、担任の先生、生徒、また保護者の皆様方、議長、議会改革委員長を中心とされる議員の皆様の尽力で、価値ある議会が実施されたと感じました。生徒も真剣に未来の内子町のことを考え、質問してくれました。頼もしく感じたし、堂々と立派な質問ができたと感じました。ここに、まさに教育長が目指されております「ふるさと教育」の思い、意気込みを肌で感じさせていただきました。内子の未来は明るい実感を感じさせていただきました。ありがとうございました。

そしたら、これより通告に従い、一般質問に入らせていただきます。

そこで、まず中学生議会で3名の生徒が質問しておりました。交通の便が悪いので行動に制限がかかることと、交通網の整備についての質問がございました。ごもっともだと思います。子どもたちも用事で町に行きたいけれども、親も忙しそうに仕事をしているので、言いづらいと気を使いながら日々過ごされているのだなど。少しかわいそうだなという思いもいたしました。日本世論調査会が、公共交通をめぐる全国郵送世論調査によると大都市と地方で交通利便性の格差が拡大しているとの答えが四国では89%にのぼるとの新聞記

事に出ておりました。大都会と地方とでの利便性の格差はますます広がっているのだらうと思います。この辺も子どもたちは敏感に感じて、田舎の不便さ、都会への憧れが増していく原因にもなっているのかなと考えられました。その不便さをなくすことが、地方の魅力にもつながっていくのかと考えます。

町でも、このことを解消するためにいろいろと工夫をされて、デマンドバスと町営バスで連携しながら運営して不便さを解消していただいていますけれども、本数と時間の制約がありますので、都合のいい時間に利用できないということだろうと思います。そこで、まずはその現在運行しているデマンドバスの利用状況についてお尋ねをいたします。

○議長（久保美博君） 向井一富議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。それでは、向井議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

デマンドバスにつきましては、平成22年11月に大平線、南山線を皮切りに試験導入をし、以来、小田地区から町内全域へ運行エリアを拡大し、平成31年1月から現在の19路線の体制で運行しております。

これまで状況に応じて路線の新設や統合を行ってまいりましたが、利用者数は年々減少しております。平成31年度に約8,000人であった利用者が令和5年度には約5,500人まで落ち込んでおります。

また、路線ごとでは19路線のうち6路線が年間利用者数100人未満となっております。

収入につきましては、平成28年度の171万3,000円をピークに減少が続いております。また、支出額を差し引きました赤字幅は、車両を購入いたしました令和2年度を除き、近年は約950万円程度で、ほぼ横ばいでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 再質問させていただきます。

950万円の、今、利用料ということでございますけれども、公費も入れての収支はどうなっておりますか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。先程、答弁させていただきましたのは、利用料としての収入と、それにかかる経費、支出を差し引きました赤字額ということでございます。それが、近年は約950万円程度の横ばいということでございます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井議員。

○4番（向井一富君） 大変にご苦労されている状況がよく分かりました。

続いて、この項の2点目です。

日本では、自家用車による営利目的の運行は違法となるため、一般ドライバーによる有償サービス、白タクは提供できませんでしたが、近年の社会情勢の変化により、2つのタイプのライドシェアが条件付で許可されています。

1つは、タクシー会社が運行主体となった自家用車活用事業、日本型ライドシェアであります。もう1つが、過疎化や高齢化によって、一般旅客自動車運送事業者（路線バスやタクシーなど）が事業から撤退し、地域住民の移動が困難になった地域、交通空白地に適用される自家用有償旅客運送、自治体ライドシェアです。後者については、制度自体は以前からありましたけれども、過疎地などで活用されていますが、2023年12月に規制が緩和され、条件付きながら、都市部全域でもサービスが可能になりました。

ライドシェアは、その名前のとおり車にシェアをしながら乗るサービスです。専用のアプリなどを使用して、サービスの提供側と利用者側をマッチングさせる形となっている取り組みをされています。現在では、農協や郵便局、観光地域づくり法人、地域協議会、観光地域づくり法人でもこれに参加して、交通弱者の不便に対応している事例も出てきました。日本でライドシェアが解禁された理由のひとつは、新型コロナウイルスの流行やドライバーの高齢化によりタクシー運転手が減少していることです。観光地などではタクシー運転手不足が問題となっているため、ライドシェアによってドライバー不足を解消しようという目的もあります。

自治体ライドシェアは、公共交通機関が不足している地域や過疎地・高齢化が進む地域で、ピンポイントに住民の移動手段を確保するために非常に有効です。これらの地域では、バスやタクシーの運行が限られているため、日常的な移動が困難になることが多いため、住民が自宅から目的地までの移動を簡単に行えるようになれば、買い物や通院、通学など日常生活の質を向上させることができると考えます。

私も毎日のように内子まで出てきております。地域の勤め人の方も毎日通勤しております。自分も含めて、朝の出勤時のときは、車は5人乗りの普通車でも、ほとんど運転手本人だけであります。あとは空気を運んでいるようなものです。ちなみに、私は軽トラなので1人分の空気しか運べませんが、何とかその空気の部分を移動に困っている人を運んでももらえないかなと考えておりました。その他の時間帯でも、すれ違う車は、ほぼほぼ運転手本人と空気を運んでいるというのがほとんどです、何とかその空間が利用できないかと常日頃から考えておりました。

そこで、その自治体ライドシェアで、未来を担う子どもたちの意見を尊重し、そのことについて研究して導入できないかと考えます。この自治体ライドシェアの取り組みは、地域経済の活性化にも寄与します。まず、地元のドライバーが雇用されることで地域内での雇用創出が期待されます。さらに、住民が自由に移動できるようになることで、地元の商店やサー

ビス業の利用が増加し、地域経済の循環が促進されます。買い物や外食の利用が増えることで、地域のビジネスが活性化し、地元経済が潤います。そして、ライドシェアを通じて地域の魅力を発信することで、新たなビジネスチャンスが生まれることも地域経済の活性になると期待されます。

また、自治体ライドシェアが観光客の利便性向上に大いに役立つと思います。観光客が地域内を自由に移動できる手段を提供することで観光名所へのアクセスが容易になり、観光客は複数のスポットを巡ることができます。滞在時間や消費額の増加が見込まれ、観光客の利便性が向上にもつながると考えられます。しっかりと研究されて導入されることを望みますが、いかがでしょうか。

また、定年退職者辺りの運転免許のあるシルバー人材とかも有効活用できるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。ライドシェアにつきましては、向井議員ご指摘のとおり、日本型ライドシェアと自治体ライドシェアが新たな公共交通の在り方として、現在認められております。

日本型ライドシェアは、タクシー会社が実施主体となり、タクシーが不足する都市部において、地域の自家用車や一般ドライバーによって、一般のタクシーと同じ料金で運送するものでございます。

内子町では、自治体ライドシェアの導入を検討してございます。これは、過疎化や高齢化によって路線バスやタクシーなどが事業を撤退し、地域住民の移動が困難になった地域において、自治体やNPO法人が運行主体となり、地域住民がドライバーとして有償で旅客を運送するということが可能にするものです。運賃は地域によって異なりますが、タクシーよりも安価に設定されるということが多いようでございます。

内子町のデマンドバスは、現在、有限会社内子タクシーと池田タクシー株式会社に運行委託しておりますが、人口減少などによる利用者の減、高齢化によるドライバー不足や原油高騰の理由により、タクシー事業者だけでは効率的な運行が困難になりつつあります。

このような状況を解決するため、自治体ライドシェアでの運行を、利用者減少の大きい地域において試験的に導入することができないか、現在、地域公共交通会議や、公共交通の専門家などと協議、検討しているところでございます。

今後、地元住民の方や利用者へのアンケート調査等を通してご意見をお伺いしながら、利便性の高い公共交通となるよう進めてまいりたいと思っております。

現在策定中の5ヵ年を計画期間とします内子町地域公共交通計画の中にこれらのことを盛り込み、地域の実情に応じた持続可能な公共交通を実現してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） この項に再質問させていただきます。

山並み、村並み、町並みを標語にされております内子町。山並みにも、いい観光地がいっぱいあると思います。村並みもちろんですけれども。そういったところへの観光客の皆さんは、現在はどういう形で移動されているのでしょうか。分かる範囲でお知らせください。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 現在、把握させていただいている状況ですけれども、おそらく、多くにしてJRの内子駅に來られてから、タクシーを使われて行かれていますものと思います。また、近隣の方では、e - バイクを今、推進しておりますので、そういったところもあるというように伺っております。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 例えば、小田深山に行くのにタクシーだと、かなりの金額になろうかなとは思いますが、こういった形、ライドシェアの形をとりながら、地域の住民もやっぱり、しっかりと巻き込みながら、観光客にも素晴らしい景観を見せてあげるっていうところも、接待っていう意味では非常に有効な手段であると思いますので、深く検討していただきまして、実践できるようにお願いします。

続きまして、2番目の質問に入らせていただきます。

続きましては不妊治療について伺います。

今年の各新聞紙上に「744市町村消滅可能性」との大見出しの記事が掲載されておりました。有識者グループ「人口戦略会議」が、国立社会保障・人口問題研究所の推計をもとに、20代から30代の女性の数、若年女性人口の減少率を市町村ごとに分析し、2050年までの30年間で若年女性人口が半数以上になる自治体は全体の4割にあたる744であり、これらの自治体は、その後、人口が急減し、最終的に消滅する可能性があるとしています。

愛媛県では12市町村がそれに該当しており、その中に内子町ももれなく入っております。人口減少、少子化、働き手不足、地方を取り巻く環境はますます疲弊化しています。そんな中、女性も働き手として大変重要な位置を占めており、おのずと晩婚化も進んでいます。

そういった中で、子どものできにくい状況になっていると考えます。そこで、何とか1人でも多くの子どもさんを産んでほしいと思います。また、無料相談できる体制を整える自治体も増えておるようでございます。我が国において、不妊症・不育症の支援強化は、当事者だけの問題ではなく、社会全体で取り組むべき課題です。

そこで、内子町での不妊治療の現状を問いたいと考えました。その前に、婚活が、その以前に最も大切ではございますけれども、その質問については先般の議会で同僚議員が質問しましたので、私の方からは不妊治療について質問いたします。よろしくお願いいたします。

どういう現状でございましょうか。

○保健センター所長（上石由起恵君） 議長。

○議長（久保美博君） 上石保健センター所長。

〔上石由起恵君登壇〕

○保健センター所長（上石由起恵君） 不妊治療の現状についての質問にお答えいたします。

不妊治療には多くの治療法があり、全体の状況は把握できませんが、内子町で助成対象としている特定不妊治療の令和5年度の助成交付状況についてお答えいたします。

特定不妊治療のうち、医療保険が適用となった個人負担金の助成をしております。年度ごとの限度額は15万円としており、7名の実績となっております。また、医療保険対象外であります先進医療については、1回5万円を限度額として6人、延べ13件となっております。

他にも、妊娠前検査費用助成や不育症治療費助成の補助制度を設けております。引き続き、妊娠を望まれる方への経済的支援策として、特定不妊治療・不育症治療への継続的な支援を実施してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） はい。しっかりと内子町も取り組んでいただいているということでございますので、引き続きですね、未来を担う子どもさんがですね、たくさんできて、少子化対策という言葉がなくなればいいかなと思うんですけども、なかなか現実問題は厳しいと思いますけど、引き続き、よろしくお願い申し上げます。

3番目の質問に入らせていただきます。

続きましては、軟骨伝導イヤホン普及についてお尋ねをいたします。

軟骨伝導イヤホンは、耳周辺の軟骨の振動を通じて音が聞こえ、耳の穴をふさがないので、周囲の音も聞こえ、集音器の機能もあり、穴が開いていないので清潔を保て、音漏れしにくい。大声での会話も必要なく、プライバシーを保てます。耳を完全に塞ぐことがないために、圧迫感がなく、利用者の不安感も軽減できます。このイヤホンは1個、3万円弱と補聴器よりも安価で、窓口で対応する職員の声がよく聞こえない場合や、大きな声で話をして個人情報がかれたくない場合などの場面で役立つと思います。

他の役所の窓口でも利用されている事例が増えておりますが、当町でもこの取り組みをされてはどうかと思いますけれども、お考えをお聞かせください。

○住民課長（上山淳一君） 議長。

○議長（久保美博君） 上山住民課長。

〔上山淳一住民課長登壇〕

○住民課長（上山淳一君） はい。軟骨伝導イヤホンの普及について、お答えをさせていただきます。

軟骨伝導イヤホンにつきましては、向井議員さんが先程おっしゃられたとおり、穴がない

形状のイヤホンで耳の軟骨付近に軽く添えることで、イヤホンを通して耳の軟骨を震わせて会話が伝わります。通常のイヤホンや骨伝導と比べ、耳の痛みや音漏れが少なく、耳に直接差し込まないため、清潔で手入れが簡単であることが特徴でございます。

価格も1台あたり、先程、向井議員さん3万円程度ということで言われましたけれども、私もちょっと調べたところでは4万円程度というようなことでした。補聴器と比べても購入しやすい価格となっております。そのことから、窓口を設置している自治体もございます。

本町では、窓口において、会話が聞き取りにくい方に対しては、職員が大きな声でゆっくりと話しかけ、相手の方が聞き取れていることを確認しながら丁寧な対応を行うように心がけておりますが、その一方で、大きな声で話しかけることで、個人情報や周囲に聞こえることもあります。軟骨伝導イヤホンを利用することで窓口での受け答えが円滑になり、大きな声を出さずに会話ができるため、プライバシーの確保にもつながります。

また、加齢性難聴の軽度・中程度の難聴には効果が期待できることから、今後、導入した自治体の情報を収集しながら、試験的に軟骨伝導イヤホンで窓口を設置したいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） ありがとうございます。積極的に取り組んでみようということでございますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。それでですね、もしも窓口で、いいってような評判になればですね、それをやはり個人が購入して使われるということにもつながってくるんじゃないかなと思ひます。それでですね、普通の多分、イヤホンの場合は補助が出ると思うんですけど、この軟骨イヤホンの方に。ちょっとイヤホンの基準みたいなものがあるかと思うんで、これ補助とかはどのような形になるか調べておりますかね。

○住民課長（上山淳一君） 議長。

○議長（久保美博君） 上山住民課長。

○住民課長（上山淳一君） はい。今、私が答弁させていただいたのは、あくまでも窓口で設置をして、住民の方が役場に來られたときに利用していただくものというふうで考えておひまして、現時点で、そういった個人に補助をする制度というのは考えてござひません。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） その機能的なもので、法律に決められとることであろうかと思ひるので、なかなかすぐに導入するということにはならないかと思ひますけれども、引き続きこれも検討していただひて、国の制度も変わらんとどうにもならんと思ひますけど、引き続き、頭の念頭においてですね、取り組んでいただひたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いての質問にまいります。

続いては、障がい者福祉についてお尋ねをいたします。厚生労働省の調べでは、2022年12月時点で、人口の1割にあたる約1,164万6,000人が何らかの障がい者であることを5月31日に発表されました。6年前より228万人増で、人口の1割が何がしかの障がい者として認定されているとのことでした。

それを踏まえ、発達障害者支援法により、様々な対処療法ができてまいりましたが、まだまだ療育手帳の交付までは至っていない可能性があるのではないかと考えます。

特に知的障がいにおいては法的な定義がないために、自治体によって療育手帳の交付にばらつきがあると言われております。そうした制度的な背景から、必要な人に支援が届いていない状況が指摘されておりますが、このことについて内子町ではどう考えているのか教えていただきたいと思います。

○保健福祉課長（上野昌宏君） 議長。

○議長（久保美博君） 上野保健福祉課長。

〔上野昌宏保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（上野昌宏君） はい。向井議員のご質問にお答えさせていただきます。

内子町内の療育手帳の交付状況でございますが、直近の8月1日現在では、161名の方に交付されています。向井議員さんがおっしゃられましたように、療育手帳の交付の対象は知的障がいのある方となっております、いわゆる発達障がいがある方、自閉症でありますとか、ADHDの方につきましては、知的障がいにかかる療育手帳の対象とはなっておりません。

しかしながら、発達障がいがある方への支援などにつきましては、療育手帳など、障がい者手帳の有無をもって判断されるものではございませんので、必要に応じまして関係機関が連携を図りながら、それぞれの年齢や障がいの状況などに応じました支援を行っているところでございます。

今後も、当事者や保護者に寄り添った相談や支援に努めてまいりまして、発達障がいのある方の自立や社会参加等の支援を図り、共生社会の実現に取り組んでまいりたいと思います。

なお、先程申し上げておりました、知的障がいにはばらつきがあるというご指摘でございましたが、愛媛県におきましては、IQ75以下の方も療育手帳の対象としておりまして、他の県におかれましては、75以下でありましたりとか、そういったばらつきがあるようでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） はい。小学校の方でもそういう児童さん方に対しまして、支援員の数も本当にたくさん導入していただきまして、しっかりと子育て、子どもたちの未来のためにしっかりと教育されていることは、現場を見させていただいて、しっかりと目に焼き付いております。引き続きですね、やっぱりこの子どもたちもしっかり輪の中に入れてですね、立

派に人生を全うしていただきますように、小さい頃のこと大事だと思いますので、教育分野においても、しっかりそういうことも頭に置きながら頑張っていただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

続きまして、5番目の質問に入らせていただきます。

農産物のカメムシ、干ばつ被害についてであります。昨年の秋口に大発生したカメムシには驚かされました。とりあえず、家に入ってきたカメムシを1ℓのペットボトルに捕獲していたところ、年末までにそのボトルにはぼいっばいになりました。茶色のクサガカメムシと思われませんが、驚きというよりも、もう笑うしかありませんでした。

その状況なので、今年の農産物のカメムシ被害がどうなるんだろうと危惧しておりましたが、やはり大発生しておりました。春から発生するカメムシは緑色のチャバネカメムシかツヤアオカメムシであろうと思われませんが、なんと愛媛では、去年の80倍ほどの発生状況であると専門家が言っておられました。五百木地区で毎年行われておりました庭先での産直販売も、ほとんど店開きされておりました。相当な被害に遭われたんだろうと推察されました。

また、今年はまさに異常気象で、台風の初上陸が東北の岩手県という異例な状況は、自分の記憶にありませんでした。また、ここ1ヶ月間の猛暑と少雨、これによる農産物への影響もかなり危機的な状況にあると思われます。柿などは、実が黄色く日焼けしていますし、キウイやブドウ農家におかれましては、毎日のように、トラックにポリタンクを載せて水汲みをされておりました。

個人的には災害級の被害が出ているのではないかと考えますが、そこも把握できているようであれば、お聞かせ願いたいと思います。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 農林振興課長。

〔大久保裕記農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（大久保裕記君） 愛媛県は6月に出した果樹カメムシ類の注意報を7月19日に警報に切り換え、毎週、県内14ヶ所の時点でカメムシの捕獲数を調べております。7月上旬には最も多い地点で平年の90倍を超えるなど、各地で大量のカメムシが確認されております。また、県が果樹の園地140カ所あまりを調査した結果、果実が落下するなど、カメムシによる被害を受けた園地の割合が、キウイフルーツで100%、柿で92%、柑橘で75.9%になったということです。内子町も例外ではなく、同じような状況になっております。

柿と梨を生産されている農家の方に聞き取り調査をしましたところ、専業農家で例年に比べて約3割減、兼業農家なら半分ぐらいに減ってしまうんじゃないかというようなことでございました。

被害の大きな果樹は、キウイフルーツ、梨、桃、柿もなどで、ブドウにつきましては、被害はあるものの、果樹の中では比較的被害が軽い方ではないかというふうに聞いておりま

す。

また、干ばつによる影響についてですが、梅雨明けから8月中頃まで、まとまった雨がなく、干ばつによる農産物への影響も心配しているところですが、現時点でのカメムシによる被害及び干ばつによる被害につきましては、収穫が終わってない農作物もあり、被害額及び被害の状況につきましては、把握しきれていないというのが現状でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（久保美博君） 調査をされているということで、かなりの被害が出ていることは想像できるんですけども、これからですね、落下はしなくても、カメムシが吸うた果実は規格外品になる可能性もありますので、目視した以上の被害が出てくるんじゃないかなと思います。

そういった中で、再質問させていただきますけれども、この度、先程、町長も林委員も言われたように、このたびの台風10号、大変に心配しておりましたけれども、おかげさまでこちらの方では、ある程度弱ってから来たということで、この部分についての被害はなかったんだろうと思います。それにつけてもですね、カメムシの被害は大変な状況にあると思います。実りの秋が実らない秋にならないように、何か支援を考えておく必要があるのではないかなと思うんですけども、そのことについてできる範囲で答弁をお願いいたします。

○議長（久保美博君） 向井議員。これは2つ目の質問でしょうか。

○4番（向井一富君） ごめんなさい。再質問です。

○議長（久保美博君） 再質問。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

○4番（向井一富君） ごめんなさい。次の質問です。申し訳ない。

○議長（久保美博君） 2番目の質問ですね。

〔大久保裕記農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（大久保裕記君） はい。現時点では、災害系の被害になるのかどうか分かりませんし、「被害に対する支援を考えておく必要があるのではないか。」とのことですが、近年の気象状況1つとっても、気温、降雨量、台風の数など、その年その年で変わります。また、それらがどのような形で農業に影響を与えるかは推測できない状況と思われます。先程のカメムシもそうですが、今年は大量発生しておりますけども、来年、再来年と増え続けるのか、あるいは減少するのかも分かりません。

このような中で、農家の皆さんは、その年の状況に合わせて工夫、対策を講じながら営農されているものと考えますが、近年、営農環境の悪化を考えた場合、これは農家ご自身が取り組むこととなりますが、農業経営収入保険というものがございます。この保険は、自然災害だけでなく、農産物価格の低下等も含めた様々な農業収入低下のリスクに対応し、農業経

営の安定を図ることが可能になるものもございますので、収入保険への積極的な加入をお願いできればと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 大変失礼いたしました。そういうことですね、町長の先程のお話の中で、内子町の基幹産業は農業、林業という言葉も出ましてですね、持続可能な農業がですね、続いていきますように。農業の収入保険の方もしっかりとPRしていただいて、加入促進をしていただくとともにですね、今回、多分、大変な状況になつとるんじゃないかなと思いますので、また引き続いてですね、支援の方を、それとは別に考えておいていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

また、最後の質問になります。

HPVワクチン無料接種についてでございます。HPVワクチンは、ヒトパピローマウイルスの感染を防ぐワクチンで、子宮頸がんや肛門がん、膣がん、尖圭コンジローマなどの病気の発生に関わるHPVの感染を予防します。HPVワクチンは、平成25年6月から積極的な勧奨を一時的に差し控えていましたが、令和3年11月に、専門家の評価により、「HPVワクチン積極的勧奨を差し控えている状態を終了させることが妥当」とされ、令和4年4月から他の定期接種と同様に、個別の勧奨を行っています。

厚生労働省では、子宮頸がんを防ぐHPVワクチン接種期限は9月中の接種を呼びかけておりますが、もうその期間が迫ってまいりました。当町でのキャッチアップ接種の現状はどうなっているのか、お聞かせを願いたいと思います。

○保健センター所長（上石由起恵君） 議長。

○議長（久保美博君） 上石保健センター所長。

〔上石由起恵保健センター所長登壇〕

○保健センター所長（上石由起恵君） HPVワクチンキャッチアップ接種の現状についてお答えいたします。

子宮頸がん予防のために、HPVワクチンが平成22年から接種が始まりました。しかし、疼痛とかの副反応が疑われる事案が発生したことによって、平成25年6月から一時、積極的な接種勧奨を差し控えてきました。その間の対象者に公平な接種機会を設けるためキャッチアップ接種が設けられ、令和4年度から今年度末までの3年間は接種期間となっております。

内子町では、対象者に個別通知をしたり、広報やホームページへ勧奨をいたしました。

この年代は、転出などの異動が激しく、現在の住民のみの集計では、対象者578人に対し、7月末現在、キャッチアップは92人となっており、正規の接種期間で実施された92件を合わせますと、接種率は31%となっております。以上、答弁とさせていただきます。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番(向井一富君) 接種済みの方の割合が少ないとは感じるんですけど、強制ではないので。あの方々はもう受けなくていいという判断をされているのかみたいな空気感は分かりませんか。

○保健センター所長(上石由起恵君) 議長。

○議長(久保美博君) 上石保健センター所長。

○保健センター所長(上石由起恵君) 先程ありました副反応の部分から、やっぱり心配されている方がいらっしゃるかと思いますが、一応、予防接種検討委員会、厚労省にありますけども、そこで副反応については問題ないという判断になりまして、実施しております。この31%というのは、全国平均に比べますと高い数値となっておりますので、内子町はなかなかずくやっていたいていいるのではないかとこのように判断をいたしております。

○4番(向井一富君) 議長。

○議長(久保美博君) 向井一富議員。

○4番(向井一富君) 先程から申し上げますように、若い人たち、人口減少っていうと、若い人がですね、しっかりと残っていただいて、地域をまた盛り上げていただくという意味では、ここら辺の政策もですね、しっかりとやっていただきたいと思います。とにかく持続可能な町、内子町を目指してですね、議員も理事者側も一丸となって、引き続き頑張っていきたいなと思いますので、よろしくお願い申し上げまして、一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長(久保美博君) 午前中の一般質問はここまでとし、休憩いたします。

午後1時10分より再開いたします。

午後 12時10分 休憩

午後 1時10分 再開

○議長(久保美博君) 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、塩川まゆみ議員の発言を許します。

○2番(塩川まゆみ君) 議長。

○議長(久保美博君) 塩川まゆみ議員。

[塩川まゆみ議員登壇]

○2番(塩川まゆみ君) 議席番号2番、塩川まゆみです。9月定例会にあたり、通告に従いまして一般質問いたします。

昨日の町長の招集挨拶の中でも触れられていましたが、この夏は全国各地で猛暑日を超えた酷暑日も観測され、大変に暑い夏でした。これは体感だけではなく実際にそうで、9月2日の気象庁の発表によると、今年6月から8月の平均気温は平年を1.76度上回り、ここ120年間で最も暑い夏だったとのこと。また、総務省消防庁のまとめでは、7月、

1ヶ月の熱中症搬送者は4万3,195人で、統計を取り始めた2008年以来、過去2番目の多さとなりました。

I P C C（気候変動に関する政府間パネル）や海洋研究開発機構、J A X A（宇宙航空研究開発機構）などは、今後の気候変動の影響について様々な予想を発表していますが、海面水温の上昇に伴い、今後、台風の発生数自体はやや減少傾向になるものの、風速や降水量など、台風の強さは増強し、また進路も、これまでのモデルが通用せず、予想困難になるとの見解を示しています。

先週の台風10号も全く進路の予想がつかず、日本各地で大きな混乱が起きました。熱中症の被害もさることながら、梅雨以降の大雨や台風などの影響で大きな被害が出た地域もある一方、続く干ばつで農作物のできが心配されています。様々な被害に遭われた方々に、心よりお見舞い申し上げます。

もはや気候危機とまで言われるようになった苛烈な気候変動の影響によって、私たちの日常生活、そして生活環境も大きく変化しつつある現状を踏まえ、まず最初に内子町の包括的な環境政策についてお尋ねいたします。

令和4年9月の定例会一般質問でも取り上げましたが、内子町においては2015年、平成27年策定の第2期内子町総合計画及び第2次内子町環境基本計画に基づき、様々な環境政策を実施してきました。本年度、第2次内子町環境基本計画が満了となります。それに伴い、第3次基本計画の策定の進捗、そして内容の改定及び昨年3月に表明されたゼロカーボンシティ宣言とこの環境基本計画との関連についてお伺いいたします。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○環境政策室長（高嶋由久子） 議長。

○議長（久保美博君） 高嶋環境政策室長。

〔高嶋由久子環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（高嶋由久子君） 塩川議員のご質問にお答えいたします。

エコロジータウンを掲げる内子町にとりまして、環境保全はあらゆる施策の基本となるものでございます。これまで内子町環境基本条例に基づきまして、小田深山や清流小田川をはじめとする豊かな自然と、その風土に恵まれた地域ごとの歴史や文化、美しい景観を次世代へ継承していくために、環境への取り組みの基本方針を示しました第1次・第2次環境基本計画を策定し、環境保全活動を推進してまいりました。

今回、ご質問のありました第2次環境基本計画が期間満了を迎えるにあたりまして、第3次環境基本計画の策定に向けまして策定委員会を中心に準備を進めているところでございます。

委員につきましては、環境関係団体をはじめ、農林業、商業など様々な分野から選出し、多様な視点からご意見をいただきたいと考えております。10月から以降、3回開催を予定しておりまして、うち1回は、町民、事業者の皆様とのワークショップを予定しております。また、環境保全審議会、そしてパブリックコメントなどを経まして、ご意見をいただきなが

ら策定していきたいと考えております。

また、内容につきましては、第1次基本計画から内子町が目指すエコロジータウンのまちづくりに向けた方向性を引き継ぎつつ、自然、暮らし、環境教育の3つの柱をベースに、脱炭素社会に向けた取り組みなど社会情勢などの変化を踏まえ、新たな視点も加えつつ、検討を行ってまいります。

また、現在策定中であります第3期総合計画との整合性を図りつつ、持続可能な脱炭素社会の推進や循環型の実現を目指して策定していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。ありがとうございます。

続きまして、2つ目、内子町環境自治体基本方針の見直しについてもお尋ねいたします。

「内子町環境自治体基本方針」は2010年3月に発表され、現在もホームページ上で公開されています。先程、答弁いただきましたように「キラリと光るエコロジータウン・内子」をキャッチフレーズに、自然と共生する快適なまちづくりを目指すとして、現在の第2期総合計画や環境基本計画に示されている取り組みとほぼ同じ内容の目標を掲げていますが、14年前に発表されたこの自治体基本方針は、現在の内子町の環境政策においてどのような位置付けとなっているのでしょうか。

また、先程のゼロカーボンシティ宣言との兼ね合いも含めまして、どのような位置付けになっているかをお答えください。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（久保美博君） 高嶋環境政策室長。

〔高嶋由久子環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（高嶋由久子君） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

環境方針とは、組織や事業所が環境に対してどのような方向性を目指していくのかを示したものでございます。現在の内子町環境自治体基本方針は、内子町が目指す環境自治体としての姿を環境基本条例の理念に沿って定めさせていただいております。この方針に従いまして目標を設定し、その達成に向けて取り組む仕組みとして、住民参加の環境づくりの理念のもと環境マネジメントシステムを導入し、町民との協働によるエコロジータウンの実現に向けた取り組みの推進を行っているところです。

今後も、内子町が目指す一人一人が率先して環境に配慮した行動ができるよう、環境マネジメントシステムを含め、必要に応じて環境方針の方も見直していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。先程の質問と以前の一般質問でも述べさせていただいたん

ですけれども、この激甚化する気候変動、特に近年激しさを増しているんですけれども、エコロジータウン、環境問題への対応としては、この内子町のエコロジータウンとして、町民個人の活動を支援するだけの活動ではやや物足りないのではないかと、再三ご指摘しております。

例えば、この環境基本方針の中には、「自然環境に与える負荷を低減する生活様式を目指し、リサイクル活動や省資源・省エネルギー活動など、町民の様々な活動を支援します。」また、「石油資源に頼らない自然エネルギーを積極的に利用し、町民や企業の試みについても支援します。」とありますが、この町民や企業の活動を支援するだけではもはや不十分であり、より大きな組織、それは自治体も含むわけですが、率先して取り組まなければならないのではないかと、先程から再三、この環境政策についての位置付け、今後の方向性についてお尋ねしているんですけれども。そもそも環境政策は、エコロジータウンを掲げた内子町にとって環境問題への対策というのは観光振興と並ぶ施策の大きな柱のひとつだと考えております。

脱炭素及び持続可能なまちづくりの実現に向けた包括連携協定、次の質問ですけど、ゼロカーボンシティなど、いろいろ中心となる取り組みがある中で、環境政策「室」で良いのかというのが1つ疑問を感じる点であります。重点施策であれば、「室」ではなく、例えば「課」であるとか、または「課」を横断して、町長直轄の特命チームがあってもおかしくないのではないかと、このことを考えております。そして、これまで内子町の環境政策の中心となってきたものは、環境マネジメント推進本部だと理解しておりますが、その構成員は町長を本部長として、副本部長は副町長、教育長、そして各部員は各課等の長となっております。そして、各事業ごとにこのような推進本部や対策本部というのは設けられているわけですが、構成員はほぼ同じメンバーで、つまり今、この議場にお集まりの皆さんだと思います。

本年度4月の人事異動や組織の体制のときに、例えばこの環境について大きく取り組む姿勢を打ち出すような組織としての情熱と意気込みを感じさせるような何かが出るかと期待しましたが、今ひとつ私の期待には添えないようなものだったところがあります。もっとも、来年度から始まる第3期総合計画に併せて、大胆で実効性のあるチームづくりも検討されているのかもしれませんが、町長その辺りはいかがお考えでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。今、環境についてはですね、役場の中のいろんな無駄もなくしていこうということで、また役場だけではなくてですね、周辺部に当然広げていって、事業者でありますとか、町民の皆様でありますとか、そういったところでですね、環境に対してのですね、いろんな勉強もしていただき、また取り組みをしていただくということで取り組みを行っているところであります。ただ、また十分にですね、地域への浸透といいましかね、それができていない状況なのかなというふうには、自分でもある程度自覚はしております。

そういう中でですね、先程来、いろんな環境、異常気象が起きているとかですね、そういうところはそのとおりでございます。そういう中で取り組んでいかなければならないという課題意識は持っております。そういう中で組織についてはですね、これは「課」であろうが「室」であろうがですね、それはあまりその辺はですね、しっかりと対応していくということではですね、あまりそれにこだわる必要はないのかなというふうに思っておりますけれども。いずれにしましてもですね、しっかりとこのことについてもですね、取り組んでいく必要はあるんだろうというふうにも思っております。

なかなかですね、一足飛びにはいかないところもあるんですけどもですね、今、言いましたようにしっかりと取り組んでいこうというそういう気持ちではありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 続きまして、3つ目、本年3月29日締結の「脱炭素及び持続可能なまちづくりの実現に向けた包括連携協定」と環境基本計画との関連について伺いたします。

連携事項として、1. 脱炭素社会の実現に向けた取り組みに関すること。2. 地域資源の活用による地域社会の活性化に関すること。3. 地域の防災機能強化などレジリエンスの向上に関すること。4. 環境エネルギー教育等を通じた啓発活動に関することなど、挙げられていますが、この包括連携協定というものが、今後の町の環境計画、環境施策にどのような形で関わっていくのでしょうか。

環境基本計画には59事業103の指数と数値目標が掲げられており、「第2次環境基本計画後期個別政策シート」においては、各政策について「現状と課題」「数値目標に対しての評価」などが記載されています。また、令和5年3月に環境政策室が発行した「内子町環境報告書2022」においても、環境基本計画に基づく各事業の達成状況について報告がされていますが、この包括連携協定の3社は、これらの現状の課題の把握や評価にも直接的に今後関わっていくことになるのでしょうか。

○環境政策室（高嶋由久子君） 議長。

○議長（久保美博君） 高嶋環境政策室長。

〔高嶋由久子環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（高嶋由久子君） はい。ご質問にお答えさせていただきます。

内子町では、令和5年3月に「内子町脱炭素戦略」を策定いたしまして、併せて宣言いたしました「ゼロカーボンシティうちこ」の実現に向け、全力で取り組みを進めていきたいと考えております。

そのためには、行政だけでの力では足りない部分もございます、内子町とともに取り組んでいただけるパートナーを令和5年度、公募させていただきました。

ご質問の本協定は、内子町と大日本ダイヤコンサルタント株式会社様、株式会社武田林業

様、日創プロニティ株式会社様の4社がパートナーとして連携することで、それぞれが有する脱炭素に関する知識、技術、ネットワークを活用し、内子町の目指す「脱炭素を通じて地域循環を解決し、地域経済の特性化と持続可能なまちづくり」を推進することを目的として締結させていただいたものでございます。

締結事項につきましては、先程、議員がおっしゃられたとおりでございます。

第3次基本計画の策定にあたりましては、脱炭素の社会の実現に向けた視点を加えて検討を進めております。その上で、本協定に基づく取り組みが、環境基本計画の実行に向けて、結びついていくのではないかと考えております。

先程の評価とかいうところの点なんですけれども、今、現在のところはそういったところはございませんが、今後の実行に向けたところでは、そういった評価をいただいた部分で、お知恵とか、ご意見とか、またそういった技術的なところとかの連携をとっていけるのではないかと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。

例えば、今後、環境にまつわるイベントの企画運営であったり、事業の設計、その伴う調査。またコンサルタント的な業務について、例えばこの今回、協定を結んだ3社の方々とは、その都度、随意契約であったり、例えば入札であったり、何かそのような包括的な契約というものがあるのでしょうか。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（久保美博君） 高嶋環境政策室長。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 今のご質問なんですけれども、今回、連携をさせていただきました3事業者と、今年度はですね、資源エネルギー庁の事業で、現在、道の駅からの方に太陽光の設置をする事業を計画しておりました。その部分で、先日、公募を行いまして、この連携協定を行わせていただきました3社が公募の結果、審査の結果、一緒にからりの方の事業に取り組んでいただくようになっております。そのからりへの太陽光の発電と併せまして、またその他の足りない電力についての実証検証の部分の調査なども一緒に、併せて行っていただくようになっております。

また、株式会社武田林業さんの方なんですけれども、こちらにつきましては環境教育の観点で、いろいろな啓発活動の部分で、ご意見とかお知恵をお借りしているところでございます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 今の質問に関連してなんですけれど、第2次内子町環境基本計画の個別政策シートの34ページ、環境政策室の資源の地域内循環「めざせ！自給率100%チャレンジプラン」というのがありまして、これは数値目標に対しての評価として、取り組

み項目や手法についての具体的な検討が進んでおらず、検討組織の立ち上げに至っていない。」と評価があるんですけど、これは「持続可能なエコロジータウンうちこ」を標榜するのであれば、最優先で取り組まれるべき政策であると考えます。ここに関して、この3社協定、4社の協定はどのような影響を及ぼしていくことになるかと考えてでしょうか。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（久保美博君） 高嶋環境政策室長。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 今後ですね、脱炭素の実現に向けまして、環境省が行っております重点施策ですとか、脱炭素先行地域とかいろいろな取り組みがあるんですけども、そちらの方の事業に取り組むにあたりまして、やはり専門的な知識ですとか、技術力というところで、お知恵を借りながら申請の方に向けていけたらなというふうなところは考えております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。

この項の最後の質問になりますけれども、（4）気候市民会議についての方向性について、改めて確認させていただきます。

令和5年9月定例会一般質問でも、この気候市民会議の開催についてお尋ねいたしました。その内容や背景については、すでに理事者の皆様もご承知のことと思いますので、ここでは繰り返しません。開催に向けて前向きな意思の感じられる答弁を去年いただきました。その後、令和6年にかけては、仙台市、千葉県松戸市、横浜市青葉区、神奈川県二宮町、長野県松本市、神奈川県茅ヶ崎市などが開催しております。内子町では、開催に向けてどのような状況でしょうか。お聞かせください。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（久保美博君） 高嶋環境政策室長。

〔高嶋由久子環境政策室長登壇〕

○環境政策室長（高嶋由久子君） それでは、ご質問にお答えさせていただきます。

内子町では、何回も出てまいりますが、エコロジータウンをキャッチフレーズに環境基本計画やバイオスタウン構想などを策定いたしまして、様々な環境政策を推進してまいりました。

現在、第3次環境基本計画を策定しておりますが、大切なのはこの計画をいかに実行につなげていくかだと考えております。着実な取り組みを進めるためには、行政だけではなく、町民、事業者の皆様が環境問題を自分ごととして捉えて取り組むことが重要になってまいります。そのために、町の目指す方向性を、町民、事業者の皆様にご理解いただくことが必要だと思っております。

内子町の目指す「一人一人が環境について考え、行動できるまち」の実現に向けて、町民の皆様と町民目線で考え、話し合い、行動につながる取り組みを行いたいと考えております。

ご提案いただいております気候市民会議は、異なる背景や経験を持つ多様な市民が集まり、政策の実行に働きかける取り組みだと認識しております。課題を知り、ともに考え、話し合うことで、解決策を探る有効な手法のひとつだと思っておりますが、内子町での開催につきまして、まだ専門家ですとか、関連団体の連携、また参加者の規模、実施の規模などという検討すべき課題もございます。町に合った規模、方針、方法について、気候市民会議も含めた他の方法も参考にしながら、今後の開催に向けて検討していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。ありがとうございます。

環境省のホームページにですね、地方公共団体実行計画策定実施支援サイトというのがありまして、これは脱炭素計画についての情報を紹介するサイトなんですけれども、計画等の策定状況、内子町のところを見るとですね、これはちょっと空欄が多くてですね、単にデータの内容の修正、更新を依頼してないのかどうかというのがちょっと気になる場所ではあるんですけれども、これはどうなっているのでしょうか。常に最新の状態にアップデートされているのでしょうか。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 議長。

○議長（久保美博君） 高嶋環境政策室長。

○環境政策室長（高嶋由久子君） 申し訳ございませんが、現状の方、こちらの方の国から求められている調査につきましては出しておりますので、最新のモデルであろうかと思っておりますが、その点につきましては現段階では確認がとれておりませんので、この場では最新のものというふうにはお答えできません。申し訳ございません。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 細かいことになって恐縮なんですけれども、やはりこのエコロジータウンを謳うからにはですね、こういうところもこまめに対応するというか、何もこのサイトで紹介されることが良いというものではありませんけれども、情報発信として、また町のPRのためにも、この環境省のサイトに先進事例として紹介されることを目標に、今後の環境計画を進めていただきたいと思います。

続きまして、2つ目に移ります。

学校及び公共施設の断熱化についてです。国は、公共建築物のZEB、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング化を推進しておりまして、本年3月には文科省から学校施設ZEB化の手引きも発表されました。

ZEBとは、改めて申し上げるまでもないんですけれども、環境省の定義によると「快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物」のことです。

まず最初に、町内学校施設、普通教室、特別教室、体育館等のエアコンの設置状況及び断熱化の現状についてお伺いいたします。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

〔亀岡秀俊学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 塩川議員の学校施設のエアコン設置状況等についてお答えいたします。

学校施設のZEB化につきましては、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、従来以上に省エネルギー対策を徹底したり、再生可能エネルギー設備の導入について取り組んでいく必要がございます。

現在、学校施設のエアコン設置状況は、普通教室、特別教室については、令和5年度に完了しておりますが、体育館につきましては、現在、未設置となっております。

次に断熱化の状況ですが、学校施設、建築年が比較的新しい校舎につきましては、壁・天井ともに断熱材を施工したり、主要な開口部のガラスにつきましては、複層ガラスのアルミ建具としております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。今の学校のZEB化っていうのも、実は3月定例会で同僚議員の方が一般質問されておまして、そのときにも課長の答弁では、特に体育館の断熱化と空調整備については、優先順位や他の専決案件の財政規模の観点から現時点では検討できていないとの答弁でありました。ただ、その答弁の3月議会の直後にですね、この文科省から学校施設のZEB化の手引きというのが出まして、大規模改修時だけに限らず、段階的にZEB化を進めていく具体的な手法や、断熱工事の比較的予算のかからない断熱工事の事例などが示されております。この文科省の手引きや交付金などを踏まえ、改めまして体育館のZEB化実現についてのお考えはいかがでしょうか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） まず学校施設のZEB化につきましてはですけども、現在予定しておりますのが、校舎照明のLED化をまずやろうというふうに今、考えております。今、言われた体育館の関係なんですけども、やはりカーボンニュートラル化に向けては重要なポイントであるということは十分認識をしております。なんですけども、やはりですね、当然、今後、学校施設ということで検討していく必要もあるんですけども、やはりカーボンニュートラルにつきましては町全体で考えていく必要もございまして、学校だけで考えるのではなく、町全体の計画として推進していく必要もあるのかなという私自身考えております。従いまして、関係部署等とかも今後連携しながら、その辺りは前向きに検討していくようになるのではないかと考えております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 先程の答弁でも、建築年数が新しい校舎については、ある程度、断熱化や窓の二重化だとかが進んでいるとのことなんですけれども、それはちなみにどこの学校ですか。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） 議長。

○議長（久保美博君） 亀岡学校教育課長。

○学校教育課長（亀岡秀俊君） はい。先程、比較的新しい学校と言いましたのは、例えば大瀬小学校であったり、小田小学校、小田中学校であったりが、そのような断熱材だとか、複層ガラスを施工しております。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。日本教育新聞の2024年1月22日号にですね、この住宅の省エネルギーが専門である前真之さんという東京大学の准教授の方が、「すべての学校教室に断熱改修を。激化する暑さから子どもたちを守るために」という題した記事を寄稿されております。前氏によると、日本の建物というのは、住宅、公共施設を問わず断熱と気密性能というのが決定的に不足しておりまして、また学校の修繕予算は全国的に非常に少ないことから建築性能という点では、前氏が小学生であった30～40年前、この30～40年間改善されないまま、エアコンだけがどんどん追加されているというのが現状であると。そして、先程も1番目で話しましたが、もう気候変動、異常気象、どんどん夏は暑くなっていく中でですね、要するに断熱が不十分な校舎や教室で、いくらエアコンを稼働しても、結局、熱効率が悪く、エアコンをきかせるために窓や入口、ドアを閉めることで教室内のCO₂濃度も学校環境衛生基準である1,500PPMを大幅に超えてしまうような現状があるのご指摘がありました。

この内子町の温暖化対策実行計画事務事業編の中でのですね、10ページ、「基準年度の温室効果ガスの排出量」というところで、施設分類別に見た温室効果ガスの排出量の推移というところで、最も排出量が多いのは、水道施設が全体の17.9%。続いて、ごみ焼却施設と続いて、学校施設というのが10.7%なんですね。これが全体的に実は増加が見られていまして、2016年以降、全教室に順次エアコンが整備されたことなどから、それが増えた主な原因である。2014年の基準値5万8,697kg-CO₂が、2019年には6万1,799kg-CO₂と増加しています。これは先程、前氏が指摘したような学校環境衛生基準を超えてしまうような。つまり、空調の面では非常に不健全な。また最近の高騰する電気代を考えましても、あまりエアコンを入れたことによって、むしろ良い効果が得られていないということがあると思うんですね。

この前氏が提案する学校の断熱化としましては、低コストの断熱改修として、まず天井と壁の断熱、窓の日射の遮蔽、そして断熱。あと換気設備の3点セットというのが比較的簡単

に導入できるものとして、天井や壁に断熱材を入れる、内窓をつける、遮光シートを張る、そして換気扇に室内のCO₂濃度を制御するデマンド換気コントローラーを設置するなど、改修によって、屋根や壁からの熱侵入が無断熱の場合の5分の1以下になり、室温は5度から6度下がる。CO₂濃度も基準内に収まるようになるということがあります。

前氏は、この少なくとも日射熱の大きい最上階の教室や天井や窓、もう来年度を目指して早急に断熱化を図る必要があるのではないかとということで、全国的にいろんな団体に働きかけております。来年は今年の夏よりも暑くなるとの予想もすでにありますが、子どもたちの健康と快適に学ぶ環境を整えるために待ったなしの早急な対応が必要だと考えますが、教育長、いかがでしょう。

○教育長（林純司君） 議長。

○議長（久保美博君） 林教育長。

○教育長（林純司君） はい。私も先程、ご指摘のありました前先生の記事を読ませていただきました。早急な教室の環境の改善というのは、毎年、毎年温暖化が進み、酷暑になっている状況ではですね、大切なことだと思っております。

ただ、課長も先程申し上げましたように、いろいろ学校の中でやっていかなければいけないものがございます。トイレのバリアフリー化であったり、照明のLED化であったり、順番を迫いながら、学校の中の環境整備を進めている状況でございます。

確かに酷暑化は進んでいますけれども、今現在、内子町の子どもたち、教室の中でも換気もしっかりしながら、エアコンを入れて。その中で暑いとか、そういったことを感じている子どもは今のところ聞いておりません。換気は良いことだと私は思っております。

しかしながら、議員の言われるように、やはり断熱化ができてない建物においてはエネルギーロスというのがありますから、当然これ無駄なことですし、そういった意味では学校環境の断熱化も進めていかなければいけませんし、低コストの断熱化も進めていく必要性があると思っておりますが、少しお時間をいただいてですね。このことについては取り組みをさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただけたらと思います。以上でございます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。

続きまして、ZEB実現の観点から公共施設等総合管理計画を見直す考えについて伺います。今、教育長の方から、学校施設についてのお考えを聞かせていただいたんですが、まずこのZEB化においては、ベースとしては三角形がありまして、広い土台はパッシブ技術。これ、要はエネルギー需要を減らすことがまず全ての土台になります。その次にアクティブ技術というのがありまして、先程、お話に出ていますように、LEDなどの高効率照明、また高効率空調などが、その次にきます。その上に再生可能エネルギーなどを積極的に取り入れるというふうな三角形で考えられるんですが、まずこの必要エネルギー

ギーの需要を減らすパッシブ技術の導入が全ての土台になるということを考えますと、先程、順序を追ってLED化やトイレのバリアフリー化ももちろん必要なことではあるというのも十分理解しているんですが、もう来年の夏を見据えながら、多少、事業の順番が前後しても、この公共施設の計画、順番を入れ替えてでも、このパッシブ技術の部分でZEB化を進めていく考えが必要ではないかと考えるんですけども、いかがでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） それではお答えをさせていただきます。

現在、内子町では、2016年度に内子町公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設などの老朽化対策などを行っております。令和2年度に個別施設計画を策定したことに併せ、令和4年3月に本計画を改定しております。

現在、国の方針などを踏まえながら、また住民の皆様のご意見などを伺いながら、第3期内子町総合計画や第3次内子町環境基本計画を策定中でございます。

ご質問のZEB実現の観点による公共施設等管理計画の見直しにつきましては、現在、策定中の総合計画基本計画、また環境基本計画が作成された後に、必要に応じてその対応を、先程ご指摘いただきました需要を減らすという観点も含めて検討してまいりたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。関連しまして3番目です。

今、先程、課長の答弁にもありましたけど、現在、策定中の第3期総合計画において、公共施設のエネルギー効率についてどのようにお考えかを、また改めてお聞かせ願いたいと思います。再三申し上げておりますが、エコロジータウンを掲げてきた内子町にとって、環境問題の取り組みというものは、観光振興と並ぶ施策の柱であると考えております。去年来、ゼロカーボンシティ宣言、そしてこの「脱炭素及び持続可能なまちづくりの実現に向けた包括連携協定」の締結など、いろんな動きはありますが、この環境政策の先進自治体として具体的な取り組みをどのように打ち出していくつもりなのか、お聞かせください。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） お答えをいたします。

現在、国の動向などを踏まえながら、また様々な分野の皆様、幅広い年代の皆様のご意見をお伺いしながら、第3期内子町総合計画を策定中でございます。本議会において、その「基本構想の策定について」を上程させていただいているところでございます。

ご質問の第3期内子町総合計画の中におけるZEB化の位置づけにつきましては、今の

ところ、「環境」の分野、『「ゼロカーボンシティうちこ」の実現に向けた取り組み』というのがございます。その中で、省エネや再生可能エネルギーの導入促進など、ZEB化を含めた基本計画の策定を進めているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。内子町はエコロジータウンを標榜したのも早く、またSDGsも、今はもうほとんど、ちょっと流行りすぎて飽和状態のところもありますけど、2010年の時点で町内でワークショップを開くなど、全国に先駆けて取り組んできて、その頃のイメージもあり、環境問題の先進自治体のようなところは印象を持たれていると思うんですけども、今、現在、果たして先進自治体として十分なことができているかといったら決してそうではない部分があると思うんですね。ぜひ、第3期基本系総合計画の中では、この環境の先進自治体としての姿勢を明確に打ち出していきたいと思います。

続きまして、3つ目。最後の質問です。

内子町の農業政策についてお伺いします。

さっきの質問で述べました「内子町環境自治体方針」の中には、「有機農業をはじめとする環境保全型の農林業を目指す」と謳われています。令和3年5月に国が発表しました「みどりの食料システム戦略」では、環境負荷が小さい農業の実現に向けて、2050年までに有機農業の取り組み面積を25%、100万ヘクタールに全国で拡大すること、化学肥料の使用量を30%低減すること、化学農薬の使用量を50%低減することなどを目標として掲げています。

これらを踏まえ、まず最初に、町内の有機農業の普及状況及び有機農業を希望する新規就農者に対する支援体制についてお伺いします。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

〔大久保裕記農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（大久保裕記君） 町内で有機JAS認証を取得して、有機栽培されている方は今のところいらっしゃらないと把握しております。ただ、「みどりの食料システム戦略」、以下、みどり戦略と略させていただきますが、令和5年度に1名、本年度3名の方がみどり戦略の環境負荷低減事業に取り組んでおります。

内子町では、循環型農業を実践し、2005年、平成17年から内子町特別栽培農産物等認証制度をスタートさせ、化学合成農薬・化学肥料の削減に努めています。

この制度は、農林水産省が定めた「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づいて、町内の生産者が内子町の栽培基準により、化学肥料・化学合成農薬を5割以上減して栽培した農産物を特別栽培農産物として認証し、3割以上減につきましては「エコうちこ」として認証する制度です。

特別栽培農産物等認証制度の令和5年度生産登録件数は46件です。町としましては、こ

の認証制度の登録件数を増やすため、からりを中心に再度、認証制度の登録件数を増やしていくことで、みどり戦略の目指す化学肥料・農薬の使用量の低減及び環境負荷の低減に取り組んでいきたいと考えております。

また、新規就農者の支援につきましては、町の親元就農支援事業や新規就農者研修滞在施設を活用した新規就農者助成事業、国の新規就農者育成総合対策事業などの補助制度を有効に活用しながら支援しているところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。ありがとうございます。

有機農業の普及状況、ゼロということなんですけれども、例えば岐阜県の白川町というのは人口7,000人弱の町なんですけど、20年前から町内の農家さんと有機農業を志す移住者が共同でNPO法人を設立して、移住支援から農業の研修などの普及に取り組んで、現在は50人以上の方が、この人口7,000人弱の町でですね、50人以上の方が有機農業に取り組んでおられるということなんですけれども。内子町で、例えば同様の民間の方などの取り組みというのは、今あるんでしょうか。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

〔大久保裕記農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（大久保裕記君） 現在のところ、民間の方が取り組んでいらっしゃるというようなことも、ちょっと情報として把握しておりません。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 関連なんですけど、令和5年度4月から、内子町でも「内子町有機転換推進事業補助金交付事業」というのが実施されていると思うんですが、これ実際に申し込みの実績というのは、いかがでしょうか。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

○農林振興課長（大久保裕記君） ただ今、答弁させていただいたとおり、令和5年度に1名、それから本年度3名の方が取り組んでいるというような状況です。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。私、今回の質問にあたって「内子町就農情報総合サイトAGRICOME」というのを初めてちゃんと見たんですけども、これすごい良い取り組みだと思うんですが、特にこの中の就農事例紹介の「WAKAISHI」ですね。あれはもう本当にすごく良くて、ぜひご覧になったことのない方、「WAKAISHI」、アルファベットで「WAKAISHI」で、ひらがなでは出てこないんですが、「内子町 WAKAIS

HI」で検索して、本当、皆さんご覧になっていただきたいと思います。

この「WAKAISHI」が1つ残念なのは、ウェブブック形式でスマホからとても見にくいんですね。やはり、これ「広報うちこ」と「議会だより」についても町内外から同じ意見をたくさんいただいているんですけど、10代、20代、若手の方々、基本的にネットの情報っていうのもすべてスマホから、ほとんどスマホから取得されているので、この素晴らしい「WAKAISHI」の取り組みをですね、ぜひスマホ対応にしていきたいと思いますんですけど、いかがでしょうか。これ「広報うちこ」とかも含めて。ちょっとずれますけど。この辺はいかがでしょう。

○副町長（山岡敦君） 議長。

○議長（久保美博君） 山岡副町長。

○副町長（山岡敦君） 「WAKAISHI」褒めていただきましてありがとうございます。職員が工夫して作成したもので、非常にこう想いも詰まっているものでございまして、発信力も強いなと思います。ただ、おっしゃられるように、あらゆるメディア媒体に対応していないというのは現状でございます。今後、改良できる部分をね、一生懸命考えて、LINEの制度も、公式LINEの構築を今、進めているところなので、それに併せて、できる部分がありましたら一緒に載せて、情報発信をしてみたいなというふうに思っています。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） 本当ですね、この「WAKAISHI」の発信、これを見たら民間の移住希望の方とかで農業を志す方の窓口にも大いになりうると思うので、ぜひそちらの情報発信の方に力を入れて、この有機農業の普及、そっちの方に取り組んでいくのも良いのかなと考えております。

最後に、農林水産省が推進する「オーガニックビレッジ構想」についてお伺いします。農水省「みどりの食料システム戦略推進交付金」の中に「有機農業産地づくり推進」というものがあり、有機農業実施計画の策定や実施計画の実現に向けた取り組みの実践に向けた補助というものが設けられております。令和5年度には全国で93市町村だったオーガニックビレッジ実施地区は、令和6年度には45都道府県の124市町村が取り組みを開始しております。

愛媛県内では、唯一、今治市が令和5年度からこの制度を利用して「今治市有機農業実施計画」を策定し、今年3月26日にオーガニックビレッジ宣言を行っています。このオーガニックビレッジについて、内子町としてどのようにお考えなのか。また、オーガニックビレッジ宣言の可能性について、今後の方針も含めてお聞かせください。

○農林振興課長（大久保裕記君） 議長。

○議長（久保美博君） 大久保農林振興課長。

〔大久保裕記農林振興課長登壇〕

○農林振興課長（大久保裕記君） オーガニックビレッジ宣言につきましては、先程お話し

いただいたように、農林水産省が2025年、令和7年までに全国100市町村、2030年、令和12年までに200市町村を創出することを目標に設定し、有機農業の生産から消費まで一貫した地域ぐるみの取り組みを推進するものでございます。

現在、内子町における農業の大半は慣行農業、慣行栽培が主であり、残念ながら有機農業につきましては、あまり普及していないのが現状です。

先の答弁でもお答えしましたが、町としましては、まずは内子町特別栽培農産物等認証制度の普及と認証取得件数を増やしていくことに注力し、生産者・消費者・事業者を含め、「みどり戦略」が目指す環境負荷低減につながる農業を実践していくことで、有機農業の普及にもつなげていきたいと考えております。

オーガニックビレッジ宣言につきましては、先程申し上げました町の目指す農業の実践が地域全体に浸透し、有機農業に対する生産者、消費者、地域の理解がある程度得られた段階で宣言を検討していきたいというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。ありがとうございます。

今回の一般質問なんですけれども、気候変動や環境問題というのは、もう世界共通の課題でありまして、環境問題への対応というのは国はもちろんなんですけれども、県、この市町村レベルでも、その哲学が問われるようなことになっていると思うんですね。ゼロカーボンシティ宣言やオーガニックビレッジ宣言というのは、国も指導していることもありまして、全国で取り組む自治体がどんどん増えております。このような中で、もう先にやることに意味があるといえますか。拙速というのがいいという意味ではないんですけれども、とりあえず名乗りを上げてやりながらノウハウを蓄積していく。そして、それが内子町の発信力にもなるといえますか。何度かお話していますけど、この環境保全型農業や気候変動に対する気候問題の関心というのは確実に、例えば内子で地域おこしなどで募集するような、都市部のいろんなことに関心の高いような若い世代を引きつける施策になりうると思うんですね。なので、町内のご理解を得ながらというのももちろんなんですけれども、移住政策や町のイメージアップのひとつとしてこういうことも強力に推進していくというのは、町長、いかがでしょう。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。まずですね、農業の現状について少しお話をさせてください。私も農家に生まれてですね、たばこ、それから野菜を作るのをずっと、小さい、生まれたころから見ておりました。だんだんとですね、肥料ができ、農薬ができて、そういったものを、基準を守りながらですね、いろんな作物を作っていくわけなんですけれども、それに伴ってですね、やっぱり面積が省力化も図れるし、面積も広がっていきますし、それに伴って所

得も上がるわけですね。そうやって農家の方は所得をどんどん増やしていったわけです。そういう中でですね、昔から有機農業というのは、これは今によらず、昔からありました。有機農業ってやっぱりですね、これにチャレンジする場合には、非常にその、今、いろんなそういう肥料とか農薬を極力少なくした中で作るんですけども、まずは手間がすごかかりますね。それに合わせて収穫量も落ちます。当然、それを同じ所得を上げようとするれば、当然、商品の価格が高くなるわけです。例えば3割とか5割アップしたとしましょう。その商品をですね、今度、消費者の方に買っていただければ意味がないわけですよね。なので、その少ない金額のまま我慢しなさいというようなことは、なかなか現実的には難しいわけですので、そういう醸成が本当に今できているのかという状況がまずあると思います。だから、今に至ってなかなか有機農業が進んでいかないということなんだろうというふうに思います。

ただ、そういう中でですね、先程言われましたように国の「みどりの戦略」でありますとか、ここでは先程言われましたように日本の農地の25%をですね、有機にするんだということで、肥料や農薬も落としていくんだというそういう目標が出されました。併せて、食料の安保、安全保障ですかね、日本で作って、それをみんなで食べましょうと。何か有事の際にも、自分たちの農産物を食べていきましょうということなんですが、農業を継続していくためにはですね、なかなかそれは、ここにおられる皆さん含めて、日本全国の皆さんがですね、有機農業で作ったそういう農産物をですね、皆さんに買っていただいて食べていただかなきゃならないわけですよ。そういうことが本当に日本国全体としてですね、どうなんだろうということも考えないとですね、私はいけないんじゃないかなというふうに思っております。国もそういうことを出している以上はですね、そういうことにもしっかりと考えていただく必要があるんだろうなというふうに思っております。

そういう意味ではですね、アドバランを上げるのは確かに、それもひとつの例かもしれませんが、本当にこの問題はですね、そう軽々にですね、内容的には言える問題では、私はないんじゃないかというふうに思っております。そういう意味では、先程も言いましたけれども、からりでもそういう有機の商品を出してですね、5割、3割低減させたものを出して、それをお客さんに提供しているということで、一部にはそういうニーズもございますのでね、そういうことをさらにですね、しっかりと取り組んでいく。まずはそこからやっていきたいなと思っております。以上です。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） ありがとうございます。

有機農法めぐる、本当に手間がかかる、収量が少ないなどの問題というのは、ただ年々、技術改良とともに向上している部分がありまして。つい先日、NHKのクローズアップ現代とかでも特集されていましたが、実は倍以上増えて。ちょっと正確な数字は今ちょっと忘れてしまったんですが。そういう有機農業が増えている。そして、京都府の亀岡市など

はですね、京都市はご存じのとおり、インバウンド、とても外国人観光客、また毎年、富裕層など多い地域でありますけれども、そういう人たちはやっぱり食の意識がとても高く、オーガニックの食材を求められると。それは当然、京都市内では全く賄いきれないので、亀岡市も、これまたオーガニックビレッジ宣言していますけれども、市を挙げて、有機農法の普及に取り組んでおられるような自治体もあります。

またこれは内子町の中で、またちょっと状況もまた違いますし、果樹などの付加価値、作物を中心にやってきたという経緯もありますので、一概に同じようにできるとは考えていませんけれども、そこはやはりこの環境保全型農業、最近リジェネラティブ農業とかって言いますが、なるべく土に負担をかけずに環境を汚染しないような形というのが、やはり持続可能であるという考え方もありまして、これはアドバランを大々的に上げてすべてを切り替えるというわけではありませんけれども、まず、小さな取り組みからでも始めていく姿勢を示すことも大事なのではないかと考えております。

以上、環境先進自治体となるべく実効性のある取り組みが来期の総合計画の柱となることを期待いたしまして、私の質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（久保美博君） ここで暫時休憩します。

午後2時20分から再開します。

午後 2時 9分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に入る前に、皆さま、午後からの一般質問は大変眠くなりますが、皆様のご協力をいただいて、頑張って一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、次に関根律之議員の発言を許します。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○3番（関根律之君） 3番、関根律之です。

それでは、通告に従いまして、一般質問を始めたいと思います。

今回は、1つ目に「広聴を通じたまちづくりの推進」、そして2つ目に「若者への支援」という形でやっていきたいと思います。

それでは始めます。

今回の一般質問の表題にある広聴とは、一般の人にはあまりなじみがない言葉かもしれませんが。広聴とは、漢字で広く聴くと書きますが、広辞苑第6版によれば「行政機関による住民の意見・要望の収集活動」とあります。また、これに加え、「行政機関が施策の内容と

実施方法を語ることによって住民の理解と支持を得るために行うコミュニケーション活動」と解説している事典もありました。

住民に対する広報活動だけでなく、住民参加のまちづくりを推進するために、広聴活動を市政・町政に取り入れている市や町が多くあるようです。

私の住む立川地区でも年に1回、地区別懇談会というものが立川自治会主催で実施され、町長や各課長に来ていただいて、住民と相対して意見・要望を聞いて、その場で答えるという、そういう取り組みがあります。内子町で実際に実施している広聴活動のひとつといえると思います。

しかし、参加する住民は区長や自治会役員などが中心で、意見を述べるのは高齢で男性の方が多く、女性や若い世代などの声を聞くことはほとんどありません。そういう意味で、内子町でももっと若い世代や女性、子ども、障がい者など、これまで声が上げにくいとされてきたような住民からも幅広く意見・要望を聞き、その声に応えていくコミュニケーションを図る仕組みを構築していくことが、住民福祉の向上や町の発展に欠かせないのではないかと思います。

以下、そのような観点から質問をさせていただきます。

7月31日、この本会議場で内子町こども議会が開催され、町内4つの中学校から15名の中学3年生が議会の一般質問形式で町長に質問し、町長がこれに答えました。こども議会の目的の1つは、子どもたちが議会を直接体験することで行政や町議会の仕組みを学び、議会をより身近なものと感じてもらふこととされ、主権者教育の一環と言えると思います。

2つ目に、子どもたちの意見や希望を質問を通して発表し、町政に反映させる機会とするとされます。私の感想としては、参加した子どもたちにとって町政や町議会のことを知り、身近に感じていただくきっかけになったかなと思うと同時に、何よりも多くの大人が見ている議場で質問をし、町長や課長が真摯にその質問を受けとめて答えていただいたことで、自分たちの意見や思いを社会に届けられたという達成感が得られたのではないかと感じるところです。

さて、小野植町長は先日のこども議会を、どのような所感を持ちましたでしょうか。また、今後の課題についても所見を伺います。

○議長（久保美博君） 関根律之議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

今回、開かれた議会の実現に向け、初めて内子町こども議会を開催していただいたわけですが、町内の中学校4校から、こども議会議員として16名の生徒が参加をしていただきました。生徒の皆さん全員が堂々とした態度で、しかも、しっかりと議事進行や質問、提案をされる姿を拝見し、非常に頼もしく感じました。何よりも、中学生がしっかりとまちづくり

に関心を持ち、課題や疑問について調べ、住みよい町にしたいという気持ちを直に感じる事ができたことが嬉しかったこととございます。このこども議会を機に、少しでも多くの子どもたちがまちづくりに関心を持ってくれるといいなというふうに思います。改めて、誰もが住み続けたい、帰ってきたい、住んでみたいと思える魅力的な町をつくっていくことの重要性を考える機会となり、本当に有意義なものであったと実感しております。

なお、今回のこども議会を通して感じた課題は特にございません。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。感想と課題についての答弁、ありがとうございました。少しでも多くの子どもたちがね、これから議会や町政、まちづくりに関心を持ってもらいたい。その通りだと思うんですが、課題はないというふうにおっしゃったのが、私としては残念に思います。

私、この場でも何度もお話をしていますように、昨年4月にこども基本法が施行されました。その中で、第3条でこどもが「自己に直接関係する事項に意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」ということを規定していきまして、第11条では、国と地方公共団体に「こども施策を策定、実施、評価するにあたっては対象となる子どもや保護者等の意見を反映させるための必要な措置を講じなければならない。」としています。「講じなければならない」というのは、これは努力規定ではなくて、もうこれはやらなければならないという法律的な解釈だというふうに聞いていますけれども、そういう意味で言うと、先日行われたこども議会ということは、子どもが関連する施策に対して子どもの意見を表明する機会を設け、その意見をしっかり受けとめ、町として回答を示したということは、こども基本法の先程の理念を踏まえたひとつの試みを実施したと評価して良いことだと思います。

しかし、参加したのは中学3年生の一部の生徒の意見にすぎず、その他の子どもに意見表明する機会が確保されているわけではないと思います。今後は、すべての子どもや保護者などからも子どもが関連する施策に対して意見を聞く機会を設けつつ、中学3年生だけではない幅広い子どもが意見表明の機会を得られるような取り組みを期待しております。

すべての子どもからの意見を聞く機会を確保するひとつの方法として、町のウェブサイト子どもを対象としたページを設け、町に対する意見を伝えるためのメールアドレス等示しておくということができるのではないのでしょうか。同様に、子ども以外の大人に対してもですけれども、ウェブサイトの「町長の部屋」というところがありますけれども、こういうところに同様の「意見募集」というような簡単なものでも、「意見を募集していますよ」というメールアドレスを示していくということも、多くの自治体でやられていることではないかと思います。

再質問です。改めて、今後、こども基本法の理念を踏まえたすべての子どもの意見表明の

機会の確保をどのように進めていくかについて質問したいと思います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） まず、先程の町長の答弁ですけれども、あれはあくまで今回のこども議会が議会主催という位置付けでありましたので、そういった意味でそれを受ける側の町として課題はないという答弁でございました。

また、町が主催でありましたらですね、議員ご指摘のとおり、そういったことが課題となってくるというふうに、もちろん思っております。そういったことについては真摯に考えていかなければならないというふうに思っておりますし、また町の総合計画を立てるにあたりまして、その他の計画を立てるにあたりまして、またいろんなイベントやですね、行事を行うにあたりまして、様々な実行委員会ですとか企画委員会、そういったものを立ち上げておまして、様々な方から意見をお聞きしておりますので、子どもに限らずですね、いろんな方々のご意見を聞いて、その上で町の町政を運営していくということは当然、基本姿勢として持っているつもりでございます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。町議会が主催だから課題はないと答えたっていう答弁だったんですけれども、そうは言っても、やっぱりこども基本法の理念というのは、当然、私もこの場で何回も話もしていますし、ご存じだったはずで、議会という名前がついているから町は受け身でというだけではなかったんだろうと私は思いますよ。

先程の、今後取り組んでいくということですが、前回も話してから何も進んでいないというふうに感じるわけですね。答弁聞いていても。私はひとつの提案として、例えば、ホームページでちょっと子ども向けに分かりやすいところを設けるとか、ご意見くださいみたいな一般的なことを広げていくだけでも、これは第一歩にはなると思うんです。そういうことも検討できないということについて、もう一度答弁いただけませんか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。先程来、申し上げていますように、今回のこども議会についてはですね、議会の方で実施をしようということで進んでいって、町の方に要請があつてですね、一緒に開催をした。そのところだけは押さえておいてほしいと、まず思います。

そういう中でですね、町の方としてはですね、通常のこども議会、議会のようなスタイルでですね、議会はこういうふうにして、いろんな決め事がなされているんですよということ、学習に当然、子どもたちもなったと思います。併せてですね、これ町の方が今度主催ということになればですね、先程課長が言ったようなことになるんですけれども、子どもたちの意見をですね、どうやって政策に反映するか。それはこういうこども議会ももちろん、ひとつのチャンス、チャンスというか、そういうことに活用できますけれども、いろんな取

り方、捉え方あると思うんです。子どもたちも。だから、そういうのはですね、これだけにこだわることなくですね、いろんな機会を捉えてこちらから取りに行く。当然そういうことになると思いますので、いろんな機会を通じながらですね、子どもたちの意見はとっていききたいなと思っております。

○3番（関根律之君） はい。ありがとうございました。

あ、議長。大変失礼しました。

○議長（久保美博君） 関根議員に申し上げます。先程の質問については、通告外の質問にあたっているという点があるので、注意をしておきます。気をつけてください。

○3番（関根律之君） はい。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 次の質問にいきます。

先日のこども議会では、一般質問で、ＪＲを利用して、町外の高校に通う高校生のために、町営バス路線の拡充を求める提案がありました。

これに対して町長の答弁は、「まず、限られたバスの台数、運転手等で効率よく運行するため、町内にある高校への通学に利用しやすいことを第一に考えて状況を設定している。」「町外の高校へ通学するための内子駅へ連絡するバス便は、いずれの中学校区からも設定をしていない。」というものでした。私はこの答弁を聞いていて、質問に対してちゃんと答えておらず、不十分だと感じました。「町内の高校に通う高校生を第一に考えている」、「すべての中学校区からの内子駅に連絡する場所を設定していない」というのは、単に現状を説明しているにすぎず、「町外の高校に通う高校生のためのバスの運行をしてほしい。」という提案を真摯に受けとめていないように感じます。

また、これに加え、最後に「町内の高校への進学も考えてみてください。」と答弁し、逆提案をしています。子どもの人数が少ない内子町の学校にあって、中学卒業後は多様な人との出会いや新しいチャレンジを町外の高校に求める子どもがいるのは、ある意味で自然なことだと思います。町外の高校への進学を考えている個人に対し、町長が町内の高校への進学の検討を進めるというのは行き過ぎた答弁であり、子どもと保護者の意思を尊重していないと感じます。

今後、本町で地域公共交通計画の検討を行っていく中で、町外の高校や高等教育機関に、ＪＲを利用して通う学生に対する通学支援として、町内のバス路線の拡充を検討していただきたいと考えますが、改めて町長の所見を伺います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） はい。ただ今のご質問についてお答えをいたします。

まず、はじめに、先のこども議会での答弁につきまして、町営バスは限られた車両の台数と運転手の中で効率よく運行することが必要でありますので、町内にある高校への通学に

利用しやすいことを考えて時刻表を設定しております。町外の高校へ通学するための内子駅へ連絡するバスには、いずれの中学校区からも設定していないことを答弁したわけですが、提案に対しては真摯にお答えをしていると考えております。

また、進学についてであります。町内の高校で学び、活躍していただきたいと願うことは、町長として当然の思いだと私は思います。強く勧めているわけではございませんので、行き過ぎた答弁とは考えておりません。

それでは、こども議会での一般質問に関連した「町外高校へ進学する高校生のため、ＪＲへ連絡する町営バス路線を拡充しては。」とのご質問でございますが、現在のダイヤ編成は、町内の高校への通学に支障のない時刻設定を基本としております。近年、通学先の高校の選択肢は年々広がっており、松山市方面の高校を選択する方も増えており、通学、送迎等に関しましての保護者のご苦労は大変大きいものと思っております。しかしながら、町外の高校へ進学する高校生にもご利用いただける時刻設定とするには、登校時の朝６時台の始発便を設定するなど、便数を増やすことなどが必要になろうかと思っております。下校便につきましても、それぞれ部活動等の状況により一様ではないと考えます。

また、自宅から最寄り駅等までが遠距離となる方は、高校から許可を得て、原動機付自転車で、最寄り駅まで行かれる場合もあろうかと思っております。

こうしたことから、現時点においては対応は難しいというふうに考えております。

○３番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○３番（関根律之君） はい。具体的にお答えいただきまして、ありがとうございます。

町外の高校に通うために、ＪＲの場合、松山方面と大洲方面とあるわけですが、具体的にこの朝の時間で松山方面の学校に通うためには６時５９分発という列車に乗らないといけないということになると思うんですけど、そうすると、今の町営バスではこれに間に合うものがなくて。もし仮に増減するということになると、小田支所発だと、６時発というものを増便する必要があるんだと思います。これで、途中の小田地域や大瀬、五十崎地区の高校生、大学生が通学に利用できる可能性があるのではないかと思います。

それと、大洲方面ですけれども、７時３３分発の列車がありまして、バスの下り便では、現在７時３０分発、本庁発ですね。この便を１０分早めて、７時２０分発にすれば接続できるんじゃないかというふうに思うんですけども。たった１０分早めるだけで、この大洲方面の列車に接続が間に合うということであれば、利用者がいるのであれば、これはやるべき価値があるんじゃないかと思うんですけども、そのあたりのこといかがですか。１０分早めるだけで接続できるのかなというふうに見えたんですが。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） まず、松山方面ですけれども、ご指摘のとおり、朝、小田支所を６時、あるいは６時１０分ごろの出発の便を１便増やす必要があると思います。また、そ

れとは別に、こちらの本庁の方からですね、行く便も増便が必要だと思います。また同じように、大洲方面への高校に通うための小田方面からのバス、また本庁方向からのバスも必要だと思います。

併せまして、帰りの便ですけれども、帰りの便となりますと、これ帰りは一様ではありませんので、高校によって、3時半に終了する学校もあれば、学年によって4時半、あるいはそれ以降の部活動によって帰ってくる時間帯、様々だというふうに思っておりますので、それぞれに合わせたバス便というのはですね、現在のバスの台数、あるいは運転手を考えまして、現状では非常に難しいというふうに考えております。以上でございます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） はい。特にその帰りの便については高校生、方面によっても様々であると思うので、難しいかなというふうには思うんですが、こども議会の中で、答弁で「J Rのダイヤ改正に合わせて、そのバスの時刻設定も合わせているところがある。」っていうような答弁があったと思うんですけれども、今の町営バスの時刻表を見ると、小田支所発、内子本庁発が7時ちょうど発とか、8時ちょうど発とか、そういうふうになっているんですけれども、先程の答弁のダイヤに合わせてJ Rのダイヤに合わせているっていうことであれば、そういうぴったりの時間というふうには全てならないと思うんですけれども。あまりそのJ Rの時刻に合わせた運行になってないんじゃないかというふうに推測されるんですけど、そのあたりはいかがですか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

○総務課長（黒澤賢治君） はい。これにつきましてはですね、J Rもダイヤ改正がございますので、その都度ですね、一応、松山方面、小田方面のJ Rにぴったりではありませんけれども、それに合わせてですね、あまり待ち時間がない形ですね、合わせてバスの方も運行させていただいている、そういった配慮をさせていただいているところでございます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） だったら、何で本当にちょうど発、ちょうど1時間とかになるのかなというふうに、ちょっと疑問に思うところではあるんですが、地域公共交通計画というのをこれから検討していくということなので、やはりですね、先程、高校生、町外の高校生っていうのも言いましたけれども、高校生だけじゃなくてやっぱり大学生とか専門学校とか、そういうことで町内にはない教育機関に通う方もおられるので。やっぱり公共交通機関って利用するのは、多くの地方で、やっぱり高校生、大学生と高齢者が多いっていうのは、これは一般的なことなので、やっぱり利用者である高校生、大学生年代の方に、もっと詳細にニーズを聞き取るっていうことが必要じゃないかと思うんですけれども、アンケートとか様々な方法があると思いますが、その辺ちょっと検討していただくことはできないでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。ニーズは当然、それは取ればあると思います。ただですね、やっぱりそこには、当然、税金がいるわけですよ。なので、そういった方々に対して、かなり経費的には厳しいと思います。それは、バスであれなんであれ、いろんな手段を使ってやるわけですので、費用対効果というものがですね、どうなのかというところもあると思います。現実問題としてですね。なので、それはその辺もありますのでね。それはニーズは確かにあると思いますよ。皆さんそれぞれの、町内の方はいいですけども、町外に行かれる方はね、何がしかの方法で駅までは行かれているわけですから。そこに、例えばタクシーであれ、バスであれ、何であれ、どうぞ手当しますよって言ったら、それは当然、ニーズはあると思いますけれども、先程言いましたようにそういったところはですね、全体としてどうなのかなというところはあるかなとは思いますが。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） ニーズがあるとは、まあ、そうでしょうけれども、デマンドバスだって赤字、毎年950万円とおっしゃいましたけれども、それでも、やっぱり町民福祉のために必要だと思うから、それでも運行が必要だということでやっているわけですよ。一方で、開発ですよ。私がちょっとまだ疑問に思うということで、小田深山の施設にしても、旧森家の住宅にしても、これ本当に費用をそれだけかける、億をかける効果があるのかというのが、私はまだその説明をもう少し聞きたいということを重ねて申し上げているわけですけども。私は新たな観光開発は効果が不透明だというふうに思いますし、それだったらやっぱり住民福祉のために、高校生だって大学生だって、これ町民なんですから、デマンドバスは今、高齢者の買い物と通院中心というふうに前におっしゃいましたけれども、やはり、もっと若者に対してそういった支援ということを考えるべきじゃないかというふうに思うわけですが、なかなかそれは難しいんですか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。先程、まあ、元の話に戻りますが、高校についてはですね、これは皆さんそれぞれ、町内の高校であれ、町外の高校であれ、どちらへ行かれるのも、それはもう自由ですし、いろんなところで勉強されれば、それはいいことだと思っております。そういう中でですね、やっぱりその行政としてもですね、すべての方にですね、ご満足いただけるような、そういったところができるのかということになるとですね、やっぱり少しはですね、そういったところも経済的なところもですね、私は考える必要もあるのではないかなというふうに思っております。そういうようなところでですね、いろんな今までそれぞれ、松山で下宿をしたりとか、いろんなスタイルで皆さん高校へ行かれておりますけれどもね。そういったところまで、私の立場としてはですね、先程、一番最初に申し上げましたけ

れども、町内には内子高校、また分校があります。近いうちにですね、内子高校、おそらく数年で、今90名ですけれども、81名を切ればカウントダウンが始まりますけれども、そういう状態になる可能性が非常に高うございます。小田分校についても同じです。今、一生懸命やっていますけれどもね。そういうことを考えればですね、町内の高校にも行ってほしいなというふうな思いで、最初申し上げたようなこととございますのでご理解いただきたいと思います。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。先程、最初の答弁で、町長は町内の高校への進学を進めるという答弁について、おおむね適切であったということなのですが、私が適当でないというふうに思うのは、町長が、当然、小田分校、内子高校を支援しているわけですから、中学生全体に対してそういうメッセージを発するということは、これはあって良いことだと思うし、やるべきだというふうには思います。

はい。次に移ります。

第3期内子町総合計画策定にあたり、年に1から数回程度、計画の進捗状況を町民が検証し、情報公開するための町政モニター制度のようなものを作ることを計画に盛り込んではいかがでしょうか。会の構成員には、内容に応じて18歳以下の子どもや20代の若者を入れることとし、公募も取り入れ、毎年一定人数を入れ替える。会は公開が前提で傍聴を可能とし、インターネットによる動画配信も実施してはいかがでしょうか。町長の所見を伺います。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。それでは、お答えをさせていただきます。

総合計画の進捗状況の検証につきましては、現在、「まち・ひと・しごと創生推進本部会議」において内部検証を実施しております。また、住民で組織する団体の代表者や産業関係の代表者、学識経験者、金融機関の代表などで構成する「まち・ひと・しごと創生推進会議」において進捗状況を報告し、その検証をさせていただいているところであり、その結果はホームページで公開をさせていただいております。

加えて、9月議会、予算決算常任委員会において、総合計画の進捗状況を議会へご説明させていただいているところでございます。

このように、内部評価、外部評価、住民の代表である議会への報告説明、ホームページでの公開を行っており、ご提案に代わる仕組みがすでにごございますので、町政モニター制度を作る予定はございません。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 町の総合計画の進捗を確認するための仕組みはすでにあるということですが、町政モニター制度というのは総合計画の進捗確認ということだけではなく、もっと幅広く広聴を通じてまちづくりに生かしていこうということで自治体で取り組んでいるところがあるわけです。まさに、私はそういったこと、広聴を取り入れていくということが、これからのまちづくり、住民参加のまちづくりということに大事ではないかということで、あえてこういうことを提案申し上げたわけですが。広聴という言葉、内子町のホームページで1ヶ所だけあるんですけど、「広報・広聴」というページがあって、その意義が分かっているから、その名前を一応は入れているんだと思うんですが、中身を見るとパブリックコメントっていうのがあるだけで、その中身には古い情報しか入っていないわけです。

町長、広聴ということを、このまちづくりに生かしていくということについて具体的に、その計画に入れていくとか、構想の中で考えていることとか、そういった可能性はありませんか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） はい。当然、いろんな皆さんのですね、町民のいろんなお考え、意見、こういったものを聞きながら、当然、町政を進めていくということになります。これは、ある意味当然のことだろうというふうに思っております。この意見の取り方ですね。これについては、当然、いろんな機会もとらえながら、また私ですと、いろんなところに、例えば会でありますとか、いろんな、こちらから求めてですね、例えば子育て世帯のところへ意見を求めに行くとか、そういうことを、意見を取ろうとすればできるわけです。いくらでも。ですので、そういう意見をですね、いろいろ聞きながら進めていくということですね、当然、広聴というのはそういうことだろうというふうに思っておりますので、特にある意味、当たり前のことなのかなというふうには思っております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） はい。もちろんすでにやっている部分もあるというふうには思います。ただ、あえて広聴という言葉を出して、広報・広聴課であるとか、愛媛県もそうですね。広報・広聴課だったと思いますけれども、そういったことがまちづくりに住民参加が大事ではないかということで進めているところがあるわけで。そういったことも、ぜひ研究していただきたいというふうに思います。

次に移ります。

若者への支援です。第3期町総合計画基本構想案の人口ビジョンと今後の方向性には、目標達成に向けて取り組むべき施策として、「特に女性や進学などで町外に転出する若者へのアプローチが必要」とし、人口減少対策の観点から重点的に取り組むとしています。

1番目として、「転出する若者へのアプローチ」とは具体的にどのような取り組みを考え

ているのでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。第3期内子町総合計画を策定するために行いました「中学生アンケート」では、内子町の町並み・歴史や伝統文化、自然の豊かさに誇りを持っている生徒が多い結果となっております。また、「20歳のアンケート」では、約85%が「内子町に愛着がある」と回答しており、「帰りたい」あるいは「住み続けたい」という回答が50%という結果でした。そのうち、「帰りたいが帰れない」、「住み続けたいが住み続けられない」という回答も15.4%ございました。その理由の大半は、仕事を理由とするものとなっております。

ご質問の提出する若者へのアプローチでございますけれども、これらのアンケート結果に基づきまして、これから進学などで転出する可能性のある児童や生徒などに対しては、引き続き、ふるさと教育の推進による郷土愛の醸成、職場体験や企業パンフレットなどを通じた町内の産業や企業の魅力の発信、就職先を選択するための地元企業説明会などの取り組みを引き続き行ってまいります。

一方、すでに町外で生活している方に対しては、アンケート結果にあるように「帰りたい」、「住み続けたい」と考える人は一定数おりますので、起業創業や事業承継を含む町内の仕事の情報、子育て、教育や住まいに関する情報など、内子の暮らしが具体的にイメージできるような情報を幅広く発信することも必要になると思っております。そのため、日頃からのホームページなどによる情報発信に加え、移住コーディネーターのSNSを活用したり、オンラインコミュニティ上でのチャットやラジオ放送、SNSを活用した情報発信など、少しでも多くの方に情報が届けることができるよう工夫した取り組みを行ってまいります。

情報発信に併せて、首都圏で開催する移住フェアへの参加促進や、移住コーディネーターなどによる移住相談体制の充実など、対面によるアプローチの推進を図っていくことも大切であると考えています。

誰もが住み続けたい、帰りたい、住んでみたいと思っていただけるよう、町の魅力を総合的に高めていくことで、転出する若者に対してアプローチできる手段を増やすことができると考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） いろいろお答えいただきましたが、これまでの対策をやってきたことを、その延長線上でこれからも頑張るといことなのかなというふうに思いました。

次に移ります。

内子町の現在と将来を担う20から40代の若い世代の人たちが地元で愛着と誇りを持ち定着していただけるよう、町の行事などの運営スタッフに、若い人を積極的に募集・登用

し、報奨金を支給してはいかがでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。それでは、お答えいたします。

現在、若い方からご年配の方まで、町や地域のイベントの運営等で頑張っている方はたくさんいらっしゃいます。皆さん、地域に愛着や誇りを持っていらっしゃるからこそ、忙しい中であっても町や地域のイベントなどに積極的に関わっていただいております。このような地域協働による活動が町を形づくっているということを忘れてはならないと考えています。

地域に愛着を持ち、誇りに思い、定着していただくために必要なこと、大事なことは、地域のことを自分のこととして捉え、仲間とともに汗をかき、知恵も使いますけれども、それらの経験を生かして、その経験を通して、苦勞する部分を埋めて余りある一層の達成感や充実感を共有できること。そして、それを粹に感じ、楽しむことができるエネルギーをみんなで蓄積できているということだというふうに思っております。

そのためには、日頃の地域の中に若者の居場所があり、役割があると感じること、楽しめる部分があること、そして何より、人が人を大切に思う関係性があることが必要であろうと思います。日々の暮らしの中で、私たち先輩が、若い後輩である若者のことを、共に地域で生きるものとして、どれだけ大切に、若者の手本となるように、地域に愛着と誇りを持って、自ら若者の前に立ち、行動、活動ができているかにかかっているとも言えます。

このように考えますと、報奨金よりも、日々の暮らしや活動、人間関係の中に大切なことがあり、一部の方に報奨金を支給するということも現実的ではありませんので、ご提案のあった報奨金について取り組んでいく予定はございません。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 若い方もたくさんスタッフとして関わっているという答弁もあったんですけど、私のいる立川地区などでは、行事に年々、もう若い、年々というか、もう高齢者がスタッフとして多くて、若い人が関わってくれる方が非常に少ないというようなこともあります。他の地域は違うのかなと答弁聞いていて、町の中心部は違うのかもしれませんが、その気持ちとかそういうことだけではなくて、やっぱりある程度のインセンティブってことは大事ではないかなと思ったので、ひとつのアイデアとして出させていただきました。

次にいきます。

3番目として、若い世代で、町の将来の課題を話し合う若者会議のようなものを開催し、町に政策提言するような仕組みを検討してはいかがでしょうか。

○総務課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（久保美博君） 黒澤総務課長。

〔黒澤賢治総務課長登壇〕

○総務課長（黒澤賢治君） はい。お答えをいたします。

若者の意見をお聞きし、様々な施策や事業に取り組んでいくことで、若者がまちづくりや地域活動に参加しやすくなり、町や地域への帰属意識や担い手としての意識が高まることなどが期待できるというふうに思います。また、地域の未来に対するビジョンを共に描き共有することで、地域の課題や将来像について自分ごととして考え、地域への愛着や誇りが醸成され、若者が自分たちの役割を感じ、定着する意欲が高まっていくことなどもあるかもしれません。

こうしたことから、第3期内子町総合計画の策定にあたりましては、その中で、住民アンケート、中学生のアンケート、まちづくり中学生会議、20歳のアンケート、子育て世代の皆さんや農林商工業や観光業に携わる皆様でのワークショップ、各分野のキーパーソンへのヒアリングなどを行い、若者はもちろん、幅広い年代や様々な分野の皆様のご意見をお聞きしてきたところでございます。まちづくりに若者の意見を取り入れることは大切なことだと考えておりますが、若者だけでなく、幅広い年代や様々の分野の皆様の意見を施策に反映することも、同じように重要であると考えております。

こうしたことから、今回、総合計画見直しのタイミングで幅広く多くの皆様のご意見をお聞きしてまいりましたので、今のところ、議員ご提案の若者会議などを設置する考えはございません。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 今回の第3期総合計画策定にあたって、住民アンケートであるとか、中学生に対するアンケートであるとか、ワークショップであるとか、幅広く町民の声を聞く取り組みについては、私も素晴らしい取り組みだというふうに思っています。

ただ、この総合計画策定の前年度の活動だけではなくて、継続的に、それは労力は全く同じというわけにはいかないとは思いますが、特に若者へのアプローチが必要というのは、人口ビジョンの中で町自身が語っていることですから、それを具体的にもっとどうしていくかというのを、もっと若者たちに訴えるようなものも出していただきたいと思うんですね。

そういう意味で、ひとつの取り組みで茨城県水戸市の市民モニター制度っていうのをやっているんですけども、水戸の魅力発信課という部署が事務を担い、20歳から39歳の若い世代に市政を紹介するとともに、市政を研究した意見等を市にいただくことを活動の趣旨としているとあるんですね。活動内容は、まず「移住・定住促進に向けたまちづくり」という提言書を提出していただき、年に数回の市政モニター会議への参加、これはオンライン参加もできます。各種施設見学会への参加、その他、市ウェブサイトや広報誌、公式SNSの記事などへの意見・質問などを受け付け、関係部署に回付、共有をしているということをやっているところがあるんですね。若者へのアプローチが必要だとおっしゃったので、こ

こ水戸市は、具体的に市民モニター制度を若い世代に限定しているかは分かりませんが、少なくともこの世代の方に向けて発信をしているわけです。ぜひ意見を聞かせてくださいと。やっぱりこういうことが、人口減少社会を迎えるにあたってこういう取り組みも検討に値するのではないかというふうには私は思うんです。改めていかがでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

○町長（小野植正久君） 先程言ったことと重なると思いますけれども、今、私たちの町1万5,000人弱の人口で、それぞれですね、いろんな会がございます。本当に小さい子どもたちの関連の会からですね、お年寄りの方まで、本当に数えたらどれくらいあるか分かりませんが、ものすごい会があってですね、いろんな委員さんとか、そういう方はかぶっておられる方もとても多いです。そういう中でですね、やっぱりそういうところへ私たちも出かけていったり、いろんな話もいたします。ある程度、その中でですね、若い人たちがどんなふうに、何を求めて、どういうことを思っているかというのは分かります。話をします。ですので、また、たくさんの会をさらにですね、作ってやっていくということがいかなのかなと。先程言いましたようにですね、いろんなところへそういう意見とか要望とか、そういったものは会の中でも十分、あるいは懇親の場でもですね、十分、意見交換できます。ですので、それはこちらから、そういうもちろん気持ちを持ってですね、接するわけですが、そういうことを重ねていけばですね、そういう会に私はとらわれる必要はないのかなというふうには思っております。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 町長、いろんな会にも出席されて、住民の方といろいろ懇談交流の機会をいろいろやられているということは、私は素晴らしいことだと思いますし、その中で聞き取っているものがあるという答弁もいただいたということは、非常に大きいことだというふうには思います。

ただ、そういういろんな会議に参加できる人と参加できない若い人。例えば女性とかが入りにくいとかですね。そういう引っ込み思案なそういう方でも、例えば自分でこう書いて、メールアドレスみたいなのところに意見募集、アンケートに答えてくださいみたいなことだったら、いろいろ書ける。そういう方だっているわけです。ですから、そういうこぼれ落ちているかもしれない、そういう方々の意見を聞くようなこともぜひ考えていただきたいということでいろいろ申し上げているわけです。

次に移ります。時間がもう最後になってきましたので。

最後ですが、本町に5年以上居住し、町民税を納税している20歳から40歳代ぐらいまでの人に対し、5年から10年までは、月額1万円、10年から15年までは月額5,000円程度を支給する若者定着支援金のような施策を検討してはいかがでしょうか。

次善の策として、将来、人員不足による住民サービスの低下が懸念される医療、介護、保

育、教育分野の従事者などに対象者を限定することはいかがでしょうか。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

若い世代の方が内子町に定住し、担い手となっていただくことは、町に稼ぐ力をつけ、住み続けられる町にしていくために最も重要なことのひとつであります。しかしながら、一定の条件を付すとはいえ、一律に現金を支給する制度については、財源の問題や全国に共通した課題であることなどから、まずは国において検討され、取り組むべきものだと考えております。内子町としては、どのような施策や支援を展開していくことで若者に定住していただけるのか、一律ではなく、必要に応じて様々な形で支援をさせていただくことが重要であると考えておりまして、個別具体的に検討しながら、取り組んでいるところでございます。こうしたことから、ご提案のあった若者定住支援金を支給をするような取り組みについては、考えておりません。以上です。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 先程、ここにも書いた、その次善の策、医療、介護、保育、教育分野。これ再質問ではなくて、先程質問したことに答えていただいていないので、改めて質問します。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植正久君。

○町長（小野植正久君） 対象者を限定をしてですね、支給することも併せて、考えておりません。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） いや、あの。地方において、医療や介護や保育や教育分野、この分野が人手不足になると住民サービスに直接影響があるんじゃないかということが一方向われているので、そういう対策を考えてほしいという意味を込めて申し上げたつもりだったんですけれども。まあ、すぐに答えられることはないと思うので、もちろん念頭にはあると思うので、また追々、聞いていきたいと思います。

最後にですね、9月1日の愛媛新聞の記事で、「人口減少克服と東京一極集中の是正を目指す地方創生についての全国首長アンケート」っていうのがありまして、「地方からの女性流出に雇用などの男女格差が影響しているとの回答は60%に上った」という報道がありました。

今、ダイバーシティとインクルージョンということがビジネス社会で言われるようになってきていますが、多様性を尊重して組織に生かしていこうということだと思います。今回

の一般質問で取り上げた子どもや若者、女性、障がい者なども声を上げやすい社会が内子町のような小さな地方自治体にも求められているのではないのでしょうか。多様な住民の声を聞き、まちづくりに参加してもらうことが、若者の流出を抑え、多くの人が来訪し、移住・定住者が増えることで人口減少の割合が緩やかになり、町民が幸せを感じられる町になるのではないかと思います。

住民参加のまちづくりを積極的に推進していくことを町に期待しまして、私の一般質問を終わります。

○議長（久保美博君） ここで、暫時休憩します。午後3時30分から再開いたします。

午後 3時17分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長（久保美博君） 最後に、城戸司議員の発言を許します。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

〔城戸司議員登壇〕

○1番（城戸司君） 1番、城戸司です。

本日最後となる6人目ですので、テンポよく進められたらと思っておりましたが、先程、2期目に挑戦すると力強く示していただきましたので、2期目では取り組んでいただけたらと希望を込めて質問していきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

7月31日に、内子町で初めてとなる「内子町こども議会」を開催しました。一般質問の準備から関わりましたが、率直な感想として「素晴らしいな」と感心しました。自分自身を振り返ってみましたが、中学生の頃に、地域のことや内子町のことを、そこまで一生懸命考えていなかったなあと恥ずかしくもなりました。そして、こういった子たちに住み続けたい、帰ってきたいと思ってもらえれば、内子の将来は安心だと希望を感じました。

子どもたちの思いを受けとめ、丁寧な答弁をされていた町長の態度から同じように感じていたのではないかと推察しますが、所感を伺えればと思います。

○議長（久保美博君） 城戸司議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 先程の関根議員の一般質問と重なりますので、詳細は省略させていただきますが、生徒の皆さんの堂々とした態度、またはきはきとした質問や提案を拝見し、非常に頼もしく住みよい町にしたいという気持ちを感じとることができました。将来を担う子どもたちのためにも、誰もが住み続けたい、帰ってきたいと思える町をつくっていくこ

との重要性を考える機会となり、本当に有意義なものであったと痛感をしております。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。ありがとうございます。

近い将来にくると言われている南海トラフ巨大地震や、毎年のように聞くようになった50年に1度の大雨など、自然災害はいつどこで起こるか分からないので、常日頃から準備をしておく必要があると思います。内子町も防災対策に取り組んでおりますが、今回の質問にもありましたように、子どもが子どもを連れて避難しなければならない状況も出てくるのではないかと感じられます。我々大人では見落としがちなことを子ども目線で指摘してもらったことは、よりよい防災対策につながるのではと感じます。

今回は中学3年生が対象であったため、早い子は次年度から町外に出る子もあるかもしれません。3年半後には、高校を卒業時する時期になり、進学や就職で多くの子が町外に出ていくことと思います。良い思い出や経験がなければ、帰ってこよう、住み続けようと思わないのではないかと考えます。そのためにも、今回のこども議会の一般質問で実現できるものは素早く対応していただきたいと思います。

先日参加したコミスクの講演会でも、子どものころに地域の大人と関わったり、良かったと思える経験をさせる取り組みをしたら、成人式のアンケートで「住み続けたい、帰ってきたい」という意見が、取り組む以前の年代は50%だったのに対し、83%になったということでした。講師の方は、島根県益田市の方で、そこでの取り組みも内子町でできるようなことばかりでありました。

8月の全員協議会の中の総合計画策定に係る経過報告のところで、昨年、中学生会議に先駆けて、中学生全員アンケートを実施したと説明がありました。「将来住みたい、住んでみたい場所は。」に対する答えとして、四国外が38.8%、内子が31.3%、松山が15.5%、海外が3.3%という結果であったという説明であったろうかと思います。

また、20歳の記念式でもアンケートを実施し、「帰りたい、住み続けたい」が50%、そのうちの「帰りたい、住み続けたいが、帰れない、住み続けられない」が15.4%。大半の理由が仕事と答え、「将来どんな内子町であれば、帰りたい、住み続けたいと思うか。」に対しては、若者が楽しめる場やお店の充実、仕事がある、子育て環境の充実と答えたという説明であったと思います。こういった若者の意見を町政に反映していただくことが、町長の目指す内子町につながるのではないかと感じております。

そこで、(2)の質問ですが、今回のこども議会に参加した子だけでなく、より多くの子どもたちに住み続けたい、帰ってきたいと思ってもらいたく、効果の薄い一過性の事業に税金を使うのは反対であるので、今後もこども議会を開催したいと私は感じますが、町長の考えを伺えればと思います。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） ただ今のご質問にお答えをいたします。

今回の「内子町こども議会」は、子どもたちが議会を直接体験することで行政や町議会の仕組みを学び、議会をより身近なものとして感じてもらうこと、また、子どもたちの意見や希望を質問を通して発表し、町政に反映させる機会とするとともに、地方自治について学ぶ場とすることを目的として、町議会の主催で初めて開催していただいたわけですが、今後、町あるいは教育委員会の主催で実施するという事になれば、その開催目的は子どもたちの意見をお聞きする機会を充実し、まちづくりへの関心を持ってもらうために、こども議会を開催することになると思います。

また、そうなりますと、その目的や意義に即して、一部の生徒だけが参加するこども議会が最善の方法なのか検討する必要があるかと思います。

従いまして、今後、町や教育委員会主催による開催については、現在のところ未定でございます。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。ありがとうございます。

町主催、議会主催にかかわらず、そういう経験の場が多いことには越したことはないかと感じますので、議会、町と両輪で子どもたちの成長を見守っていかれたらと思うので、またよろしく願いいたします。

次のインバウンド事業の質問に移りたいと思います。

新型コロナウイルス感染症が第5類に移行され、多くの制限がなくなりました。外国人観光客は移行前から増え、経済を回す上で現在も欠かせない存在となっています。最近では、記録的な円安も後押しをし、外国人観光客の特需で、日本人が国内旅行できないような金額のホテル代や観光地での食事代がニュースで報道されていました。新型コロナウイルス感染症が全世界で騒がれていたときには、自粛自粛で国内の観光業界やホテル業界、飲食業界が助けてほしいといった報道ばかりでありましたが、喉元すざれば何とやらとは、まさにこのことかと感じております。

町内でも、昨年から多くの外国人観光客やその団体を目にするようになりました。3月定例会で「韓国からの観光客を中心とした外国人観光客が増えている。」と町長の招集挨拶で言われており、インバウンドへの対応として、中国語や韓国語に対応した観光ガイドブックの増刷、日本語、英語、中国語、韓国語といった多言語対応のデジタル観光マップの制作も予算化しています。また、6月には、外国人観光客だけではなくにせよ、デジタルサイネージも予算化されました。大洲市が「持続可能な観光地世界1位」になり、大洲市目的の外国人観光客の恩恵も少なからずあると思います。

そこで、(1)の質問ですが、外国人観光客1人あたりの国別消費額や目的について把握

しているのか伺います。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹課長。

〔大竹浩一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 外国人観光客1人あたりの国別消費額や目的について把握していることについて答弁をいたします。

議員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行された後は、水際対策の緩和や円安による追い風により、日本を訪れる外国人観光客、いわゆるインバウンド需要は顕著に増加をしております。

内子町においても、町の強みである歴史的な町並みや里山の原風景などが、日本の文化や歴史、自然に興味を持っているヨーロッパ、アメリカ、オーストラリアのいわゆる欧米豪のインバウンドに注目され、来訪者が増加をしております。また、愛媛と韓国や台湾を結ぶ直行便の運行再開や増便などにより、アジア圏からの来訪者が急激に増加をしております。

ご質問の外国人観光客1人あたりの国別消費額は個別に調査はしていないため把握はできておりませんが、目的につきましましては、内子町が独自に行っております観光マーケティング調査では91.4%の方が観光で、次いで4.8%がお遍路・四国88ヶ所巡礼であることの結果が出ております。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。国土交通省観光庁のプレスリリース、2024年7月19日のところで「インバウンド消費動向調査」というものが出ておりまして、2024年4月から6月というところの調査結果というものが出ております。そういったところでですね、データをしっかり、内子町に限らず、こういった方が、日本に対してこういった目的でというところは。大きすぎるかもしれませんが、枠としては。内子町も少なからず当てはまるのではないかと感じております。最小の金額で最大の効果と常々言われておりますが、そういったところ、効果をしっかり出すために、ピンポイントで攻めるというところも必要なのではないかなと思います。

先程のこの国交省の観光庁の中にですね、国籍地域別で見ると、訪日外国人1人あたりの旅行支出が23万9,000円。国別に見ますと、フランスが41万8,000円、イギリスが41万7,000円、オーストラリアが40万円というふうな順で高いと。費目別ですかね、宿泊はイギリス、飲食はイタリア、交通費はスペイン、娯楽的サービスがオーストラリア、買い物は中国というふうなデータが国のデータとして出ております。

また、別のデータですね、同じ中にあるんですが、アジア圏っていうのが宿泊日数も1桁台ですが、欧米豪というところは2桁になっておりますし、日数が高くなる分、総額は高いんですが、中国に関しましては買い物代というところが旅行費の約半額ぐらい買い物目的となっております。それに対して、欧米諸国に関するものでは食事であったり、アクティビ

ティ体験であったりといったところとなっております。

次に、2の質問にも移っていきますが、知事の2月、3月、4月の定例記者会見で、オーストラリアの誘客や販路開拓の発言をされております。また、愛媛県議会2月定例会においては、広島や大分に多く訪れている欧米豪の旅行者を愛媛県へ取り込むため、サイクリングやお遍路に関心の高い豪州、オーストラリアですね、をメインターゲットにし、フェリー事業者と協力した航路の利便性をPRすると答弁されております。旅行日数も多く、旅行支出も高いオーストラリアをメインターゲットとする県の方針が示されましたが、内子町の今後の戦略について伺いたいと思います。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

〔大竹浩一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） インバウンド事業における今後の戦略について答弁をいたします。

先のご質問でも答弁いたしましたとおり、インバウンドは国や地域によって目的や消費行動が異なることから、内子町の強みを活かせる国や地域、具体的には、欧米豪やアジア圏からのインバウンドをターゲットに選定して訴求していきます。

主に内子町の観光素材を活かせる日本の文化や歴史、大自然に興味がある層をターゲットとし、欧米豪を代表とする2泊以上の連泊が期待されるインバウンドを今後のメインターゲットといたします。

インバウンド事業における今後の戦略についてですが、現在、内子町観光振興計画を策定中で、主に次の3つの取り組み事項を推進してまいります。

まず1つ目は、英語圏の観光客には、内子の文化や歴史、内子にしかない原風景が共感できるとされており、これら内子のコンテンツが効果的に伝わるプロモーションを行います。

2つ目は、インバウンドの認知度を高めるため、愛媛県やせとうちDMO、四国ツーリズム創造機構等の広域DMO、隣接する自治体とのネットワークを活用し、連携強化に努め、広域観光でのプロモーションや誘客促進を行います。

3つ目は、松山空港を利用して来県する欧米豪やアジア圏をターゲットとし、町歩きだけでなくデジタルツールを活用し、旅マエや旅ナカで効果的なプロモーションを行い、町並みから村並み、山並みへとエリアを周遊させ、滞在時間と消費額の拡大を図っていきます。

今後とも増加すると予想されるインバウンド需要に対して、通過型から滞在型周遊観光を促進させるため、デジタル技術などを活用して、旅マエ、旅ナカ、旅アトでの効果的なプロモーションを行います。以上、答弁とさせていただきます。

○1番（城戸司君） 議長。

○議長（久保美博君） 城戸司議員。

○1番（城戸司君） はい。ありがとうございます。

しっかり県の指針に沿って連泊をメインターゲットとしたというところ、特に欧米豪は、

東京、京都なんかの観光目的でもですね、体験型アクティビティ型ということで日本の文化にも触れたいということで、剣道の体験であったりとか、そういった体験型というのがすごい人気になっているそうです。そういったところに対してしっかりお金を使うことが連泊していただき、内子町にしっかりとした費用対効果が生まれてくるのかなというところを感じておりますし、連泊して内子を拠点に大洲とかでお金を使われると、ちょっとそういったところでもったいないところもあるんで、体験型が非常に人気というのであれば、小田深山観光開発の方にもつながっていくのかなというところ。内子でしっかりと連泊して、しっかりと過ごしてもらうようなプランづくりというのを計画をしていっていただきたいと思います。一番してほしくないのが、広島から来た場合、素通りして大洲へ行く。大分から来た場合、素通りして松山へ行くといった取りこぼし。そういったことがないような、内子が南予の玄関口、中予への玄関口であるという利点というのをしっかりと生かした今後の戦略に期待をして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。本日はありがとうございます。

○議長（久保美博君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は9月26日、午前10時に開会します。

本日はこれをもって散会いたします。

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。

午後 3時50分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

令和6年9月第141回内子町議会定例会会議録（第3日）

○招集年月日 令和6年9月26日（木）
○開会年月日 令和6年9月2日（月）
○招 集 場 所 内子町議会議事堂

○出 席 議 員（14名）

1 番	城 戸 司 君	2 番	塩 川 まゆみ 君
3 番	関 根 律 之 君	4 番	向 井 一 富 君
5 番	久 保 美 博 君	6 番	森 永 和 夫 君
7 番	菊 地 幸 雄 君	8 番	泉 浩 壽 君
9 番	大 木 雄 君	10 番	山 本 徹 君
12 番	下 野 安 彦 君	13 番	林 博 君
14 番	山 崎 正 史 君	15 番	寺 岡 保 君

○欠 席 議 員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町 長	小野植 正 久 君	副 町 長	山 岡 敦 君
総 務 課 長	黒 澤 賢 治 君	住 民 課 長	上 山 淳 一 君
税 務 課 長	久保宮 賢 次 君	保健福祉課長	上 野 昌 宏 君
こども支援課長	山 本 勝 利 君	内子町保健センター所長	上 石 由起恵 君
建設デザイン課長	亀 内 重 範 君	会 計 課 長	田 中 哲 君
町並・地域振興課長	大 竹 浩 一 君	小田支所長	中 嶋 優 治 君
農林振興課長	大久保 裕 記 君	環境政策室長	高 嶋 由久子 君
政策調整班長	二 宮 大 昌 君	危機管理班長	宮 田 哲 郎 君
上下水道対策班長	稲 田 彰 二 君	商工観光班長	大 田 陽 市 君
教 育 長	林 純 司 君	学校教育課長	亀 岡 秀 俊 君
自治・学習課長	福 見 光 生 君		
代表監査委員	赤 穂 英 一 君	農業委員会会長	北 岡 清 君

○出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	前 野 良 二 君	書 記	本 田 紳太郎 君
---------	-----------	-----	-----------

○議事日程（第10号）

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 日程第 2 議事日程通告
- 日程第 3 議認第 7 号 令和5年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議認第 8 号 令和5年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議認第 9 号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議認第10号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議認第11号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議認第12号 令和5年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第55号 令和5年度内子町水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第10 議認第13号 令和5年度内子町水道事業会計決算の認定について
- 日程第11 議案第56号 令和5年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第12 議認第14号 令和5年度内子町下水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第57号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第58号 内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第59号 内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第60号 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第62号 内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第63号 内子町成留屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第64号 五十崎特産センターの指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第65号 第39号 令和6年度無線LAN環境整備機器等購入に係る物品購入契約について
- 日程第21 議案第66号 第56号 令和6年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について

- 日程第22 議案第67号 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について
日程第23 議案第68号 愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について
日程第24 議案第69号 第3期内子町総合計画基本構想の策定について
日程第25 議案第70号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第3号）について
日程第26 議案第71号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について
日程第27 議案第72号 第63号 旧森家住宅改修1期工事（設備工事）に係る工事請負契約について
日程第28 議案第73号 第64号 旧森家住宅改修1期工事（建築主体工事）に係る工事請負契約について
日程第29 令和6年請願 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択受理第2号 を求める請願
（産業建設厚生常任委員会付託のもの）
日程第30 発議第4号 防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書
日程第31 議員派遣の件
日程第32 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
日程第33 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第33まで

午前 10時00分 開会

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。ご着席ください。

○議長（久保美博君） それでは、ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（久保美博君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、14番、山崎正史議員、15番、寺岡保議員を指名します。

日程第2 議事日程通告

○議長（久保美博君） 「日程第2 議事日程通告」をいたします。本日の議事日程は、お手元に配付しております「議事日程（第10号）」のとおりであります。これから議事日程

に従って、提出議案の審議に入ります。

-
- 日程第 3 議認第 7 号 令和5年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 4 議認第 8 号 令和5年度内子高等学校小田分校寄宿舍特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 5 議認第 9 号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 6 議認第10号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 7 議認第11号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 8 議認第12号 令和5年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（久保美博君） 「日程第3 議認第7号 令和5年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「日程第8 議認第12号 令和5年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」までの6件を一括議題とします。

予算決算常任委員長に、審査経過並びに結果について報告を求めます。森永予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永委員長。

〔森永和夫予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（森永和夫君） 去る9月2日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました「議認第7号 令和5年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について」から「議認第12号 令和5年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の6件について、審査の結果をご報告いたします。

審査経過等につきましては、配付しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議認第7号」から「議認第12号」までの6件は、原案のとおり認定すべきものとするものです。

去る9月17日及び18日、19日の3日間の日程で委員会を開催し、令和5年度各会計の決算について、歳入歳出決算書、決算資料、わが町の家計簿及び各課で作成された説明資料等に基づき、事業執行においてどのような効果があったのか、住民の福祉の向上にどう寄与しているのかを基本として審査を行いました。

審査における経過及び主な質疑についてご報告をいたします。

まず、一般会計決算からご報告いたします。

1款総務費では、移住定住支援に関して、「希望するのに住むところがないという声をよく聞くが、民間事業者と協力してでも、早急に受け皿の整備をする必要があるのでは。」と

の質問に対し、「不動産事業者とも協議をした経緯もあり、様々な方法で町内に定住できるよう努めている。今後も不動産事業者との連携は深めていきたい。」との答弁がありました。

3款民生費では、若年出産世帯応援事業に関して、「対象年齢が夫婦ともに35歳以下となっているが、40歳になっても出産される方もおり、人口減少対策として年齢制限をなくしてはどうか。」との質問に対し、「35歳以上の方でも出産される状況にあるため、今後検討したい。」との答弁がありました。

4款衛生費では、公共施設への太陽光発電導入について、「今後、本庁への太陽光発電の導入を進めるとのことだが、来年度以降、公共施設への導入目標は何件想定しているか。」との質問に対し、「現段階で何件という数値目標は上げていないが、導入できるところから早めに導入したい。」との答弁がありました。

6款農林水産業費では、イノシシの捕獲後の処理について、「捕獲するイノシシが増える中、捕獲後の処分に困っているとの声を聞くが、処分場などについて前向きに検討できないのか。」との質問に対し、「状況については十分理解しており、内子町において良い方法がないか検討をしている真っ最中である。」との答弁がありました。

7款商工費では、新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給金について、「融資を受けたのはいいが、経営が厳しくなり、返済も厳しくなっているということを全国のニュースで聞くが、町内の状況はどうか。」との質問に対し、「1件だけ廃業された事業者がいるが、その他の事業者については、利子補給する際に聞き取りも行っており、継続して事業をしている。」との答弁がありました。

8款土木費では、木造住宅耐震改修について、「耐震改修工事を進めるためには、耐震診断や改修工事をする町内事業者を増やす必要があると思うが、業者の理解を促進するための対策は。」との質問に対し、「現在、業者向けの耐震技術者の育成講座を開いており、耐震診断や工事ができる業者を育成することに取り組んでいる。」との答弁がありました。

10款教育費では、学校体育館のエアコン設置について、「夏場に気温が上昇する中で、屋外での体育の授業も難しくなってくると思うが、体育館へのエアコン設置についての考えはあるのか。」との質問に対し、「夏場は屋内での体育の授業も過酷な状況にあり、また災害対応の面からも、少しずつでも体育館のエアコン整備を進めていく必要があるのではと考えている。」との答弁がありました。

その他、一般会計決算について多くの質疑がなされました。

採決の結果、「議認第7号 令和5年度内子町一般会計歳入歳出決算」は、全会一致で認定すべきものと決定をいたしました。

次に、特別会計についてですが、「議認第8号 内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計決算」の審議においては、委員から「寮生が定員いっぱいになると、町の繰入金で2,500万円くらいになるが、せめて食費は寮生が負担するべきだと考えるが検討されたのか。」との質問に対し、「学校運営協議会の中では寮費は現状どおりという結論になった。また、県内の全国募集している高校の寮費と比較しても安いとは言えず、むしろ高い方である。」と

の答弁がありました。

討論では、本決算認定に反対する立場から、「今のペースで町からの繰入金を入れ続けることについては課題がある。小田分校の魅力化事業そのものを否定するわけではなく、寮生以外に来てもらえる魅力化の方法も模索すべきであり、寮生だけに1人36万円を支出する方向性が変わらないのであれば、決算については反対すべきものとする。」との討論がありました。

一方で、本決算認定に賛成する立場から、「町が設置した寮の管理運営については町に責任があるとするし、地域の取り組みに対して町が応援することも町としてあるべき姿だと考える。また、小田地域の状況を把握するならば、妥当な決算だと考える。」との討論がありました。

採決の結果、「議認第8号 令和5年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算」は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

その他、「議認第9号」から「第12号」の4つの特別会計についてもそれぞれ質疑がありましたが、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

それぞれの事業において、各担当課長より説明を受け、議決した予算に対し、その執行状況の適否を確認することができました。厳しい財政状況ではありますが、今後においても、健全な財政運営をお願いするものであります。

なお、今回の審査において各委員から出された意見、要望等については十分検討のうえ、今後の町政運営と来年度の予算編成に反映させていただきたいことを申し添え、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） 報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略します。森永委員長、席にお戻りください。

討論、採決は議案ごとに行います。

まず、「議認第7号 令和5年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議認第7号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議認第7号」は委員長のとおり認定されました。

次に、「議認第8号 令和5年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算」の認定についての討論を行います。討論はありませんか。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根議員。

○3番（関根律之君） 私は反対の立場で討論をいたします。

寄宿舎生から食費として月額2万9,700円と個室の光熱費実費として平均約9,000

0円を徴収しているとされますが、寄宿舍運営のPersonnel費と施設管理費、食費を補填するため、令和5年度は1,216万円を一般会計から繰り入れています。繰入金は平成31年度514万円だったものが毎年増え続け、6年度には2,000万円を超える見込みです。本町の補填額は、寮生1人あたり約33万円に相当し、寮生が増えるほど繰入金が増える構造になっています。

町民の高校生約330人の医療費を無料とするために町が支出している費用は令和5年度で約750万円であり、1人あたりでは約2万円です。小田分校に町営バスで通う高校生に定期券代金として町が補助しているのは、1人あたり約6万円です。小田分校存続のための生徒を確保する目的で、町外の高校生約36人のために、1人あたり約33万円、総額で1,216万円を町が寄宿舍運営費として補填するのは、あまりにも過大と言わざるを得ません。

小田分校魅力化のための様々な取り組みは理解しますが、寄宿舍生だけに偏らない支援の仕組みを構築すべきであります。以上です。

○議長（久保美博君） 賛成討論があれば許します。

○13番（林博君） 議長。

○議長（久保美博君） 林博議員。

○13番（林博君） はい。私は賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

内子高校小田分校の寄宿舍については、町が設置した施設であります。条例に基づいた寄宿舍料、使用料を徴収をし、適正に運営をされております。反対意見がありました一般会計からの繰入金が1人あたり多すぎると、寄宿舍生に対してだけ多すぎるというご意見だったんですが、一般会計においても繰り出しは認めて、特別会計で異議を唱えるというのは、どうも意見が通ってないというふうに私は感じるところであります。委員長の報告にもありましたように、地域活性化のためのひとつの町の役割であるというふうに思いますので、賛成をしたいと思います。以上です。

○議長（久保美博君） その他、ありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議認第8号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立多数です。

「議認第8号」は委員長報告のとおり認定されました。

次に「議認第9号 令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。ありませんので、これで討論を終結します。

「議認第9号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議認第9号」は委員長報告のとおり認定されました。

次に、「議認第10号 令和5年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての討論を行います。討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議認第10号」の採決を行います。本案に対する委員長は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議認第10号」は委員長報告のとおり認定されました。

次に、「議認第11号 令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論はありませんか。ありませんので、これで討論を終結します。

「議認第11号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議認第11号」は委員長報告のとおり認定されました。

最後に、「議認第12号 令和5年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議認第12号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議認第12号」は委員長報告のとおり認定されました。

日程第 9 議案第55号 令和5年度内子町水道事業会計剰余金の処分について

日程第 10 議認第13号 令和5年度内子町水道事業会計決算の認定について

○議長（久保美博君） 「日程第9 議案第55号 令和5年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」及び「日程第10 議認第13号 令和5年度内子町水道事業会計決算の認定について」、以上の2件を一括議題とします。

予算決算常任委員長に、審査の経過並びに結果について報告を求めます。森永予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永委員長。

〔森永和夫予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長 去る9月2日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました「議案第55号 令和5年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」、「議認第13号 令和5年度内子町水道事業会計決算の認定について」、この2議案の審査結果をご報告いたします。

審査結果につきましては、「議案第55号」及び「議認第13号」は原案のとおり可決及び認定すべきものとするものです。

議案ごとに、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

「議案第55号 令和5年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」は、条例に基づき、剰余金の処分については議会の議決を得るものとされています。

水道事業で生じた利益剰余金は5,170万6,453円です。減債積立金に4,170万6,453円を積立し、企業債の償還に備えるものです。

また、残りの1,000万円を、将来に必要な工事をするための積立として、建設改良積立金に積み立てるものであります。

いずれも、法に基づいた適切な処分であると判断いたしました。

採決の結果、「議案第55号」は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

続いて、「議認第13号 令和5年度水道事業会計決算について」は、委員から「水道の耐震化工事は計画どおりに実施していると思うが、優先順位として、指定避難所につなぐ水道の耐震工事から進めているのか。」との質問に対し、「自治会館、公共施設等への配管を耐震化する重要給水施設配水管工事を優先的に進めている。」との答弁がありました。

採決の結果、「議認第13号」は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

今後、より一層の企業努力を期待して、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） 報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略します。森永委員長、席にお戻りください。

討論、採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第55号 令和5年度内子町水道事業会計剰余金の処分について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終了します。

「議案第55号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって「議案第55号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議認第13号 令和5年度内子町水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終了します。

「議認第13号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議認第13号」は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第 11 議案第56号 令和5年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について

日程第 12 議認第14号 令和5年度内子町下水道事業会計決算の認定について

○議長（久保美博君） 「日程第11 議案第56号 令和5年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」及び「日程第12 議認第14号 令和5年度内子町下水道事業会計決算の認定について」、以上、2件を一括議題とします。

予算決算常任委員長に、審査の経過並びに結果について報告を求めます。森永予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永委員長。

〔森永和夫予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長 去る9月2日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました「議案第56号 令和5年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」、「議認第14号 令和5年度内子町下水道事業会計決算の認定について」、この2議案の審査結果をご報告いたします。

審査結果については、「議案第56号」及び「議認第14号」は原案のとおり可決及び認定すべきものとするものです。

議案ごとに、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

「議案第56号 令和5年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」は、条例に基づき、剰余金の処分については議会の議決を得るものとされています。

下水道事業で生じた利益剰余金は55万6,526円です。減債積立金に55万6,526円を積立し、企業債の償還に備えるものであります。

いずれも、法に基づいた適切な処分であると判断いたしました。

採決の結果、「議案第56号」は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

続いて、「議認第14号 令和5年度下水道事業会計決算について」は、委員から「下水区域において区域の人口は減少しているが、4年度と比較して処理量が増えている要因は何か。」との質問に対し、「新築の建物も多くあり、単独浄化槽から下水への接続も多くなっていることなどから汚水の量も増えている。」との答弁がありました。

採決の結果、「議認第14号」は原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

今後、より一層の企業努力を期待して、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） 報告が終わりました。委員長報告に対する質疑は省略します。森永委員長、席にお戻りください。

討論、採決は議案ごとに行います。

「議案第56号 令和5年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について」の討論を行います。討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第56号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第56号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議認第14号 令和5年度内子町下水道事業会計決算の認定について」の討論を行います。討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終了します。

「議認第14号」の採決を行います。本案に対する委員長報告は認定とするものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議認第14号」は、委員長報告のとおり認定されました。

日程第 13 議案第57号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 14 議案第58号 内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 15 議案第59号 内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第 16 議案第60号 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第13 議案第57号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「日程第14 議案第58号 内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び

運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「日程第15 議案第59号 内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、「日程第16 議案第60号 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、以上4件を一括議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木委員長。

〔大木産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 去る9月2日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第57号」、「議案第58号」、「議案第59号」、「議案第60号」の4議案について、審査の結果をご報告いたします。

審査経過等につきましては、配付しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第57号」から「議案第60号」までの4議案は、原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告いたします。

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことにより、関係条例の整備をするものです。

委員の質疑においては、「テレビ電話装置等を活用したモニタリングは、介護サービスを受ける側にとっては装置の操作は現実的ではないのでは。」との質問に対し、「確かに現実的ではない面もあるが、今回の条例改正は、人材の有効活用という観点からテレビ電話等を活用してモニタリングできるよう制度改正するもの。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第57号」、「議案第58号」、「議案第59号」、「議案第60号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。大木委員長、席にお戻りください。

討論と採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第57号 内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関

する基準を定める条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第57号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第57号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第57号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第58号 内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第58号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第58号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第58号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第59号 内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第59号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第59号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第59号」は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、「議案第60号 内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」討論を行います。討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第60号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第60号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第60号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 17 議案第62号 内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（久保美博君） 「日程第17 議案第62号 内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 去る9月2日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第62号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第62号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告いたします。

本議案は、国民健康保険法が一部改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

委員の質疑においては「マイナンバーカードを持っていない方には、健康保険証の代わりに資格確認書を送るということだが、これは申請しないと発行されないものなのか。」との質問に対し、「資格確認書は職権で交付するが、現在、交付している健康保険証は経過措置として有効期限まで使えるので、その間は職権交付はしない。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第62号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） 報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。大木委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第62号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第62号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第62号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 18 議案第63号 内子町成留屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定について

○議長（久保美博君） 「日程第18 議案第63号 内子町成留屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定について」を議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員（塩川まゆみ君） 去る9月2日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第63号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては配付しております審査報告書のとおりであり、審査結果については「議案第63号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告いたします。

本議案は、8月16日に開催された公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告に基づく指定管理者の指定につき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

委員の質疑においては「指定管理施設の使用目的と使用頻度は。」との質問に対し「使用目的は主に宿泊、遍路宿として使用されており、年間約200名の利用がある。また、日曜日には地域のサロンとしても活用されている。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第63号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。塩川委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第63号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第63号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第63号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 19 議案第64号 五十崎特産センターの指定管理者の指定について

○議長（久保美博君） 「日程第19 議案第64号 五十崎特産センターの指定管理者の指定について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 去る9月2日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第64号」について審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については「議案第64号」は、原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告いたします。

本議案は、8月16日に開催いたしました公の施設指定管理者選定委員会の審査結果報告書に基づく指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2、第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

委員の質疑においては「からりのように、五十崎特産センターにも幅広い農家を支援し、町の農業を振興する観点から、もっと支援することはできないのか。」との質問に対し、「建物自体も老朽化が進んでいるので、現段階でさらに支援することは難しいと判断しているが、今後検討したいと思う。」との答弁がありました。

採決の結果、「議案第64号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。大木委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第64号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第64号」は、委員長報告とおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第64号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 20 議案第65号 第39号 令和6年度無線LAN環境整備機器等購入に係る物品購入契約について

○議長（久保美博君） 「日程第20 議案第65号 第39号 令和6年度無線LAN環境整備費等購入に係る物品購入契約について」を議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、ご登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 去る9月2日の本会議において総務文教常任委員会に付託されました「議案第65号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果については「議案第65号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告いたします。

本議案は、8月8日に入札を執行し、決定した落札業者との間に締結された物品購入仮契約について議会の議決を求めるものです。

委員の質疑においては、「今回整備する無線LANは、本庁、分庁、小田支所、その他の公共施設に整備するのか。」との質問に対し、「今回は本庁、分庁、小田支所の3施設の予定である。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第65号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、質疑を終結します。塩川委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第65号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第60号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員です。

よって、「議案第65号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 21 議案第66号 第56号 令和6年度内子町クリーンセンター補修工事に
係る工事請負契約について

○議長（久保美博君） 「日程第21 議案第66号 第56号 令和6年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について」を議題とします。

審査経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 去る9月2日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第66号」について、審査の結果をご報告します。

審査結果等については配付しております審査報告書のとおりであり、審査結果については「議案第66号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告いたします。

本議案は8月7日付で工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものです。

委員の質疑においては、「毎年の補修工事は、事業者と打ち合わせの中で、ある程度計画されているのか。」との質問に対し、「緊急的な補修がある場合は別にして、毎年の点検整備結果に基づき、5年間の工事計画を立てて補修工事を行っている。」との答弁でありました。

採決の結果、「議案第66号」は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、質疑を終結します。大木委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第66号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第66号」は委員長報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第66号」は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 22 議案第67号 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約
について

○議長（久保美博君） 「日程第22 議案第67号 愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について」を議題とします。

審査経過並びに結果について委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 去る9月2日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました「議案第67号」について審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては、配布しております審査報告書のとおりであり、審査結果について「議案第67号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告します。

本議案は、高齢者の医療を確保する法律が一部改正されたことに伴い、愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正するものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致により、「議案第67号」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて質疑を終結します。大木委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第67号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第67号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第67号」は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 23 議案第68号 愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

○議長（久保美博君） 「日程第23 議案第68号 愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について」を議題とします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 去る9月2日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました「議案第68号」について、審査の結果をご報告します。

審査経過等につきましては配付しております審査報告書のとおりであり、審査結果について「議案第68号」は原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告します。

本議案は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行により、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務及び規約を変更するものです。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、全会一致により、「議案第68号」は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。塩川委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第68号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第68号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

「議案第68号」は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。午前11時10分から再開します。

午前 11時00分 休憩

午前 11時10分 再開

○議長（久保美博君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 24 議案第69号 第3期内子町総合計画基本構想の策定について

○議長（久保美博君） 「日程第24 議案第69号 第3期内子町総合計画基本構想の策定について」を議題といたします。

本案は議員全員の委員で構成する第3期内子町総合計画基本構想審査特別委員会を設置し、付託していたものです。

審査結果について、委員長の報告を求めます。山崎委員長、登壇願います。

○第3期内子町総合計画基本構想審査特別委員長（山崎正史君） 議長。

○議長（久保美博君） 山崎委員長。

〔山崎正史第3期内子町総合計画基本構想審査特別委員長登壇〕

○第3期内子町総合計画基本構想審査特別委員長（山崎正史君） ご報告申し上げます。

去る9月2日の本会議において当特別委員会に付託されました「議案第69号 第3期内子町総合計画基本構想の策定について、審査の結果をご報告申し上げます。

審査経緯等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、「議案第69号」は原案のとおり可決すべきものとするものであります。

議案について説明を受けた内容並びに質疑等について、ご報告をいたします。

内子町総合計画は、まちづくりの指針となる最上位計画に位置づけるものであり、その構成は基本構想、基本計画、実施計画の3つで構成されるものであります。

本委員会では、その最上階に位置する基本構想について審議を行いました。

基本構想の時期は、令和7年度から令和16年度までの10年間であり、基本構想策定後に5年ごとに基本計画を定めるものです。

基本構想は、内子町の目指す将来像を、現行の総合計画を引き継ぎ、「町並み、村並み、山並みが美しい持続的に発展するまち」とし、その実現に向け、1つ目に、「内子らしさ」を次世代につなぐ。2つ目に、人々が健やかに育ち、幸せに暮らす。3つ目は、「ひと」を結び産業の賑わいを生むという3つの基本視点を掲げるとともに、「ひとづくり」、「生業づくり」、「魅力づくり」、「暮らしづくり」、「安心づくり」の5つの具体的な基本目標を定め、10年間のまちづくりの指針とするものです。

さらに、内子町の人口ビジョンを示し、人口減少対策の観点として、生産年齢人口の回復に取り組むことが重要であるとしています。

委員会においては、多くの質疑がなされました。「関係人口の創出に向け、SNS等を利用した重層的な情報発信の取り組みの重要性」、「人口が減少するなかでの、内子町の産業構成の分析と将来像の明確化」、「インバウンド観光の事業発展や総合基本計画の外国語版の作成などのさらなるグローバル化の推進」、「エネルギー利用の見直しとし、再生可能エネルギーの活用」、「SDGsの視点」や「人権尊重のまちづくりの視点」など、これまで以上に取り組むべきテーマに対する質疑に対し、基本構想の柱である5つの基本目標における位置付けや、今後作成する県基本計画に盛り込むことについて、丁寧な答弁がなされました。

討論では、基本構想案に反対の立場から、「基本構想として示す大事な見直しの表現など、町民に訴えかけるには少しふさわしくない表現などがあるので検討し、修正をすべきでは

ないか。」との討論がありました。

一方で、基本構想案に賛成の立場から、「今までのまちづくりを継続した大きな方向性が保たれているし、また質問があった点には基本計画において対応することであり、提示された構想案は適切な構想案だと考える。」との討論がありました。

採決を行った結果、「議案第69号 第3期内子町総合計画基本構想の策定について」は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を省略します。山崎委員長、席にお戻りください。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○3番（関根律之君） 議長。

○議長（久保美博君） 関根議員。

○3番（関根律之君） はい。私は反対の立場で討論をいたします。

第3期町基本構想は、令和6年度までの第2期基本構想の方向性を基本的に継承しているものと理解いたしますが、9月4日の基本構想を審議する特別委員会では、第2期計画を検証した結果、第2期基本構想の方針としての具体的な変更点、新たな課題としての説明は特になく、委員会審議で委員から指摘があった不足する内容などは、序論や基本計画などで修正や補完をされるという説明がありました。しかしながら、こうした補足となる序論や基本計画案の中身を見ないまま、第2期と比較して言及がなくなった箇所をそのままにして、第3期基本構想を承認するあり方には、やや疑問を感じる部分があります。

以下、第3期基本構想で気になった点を挙げます。

第一に、第2期基本構想で示されていた「住民参加のまちづくり」の観点が後退した印象を受けます。第2期計画の冒頭にあった「まちづくりに取り組むのは、町民一人ひとり」「企業・事業体・活動グループなどが発揮する様々なまちづくり活動の総合力がまちの源泉」「多くの主体が力を合わせて、持ち味や能力を補い合って進めていくためのよりどころとしての総合計画」といった表現は消え、行政目線での表現が強まったような印象を受けます。「1. 内子町の目指す将来像」の次の大項目の「2. 行動理念」には、「歴史にのぞみ、未来をひらく」というスローガンが掲げられていますが、観念的であり、町民参加の意識づけがないと感じます。

また、「5. 基本目標」として、「ひとづくり」「生業づくり」「暮らしづくり」という表題が掲げられていますが、いずれも行政主導であり、こうした表現は主体であるはずの住民当事者にとっての視点に欠けるような印象を受けます。中でも、「ひとづくり」の中に掲げている「ふるさとを愛する心、郷土愛を育む教育の推進」は、第2期基本構想にはなかったものです。地域のよさを再発見するための地域学習は、子ども・大人に限らず推奨されるのはよいとしても、子どもへの「ふるさと教育の推進」が人口減少対策に効果が大きいとは思えず、様々な人の活躍や多様性尊重が求められる現代社会にふさわしい本町の目標として不

適当と考えます。

これからの町の発展には、特に女性や若者の社会参加と活躍がより一層期待されると思いますが、その点についての呼びかけや言及はありません。また、担い手を確保するために外国人を含む多様な人々が今後、町に転入し、増えていくことも想定されますが、そのためには、すべての人の尊厳が守られる、人権尊重の理念が欠かせないと思われます。本町は人権尊重のまちづくり条例を制定しているにもかかわらず、こうした視点への言及が本基本構想に示されていないのは残念です。

また、第2期基本構想で掲げられていた「コンパクトなまちづくり」、「コミュニティの再構築」、「エネルギーの大転換」という表題は、第3期構想では消えていますが、今後においても、より一層、重要性が増している社会課題と思われます。特に、環境危機に対応する町として、「エコロジータウン」のスローガンを引き続き掲げ、昨年には「ゼロカーボンシティ宣言」をしたにもかかわらず、地球温暖化対策としての脱炭素の取り組み推進への言及がないことにも大きな違和感があります。

以上のことから、第3期町総合計画基本構想の策定にあたって、今一度、様々な角度から見直し、町民の幸せ実現のために、よりよい総合計画になることを求め、私の反対討論を終わります。

○議長（久保美博君） 賛成討論があれば許します。

○12番（下野安彦君） 議長。

○議長（久保美博君） 下野安彦議員。

○12番（下野安彦君） はい。私はこの第3次内子町総合計画基本構想に対して賛成の立場で討論します。

関根議員言われますが、住民の人間として、表現の仕方とかの捉え方の違いではないかと思うんです。これ1人で町長が作られたものでもないですし、職員の人を中心となって、アンケートも住民から聞かれて。そして、各種団体、いろんな世代の違う層からも十分に意見を聞かれて、そういった中で、審議会を重ねた中で、承認を得た、作られたものであると思います。まだ今後についてはですね、その課題はいろいろな面で出てくるとは思うのですが、やはりすべてが、この案件じゃなくてもですけども、いつも住民に説明されていない、住民の意見が聞きとれていないと言われますけども、ある程度までを、今回またこの話を聞いた中では、もうこれ以上の方法、どのように聞くんですかというぐらいまでは、町民の意見も聞かれて作成されていると私は思いました。それ以上のこととなると、1軒1軒個別に訪問をしてご意見を聞いてくるような形で構想を作らなければならないかという、そういったことも考えるんじゃないかと思うんですけども、私はこれ十分、住民の意見が反映されて、次の10年に向けての構想になっているというふうに判断をして賛成します。

○議長（久保美博君） 他、討論はありませんか。ありませんので討論を終結します。

「議案第69号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。「議案第69号」は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立多数です。

よって、「議案第69号」は委員長報告のとおり可決されました。

これより、第3期内子町総合計画基本構想審査特別委員会に付託した事件は終了し、本特別委員会は廃止となりました。

日程第 25 議案第70号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第3号）について

日程第 26 議案第71号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（久保美博君） 「日程第25号 議案第70号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第3号）について」、「日程第26 議案第71号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」の2議案を一括議題とし、審査結果について委員長の報告を求めます。森永予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（森永和夫君） 議長。

○議長（久保美博君） 森永委員長。

〔森永和夫予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（森永和夫君） 去る9月2日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました「議案第70号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第3号）について」、「議案第71号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、この2件の補正予算について、9月13日に委員14名出席のもと、各課長等からの説明を受け、質疑を行い、慎重な審査を行いました。

審査の結果につきましては、配付いたしております審査報告書のとおり、2議案とも原案のとおり可決すべきものとするものです。

議案ごとに説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

「議案第71号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第3号）」につきましては、歳入歳出それぞれ4億9,134万1,000円を追加し、歳入歳出予算を117億9,027万5,000円とするものです。前年同期と比較して、3%の増額となっています。

今回の補正予算は、まちづくりの柱である魅力ある風景や生活の基盤整備、農林業の活性化、災害対策の予算化が主な内容となっております。

主な歳出予算ですが、3款民生費においては、児童手当の制度拡充のため、2,284万円を増額補正しており、委員から「第3子以降は手当額が3万円となるが、見込んでいる対象者数は。」との質問に対し、「対象者は高校生まで広がったということ。また3人目の数え方が22歳までが対象となっており、これらの養育状況を確認する必要があるため、明確な対象者数を確定できていない。」との答弁がありました。

4款衛生費においては、高齢者の新型コロナワクチン定期接種として3,813万円を計上しており、委員から「新型コロナワクチン予防接種の助成は、インフルエンザ予防接種と

同じように高校生までの助成はあるのか。」との質問に対し、「子どもへの予防接種は任意予防接種であるため、インフルエンザ予防接種と同様に町独自で補助することについては現在のところ考えていない。」との答弁がありました。

6款農林水産業費においては、有機転換推進事業補助として121万円を計上しており、委員から「土壌に有機たい肥以外を使っていないことをどのように確認するのか。」との質問に対し、「基本的には本人の申請であるが、愛媛のエコファーマーに認定されることが今年度から条件になっている。」との答弁がありました。

10款教育費では、青少年海外派遣事業補助について、渡航費の値上がりから40万円増額補正しており、委員から「海外派遣の渡航費はどのぐらいかかり、どの程度、補助するのか。」との質問に対し、「渡航費は1人あたり57万円で、その3分の1ずつを町と国際交流協会、個人がそれぞれ負担する。」との答弁がありました。

その他、補正予算について多くの質疑がなされました。

採決の結果、「議案第70号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

次に、特別会計1件についてですが、「議案第71号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、歳入歳出それぞれ8,002万1,000円を追加し、総額を29億4,289万1,000円とする。

委員から特に質疑はなく、採決の結果、「議案第71号」は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） 報告が終わりました。委員長報告に対する質疑を省略します。森永委員長、席にお戻りください。

討論、採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第70号 令和6年度内子町一般会計補正予算（第3号）」について」の討論を行います。討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第70号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第70号」は委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第71号 令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について」の討論を行います。討論はありませんか。ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第71号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

よって、「議案第71号」は委員長報告のとおり可決されました。

**日程第 27 議案第72号 第63号 旧森家住宅改修1期工事（設備工事）に係る工事
請負契約について**

○議長（久保美博君） 「日程第27 議案第72号 第63号 旧森家住宅改修1期工事（設備工事）に係る工事請負契約について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第72号 第63号 旧森家住宅改修1期工事（設備工事）に係る工事請負契約」につきましては、9月4日に入札を執行し、仮契約を締結した工事請負契約について議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、町並・地域振興課長に説明いたさせますので、よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

〔大竹浩一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 「議案第72号 第63号 旧森家住宅改修1期工事（設備工事）に係る工事請負契約について」ご説明申し上げます。

議案書1-2の1ページをお開きください。

契約の目的でございますが、「第63号 旧森家住宅改修1期工事（設備工事）に係る工事請負」でございまして、契約の方法につきましては、一般競争入札による契約でございます。

契約金額は5,522万円で、契約の相手方は、喜多郡内子町内子1526番地、有限会社田丸電気水道設備、代表取締役、田丸仁でございます。

落札率につきましては96.2%。

工期につきましては、議会の議決のあった翌日から令和7年3月14日の予定でございます。

次に、資料にて概要を説明させていただきます。

議案等説明資料11-2の1ページをお開きください。

事業場所は、資料左上の位置図にあるように、内子本町商店街の中心部に位置しており、近隣施設としてビジターセンターと歴史民俗資料館があり、旧来の町並を残す重伝建地区と内子座との中央にあることから、両者をつなぐ中継点としての側面があります。施設活用により、人の流れや賑わいを創出し、ひいては商店街の活性化に寄与する施設として整備す

るものでございます。

設備工事の概要についてご説明申し上げます。

主に、旧森家住宅のうち、主屋、下土間、燃料蔵の内外装改修工事、外構工事に伴う電気・機械設備の一式工事を行うものでございます。

資料上段の「1階空調等」と「2階空調等」の赤字で表記している箇所は、主屋の空調設備や衛生設備、冷蔵庫などの什器設備の配置となっており、これらの配線及び配管工事となります。

資料下段の「構内配電・通信線路図」ですが、右側部分の緑字で表記しているキュービクル、受変電設備を設置するもので、これは多くの電気を必要とする施設であることから、電力会社を通して送られてくる高圧電気を100Vや200Vに変圧する設備で、第1期工事施設へ配電する線路図となっております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。ありませんので、これにて、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ありませんので、これにて討論を終結します。

「議案第72号」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

従って、「議案第72号」は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 28 議案第73号 第64号 旧森家住宅改修1期工事（建築主体工事）に係る 工事請負契約について

○議長（久保美博君） 「日程第28 議案第73号 第64号 旧森家住宅改修1期工事（建築主体工事）に係る工事請負契約について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 「議案第73号 第64号 旧森家住宅改修1期工事（建築主体工事）に係る工事請負契約」につきましては、9月4日に入札を執行し、仮契約を締結した工事請負契約について、議会の議決を求めるものでございます。

その内容につきましては、町並・地域振興課長に説明いたさせますので、よろしくご審議

のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 議長。

○議長（久保美博君） 大竹町並・地域振興課長。

〔大竹浩一町並・地域振興課長登壇〕

○町並・地域振興課長（大竹浩一君） 「議案第73号 第64号 旧森家住宅改修期工事（建築主体工事）に係る工事請負契約について」 ご説明申し上げます。

議案書1-2の2ページをお開きください。

契約の目的でございますが、「第64号 旧森家住宅改修1期工事（建築主体工事）に係る工事請負」でございまして、契約の方につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約金額は、1億2,848万円で、契約の相手方は、喜多郡内子町城廻472番地、株式会社山本建設、代表取締役、長岡健次でございます。

落札率につきましては、98.0%。

工期につきましては、議会の議決のあった翌日から令和7年3月14日の予定でございます。

次に、資料にて概要を説明させていただきます。

議案等説明資料11-2の1ページをご覧ください。

建築主体工事の概要についてご説明申し上げます。

対象となる建物は、右側の現況写真、一番上、1は主屋で、木造2階建て、延べ面積197.77㎡。

その下の写真2は燃料蔵で、木造平屋建て、延べ面積23.30㎡。

その下の写真3は、下土間で、木造2階建て、延べ面積73.99㎡となっております。

資料中央部の平面図は、上が1階、下が2階部分となっております。

整備方針といたしまして、先程説明いたしました3つの建造物は、店舗及びテナント施設へ用途変更を行い、建物の耐震性を考慮しつつも往時の面影を残す外観を復元し、利便性を向上した施設へと改修を行うものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（久保美博君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。ありませんので、これで討論を終結し、「議案第73号」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

従って、「議案第73号」は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第 29 令和6年請願受理第2号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願

○議長（久保美博君） 「日程第29 令和6年請願受理第2号 『最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書』の採択を求める請願』を議題とします。

この請願は、6月定例会において産業建設厚生常任委員会に付託し、引き続き閉会中の継続審査となっていたものであります。

産業建設厚生常任委員長から審査結果の報告をお願いします。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（久保美博君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。

令和6年6月14日、閉会中の当委員会に付託されました『令和6年請願受理第2号「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願』について、8月6日及び9月12日の2日間、当委員会を開催し、審査を行いましたので、審査の結果についてご報告申し上げます。

審査経過並びに審査結果につきましては、請願審査報告書のとおりであります。

本請願事項は、最低賃金の地域別制度は、最低賃金額の高い地域に人口の一極集中や、若者の都市部への流出を促し、最低賃金額の低い地域においては、低賃金はもちろんのこと、年金、生活保護など、あらゆる生活と経済格差につながっている。最低賃金額の地域格差は、地域経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませる原因となっていることから、最低賃金法を全国一律制度に改正し、中小期限企業への支援策を抜本的に拡充、強化する請願を国に対して提出することを求めています。

委員から、請願への反対意見として、「基本的に賃金は労使協議で決まるものであり、地域の状況、企業の状況を考慮して賃金は決まるものと考える。」また、「国民生活を改善するためには、賃上げだけでなく、社会保障も含めて総合的に取り組む必要があると考えるため、賃上げだけを拙速に要望することは反対である。」との討論がありました。

一方、請願へ賛成意見として、「最低賃金額が全国一律でないのは、OECD諸国の中でも日本が例外的な国であり、日本における都市部と地方の人口格差や経済格差の大きな要因のひとつとして、地域別最低賃金制度がその要因と指摘されている。」また、「愛媛県では、最低賃金引き上げ額を目安額に9円上乗せして59円とし、徳島県では、目安額に34円を上乗せして84円としており、最低賃金額を上げることは全国の共通認識である。また、それに合わせて、経済的に厳しくなる中小企業の支援策を検討強化することは当然のことである。」との討論がありました。

採決の結果、「令和6年請願受理第2号」は、賛成少数で不採択とすべきものと決定しま

したので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（久保美博君） ただ今の委員長報告に対する質疑はございませんか。ありませんので、これにて質疑を終結します。大木委員長、席にお戻りください。

○議長（久保美博君） これより討論を行います。

この請願に対する委員長報告は不採択です。よって、請願に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

○3番（関根律之君） はい。

○議長（久保美博君） 関根律之議員。

○3番（関根律之君） 私は賛成の立場から討論を行います。

請願項目の3つのうちの1つ目は最低賃金を全国一律制度にすることです。現状では都道府県ごとに決定し、この10月から適用される地域別最低賃金では、最も高い東京都と秋田県で212円、約2割の差があり、人口の一極集中や地域経済の疲弊を招いているとの指摘があります。また、世界では最低賃金を全国一律制度にしている国がほとんどで、日本のように地域別最低賃金を採用している国は少ないという調査もあります。

2つ目は、労働者の生活を支えるために、最低賃金1,500円以上を目指すことです。県別の最低生活費資産調査では、全国どこでも時給1,500円以上が必要とされ、岸田首相が示している2030年代半ばまでに1,500円以上という目標を少しでも早める必要があります。

3つ目は、全国一律に1,500円以上に引き上げていくために、中小企業への財政・税制上などでの支援措置を拡充・強化することを求めるものです。暮らしを底上げするための賃上げを実現し、景気を上向かせて経済の好循環を果たしていくためにも、国による中小企業への支援は必要不可欠です。

愛媛県では、この10月から最低賃金は59円引き上げられ、956円となりますが、町内の労働者の多くに波及する賃上げを実現し、暮らしを支え、地域経済の活性化を推進していくために、本請願の趣旨である最低賃金全国一律1,500円以上を目指し、そのための中小企業への支援の拡充を国に求めていくことは妥当なことであり、賛成すべきものと考えます。以上です。

○議長（久保美博君） 次に、請願に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

○4番（向井一富君） 議長。

○議長（久保美博君） 向井一富議員。

○4番（向井一富君） 私は請願に反対の立場で討論させていただきます。

自由な経済社会においては、賃金はやっぱり、基本的には労働者と企業の方でしっかりと話し合いで決めていくというのが基本にあると思います。また、地域間でも、おのずと差が出てくるというのが、今のこの自由経済の中では仕方のないことなのかなと考えております。その中でも、岸田首相もこの度に過去最高の賃上げをする目標を掲げておりまして、いろんな方面からの取り組みをされていくことを表明されております。そういった意味で

は、我々としては、この取り組みを今はしっかりと見守ることが大切だと考えておりますので、この請願においては反対の立場で討論をさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（久保美博君） 賛成者の発言はありませんか。

○2番（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川まゆみ議員。

○2番（塩川まゆみ君） はい。私は本請願に賛成の立場で討論したいと思います。

これまでの反対討論にも、委員会報告でもありましたが、確かに賃金というものは自由経済においては労使間の交渉が基調であり、また地域経済を反映して、ある程度の賃金格差も容認するというご意見もありますけれども、日本国憲法では、憲法25条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」として、これを保障しております。また、その2においては、「国は、すべての生活部面において、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」行きすぎた賃金格差や、この労使間の交渉で最低限の水準が守られないところにおいては、国が何らかの是正措置をとるのが必然であり、これもまた日本国憲法の問題であります。そして、地方自治体として最も労働者に身近なところから、この近年の生活の困窮、物価の上昇に対応できない状態を見ている地方議会としまして、この皆さんの住民の意見を反映して、国に是正するようという意見を上げることは全く必然であり、この請願を採択して国に意見書として上げることは当然のことと考えます。よって、私は賛成の立場です。以上です。

○議長（久保美博君） 他、反対討論のある方はありませんか。

○13番（林博君） 議長。

○議長（久保美博君） 林博議員。

○13番（林博君） はい。私はこの請願に反対の立場で討論をさせていただきます。

賛成の同僚議員からご意見があるように、今の日本、一極集中という現状は否定できないものがあります。しかしながら、都市部は都市部、地方には地方の経済情勢等々、環境の違いも大きくあります。拙速に、これを同一賃金に引き上げることに対しては、地域社会の維持にも、問題が発生する可能性も大という見方を、私はせざるを得ないというふうに思います。同僚議員からは憲法の関係も言われましたが、どうしても困窮者に対しては国の制度もあり、生活の保障もされております。どこがそれぞれの生活の最低レベルかというのは、それぞれの人生において違うと思います。ですので、この請願に対しては、先程の同僚議員の意見のとおり、今すぐこういう意見書を提出するべきではないというふうに判断しますので、請願に反対の立場の意見を述べさせていただきます。以上です。

○議長（久保美博君） 他、討論はありませんか。ありませんので、討論を終結します。

これより委員長報告があった『令和6年請願受理第2号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願』の採決に入ります。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

「請願受理第2号」を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立少数であります。

従って、「請願受理第2号」は不採択とすることに決定しました。

日程第30 発議第4号 防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書

○議長（久保美博君） 「日程第30 発議第4号 防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。塩川総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） 議長。

○議長（久保美博君） 塩川委員長。

〔塩川まゆみ総務文教常任委員長登壇〕

○総務文教常任委員長（塩川まゆみ君） それでは、「発議第4号 防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書」について、ご説明させていただきます。

お手元の議案書をご覧ください。

防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書。

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）に対し、別紙意見書を提出することにつき、内子町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出する。

令和6年9月26日提出。

提出者 内子町議会 総務文教常任委員会 委員長 塩川まゆみ。

提出の理由といたしまして、今後想定される南海トラフ地震など大規模災害から町民生活を守るため、防災・減災、国土強靱化対策の十分な事業量を確保するとともに、地方の意見を十分に反映した防災対策の補助制度の創設・拡充を求め、政府に対し意見書を提出するものである。

意見書の内容については、次のページ以降のとおりであり、先の全員協議会でご確認いただいたとおりでございます。

以上について、地方自治法第99条の規定により、本意見書を提出したいと思いますので、ご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（久保美博君） 質疑、討論を省略し、直ちに採決に入ります。塩川委員長、席にお戻りください。

これより「発議第4号」の採決に入ります。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（久保美博君） 起立全員です。

従って、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 3 1 議員派遣の件

○議長（久保美博君） 「日程第3 1 議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

従って、議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定しました。

日程第 3 2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（久保美博君） 「日程第3 2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第7 5条の規定により、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、次期定例会まで閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

従って、議会運営委員長からの申し入れのとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 3 3 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（久保美博君） 「日程第3 3 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

各常任委員長から会議規則第7 5条の規定により、次期定例会まで閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（久保美博君） ご異議なしと認めます。

従って、各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

ここで、小野植町長、ご挨拶をお願いします。

○町長（小野植正久君） 議長。

○議長（久保美博君） 小野植町長。

〔小野植正久町長登壇〕

○町長（小野植正久君） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。

まずは提案いたしました議案について、慎重審議のうえ、全議案をお認めいただき、まことにありがとうございました。それぞれの審議の中でいただきましたご意見等を踏まえ、業務の趣旨、目的に沿って、適切に執行してまいります。

さて、先日、姉妹都市盟約を締結しておりますドイツローテンブルク市のナザー市長から帝国都市まつりへの招待を受け、久保議長をはじめ、関係者と一緒に参加してまいりました。ローテンブルク市では、どこを訪れても温かく迎え入れていただき、訪問中には、大規模で歴史的な劇の鑑賞やハイキングなどに参加させていただくなど、その中でたくさんの歓迎を受けました。また、2026年の姉妹都市15周年記念式典についても、意見交換を行うことができました。

今回の訪問により、改めて、中世の宝石箱と呼ばれるローテンブルク市の町並みの美しさに感動をいたしましたし、本当に素晴らしい町と姉妹都市盟約を結ばせていただいていることに誇りを感じました。

これから先も町並み保存を軸としたまちづくりを展開するとともに、ローテンブルク市と連携しながら町の魅力を高めていきたいという思いが高まった次第であります。

一方、ご存じのとおり、石川県では、能登半島地震からの復興に向けていた最中、今度は大雨による河川の氾濫や土砂崩れなどが発生し、多くの死者や行方不明者が確認をされています。犠牲になられました方々に対し心から哀悼の誠をささげますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

町内におきましても、将来、大規模災害が発生する可能性は十分に考えられ、日頃から万が一の災害発生に備えた体制を整備してまいりますので、今後ともご支援、ご指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

これからさらに秋の深まりを感じる季節を迎えます。議員各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、町政発展のため、引き続き、町行政に対しましてご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、町長としての挨拶に代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（久保美博君） 以上をもって、令和6年9月第141回内子町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（前野良二君） ご起立願います。礼。

午後 12時5分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

内子町議会議員

内子町議会議員

第141回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

1. 議員提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
発議 3	内子町議会委員会条例の一部を改正する条例について	R6.9.2	R6.9.2	原案可決
発議 4	防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書	R6.9.26	R6.9.26	原案可決

2. 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
報告 4	株式会社内子フレッシュパークからりの経営状況を説明する書類の提出について	R6.9.2	R6.9.2	受理
報告 5	小田まちづくり株式会社の経営状況を説明する書類の提出について	R6.9.2	R6.9.2	受理
報告 6	公益財団法人内子町国際交流協会の経営状況を説明する書類の提出について	R6.9.2	R6.9.2	受理
報告 7	健全化判断比率の報告について	R6.9.2	R6.9.2	受理
報告 8	資金不足比率の報告について	R6.9.2	R6.9.2	受理
報告 9	内子町教育委員会の点検・評価の書類の提出について	R6.9.2	R6.9.2	受理
議認 7	令和5年度内子町一般会計歳入歳出決算の認定について	R6.9.2	R6.9.26	認定
議認 8	令和5年度内子高等学校小田分校寄宿舎特別会計歳入歳出決算の認定について	R6.9.2	R6.9.26	認定
議認 9	令和5年度内子町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	R6.9.2	R6.9.26	認定
議認 10	令和5年度内子町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	R6.9.2	R6.9.26	認定

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
議認 1 1	令和5年度内子町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	R6.9.2	R6.9.26	認定
議認 1 2	令和5年度内子町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	R6.9.2	R6.9.26	認定
議案 5 5	令和5年度内子町水道事業会計剰余金の処分について	R6.9.2	R6.9.26	原案可決
議認 1 3	令和5年度内子町水道事業会計決算の認定について	R6.9.2	R6.9.26	認定
議案 5 6	令和5年度内子町下水道事業会計剰余金の処分について	R6.9.2	R6.9.26	原案可決
議認 1 4	令和5年度内子町下水道事業会計決算の認定について	R6.9.2	R6.9.26	認定
議案 5 7	内子町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	R6.9.2	R6.9.26	原案可決
議案 5 8	内子町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	R6.9.2	R6.9.26	原案可決
議案 5 9	内子町指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	R6.9.2	R6.9.26	原案可決
議案 6 0	内子町指定居宅介護支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	R6.9.2	R6.9.26	原案可決
議案 6 1	内子町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	R6.9.2	R6.9.2	原案可決

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
議案 62	内子町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	R6.9.2	R6.9.26	原案可決
議案 63	内子町成留屋地区まちづくり施設の指定管理者の指定について	R6.9.2	R6.9.26	原案可決
議案 64	五十崎特産センターの指定管理者の指定について	R6.9.2	R6.9.26	原案可決
議案 65	第39号 令和6年度無線LAN環境整備機器等購入に係る物品購入契約について	R6.9.2	R6.9.26	原案可決
議案 66	第56号 令和6年度内子町クリーンセンター補修工事に係る工事請負契約について	R6.9.2	R6.9.26	原案可決
議案 67	愛媛県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約について	R6.9.2	R6.9.26	原案可決
議案 68	愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について	R6.9.2	R6.9.26	原案可決
議案 69	第3期内子町総合計画基本構想の策定について	R6.9.2	R6.9.26	原案可決
議案 70	令和6年度内子町一般会計補正予算（第3号）について	R6.9.2	R6.9.26	原案可決
議案 71	令和6年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	R6.9.2	R6.9.26	原案可決
諮問 1	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	R6.9.2	R6.9.2	原案可決
議案 72	第63号 旧森家住宅改修1期工事（設備工事）	R6.9.26	R6.9.26	原案可決
議案 73	第64号 旧森家住宅改修1期工事（建築主体工事）	R6.9.26	R6.9.26	原案可決

3. 請願

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
令和6年 請願受理 1	伊方原発を即刻止めることを県知事に求める請願	R6.9.2	R6.9.2	不採択
令和6年 請願受理 2	「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める請願	R6.9.26	R6.9.26	不採択

議員提出議案

発議第3号

内子町議会委員会条例の一部を改正する条例について

内子町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のように定めることにつき、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに内子町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出する。

令和6年9月2日提出

提出者 内子町議会 議会運営委員会

委員長 山本 徹

(提案理由)

次回の内子町議会議員選挙より、内子町議会議員定数が13人となるため、内子町議会委員会条例の一部を改正するものである。

(別紙)

内子町議会委員会条例の一部を改正する条例

内子町議会委員会条例（平成17年内子町条例第225号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「8」を「7」に改め、同条第4号中「15」を「13」に改める。

第7条2項中「8」を「7」に改める。

附 則

この条例は、交付の日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出された議員の任期の始まる日から施行する。

議員提出議案

発議第4号

防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）に対し、別紙意見書を提出することにつき、内子町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出する。

令和6年9月26日提出

提出者 内子町議会 総務文教常任委員会
委員長 塩川 まゆみ

（提出の理由）

今後想定される南海トラフ地震など大規模災害から町民生活を守るため、防災・減災、国土強靱化対策の十分な事業量を確保するとともに、地方の意見を十分に反映した防災対策の補助制度の創設・拡充を図ることを求め、政府に対し意見書を提出するものである。

（別紙）

防災・減災、国土強靱化対策の更なる推進を求める意見書

近年、気候変動の影響により全国各地で水災害が激甚化・頻発化しているほか、本年1月に最大震度7を観測し甚大な被害をもたらした能登半島地震では、家屋の倒壊や火災、津波、土砂崩れなどで多くの尊い命が失われるとともに、地盤の液状化や隆起等により、道路や港湾、上下水道等のインフラ施設にも大規模な被害が発生した。加えて、山がちな半島部では道路の寸断により集落の孤立が相次ぎ、救助活動や救援物資の輸送が難航したところである。

切迫する南海トラフ地震への備えが急務となっている本町においても、能登地域と同様に中山間地域に集落が点在するなど共通点も多いことに加え、本年4月に最大震度6弱を観測した豊後水道を震源とする地震が発生し、町民の地震に対する危機感が一層高まって

いる。

また、道路、河川等のインフラ施設は、高度経済成長期に整備されたものが多く、今後老朽化が進行し、修繕の必要な施設が急増することから、不具合が生じてから対策を行う事後保全型から脱却し、戦略的な維持管理・更新に向け、長寿命化計画に基づく予防保全型メンテナンスへの移行を推進していく必要がある。

政府は、先般閣議決定した骨太の方針において、改正国土強靱化基本法に基づき法制化された「国土強靱化実施中期計画」に向けた検討を最大限加速化し、今年度の早期に策定に取り組むことを示したところである。

このようななか、本町においても、大規模災害から町民生活や地域社会を守るために、災害に強い町づくりに取り組んでいるところであり、国による令和7年度までを期間とする「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」終了後も切れ目なく、十分な予算を安定的かつ継続的に確保する必要がある。

よって、国においては、次の事項について措置されるよう強く要望する。

記

1. 昨今の自然災害の激甚化・頻発化や加速度的に進行するインフラ施設の老朽化を踏まえ、5か年加速化対策終了後も中長期的かつ明確な見通しの下、国土強靱化の取組みを安定的・継続的に推進できるよう、「国土強靱化実施中期計画」を速やかに策定し、必要かつ十分な事業量を確保すること。

2. 「国土強靱化実施中期計画」の策定にあたっては、能登半島地震の検証を踏まえた地震・津波対策の強化に加え、長年の懸案事項に対する地方の意見を十分に反映し、「防災対策等としてのトンネル整備・改築に係る個別補助制度の創設」、「河川管理施設の老朽化対策に係る採択要件の緩和」など、補助制度の創設・拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月26日

愛媛県内子町議会